

児童相談所児童福祉司の専門性に関する研究

子ども家庭福祉研究部	高橋重宏・才村純・山本恒雄・有村大士
非常勤研究員	永野 咲
研修員	鶴岡裕晃
嘱託研究員	中谷茂一 (聖学院大学)
	澁谷昌史 (関東学院大学)
	伊藤嘉余子 (埼玉大学)
	佐藤和宏 (神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所)
	村田一昭 (愛知県立大学)
	高橋幸成 (日本社会事業大学大学院)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課	八戸弘仁
十文字学園女子大学	栗原直樹
神奈川県中央児童相談所	佐久間てる美
東京都児童相談センター	坂井隆之

要 約

主任研究者らは平成 14、18 年に児童福祉司のストレスについての調査を実施してきた。今回調査ではストレスに加え、児童福祉司の専門性として子どもの権利擁護について調査を行った。その結果、各自治体の児童福祉司の増員により部分的に情緒的消耗間が減少したものの、相対的には依然高いストレスを抱えており、さらなる増員が必要であることが明らかとなった。加えて、福祉専門職採用では子ども家庭福祉に必要な子どもの権利についての意識が高いことが把握され、また教員・保育士などのいわゆる対人援助職については、児童福祉司と異なる専門性を示す傾向が示唆された。

子どもの権利を守る最後の砦として、児童相談所へのさらなる人員配置と専門性の向上が求められる。

キーワード：児童相談所 児童福祉司 専門性

A Study of Social Workers' Expertise in Child Guidance Centers

Shigehiro Takahashi, Jun Saimura, Tsuneo Yamamoto, Taishi Arimura, Saki Nagano, Hiroaki Tsuruoka, Shigekazu Nakatani, Masashi Shibuya, Kayoko Ito, Kazuhiro Sato, Kazuaki Murata, Yukinari Takahashi, Hirohito Hachinohe, Naoki Kurihara, Terumi Sakuma, Takayuki Sakai

Abstract : This study is research of stress and experience of the social workers of the Child Guidance Center. Former, the chief researcher surveyed in 2002 and 2006. As a result, part of stress of the social worker decreased, but there was not the big change as the whole. In addition, the social worker employed as an expert of the welfare had the high consciousness about the right of the child and the spirit of self-advancement.

Keywords : Child Guidance Centers social workers of Child Guidance Centers expertise

I. 研究目的

近年、子ども虐待の対応件数が増加し、加えて地域支援や複雑なケースも増加している。主任研究者らは、平成14、18年度の研究において、標準化された尺度(Maslach's Burnout Inventory: 以降「MBI」)を用いた児童相談所児童福祉司のストレスの調査を行ってきた。本研究は、上記の先行調査の一部を継続する形で実施するものであり、継続的なデータから児童福祉司のストレスの客観的および経年的把握を目的としている。

さらに、本研究では、業務の実施体制や専門性の程度、子どもの権利擁護に関する意識についても調査を行い、ストレス等との影響および児童福祉司の持つべき専門性についても検討を行う。上記の目的が達成されることにより、今後の児童福祉司配置や専門資格等についての基礎資料が得られることが期待される。

II. 研究方法

上記先行研究を継続し、全国の児童福祉司を対象に質問紙調査を実施した。担当ケース数やスーパーバイズ等の体制等、児童福祉司を取り巻く諸条件とMBIの関連についての項目は、前回調査を継続している。

さらに児童福祉司の専門性の具体的な内容を検討するため、質問紙には子どもの権利擁護に対する児童福祉司の意識についてのビネット調査を加えた。

調査実施時期は、2010年11月～12月。回収票は1554票で回収率は約62.2%となった。

具体的な分析にあたっては、以下の点に留意し、分析を行うこととする。まず、単純集計を中心に、①児童福祉司ひとりあたり担当件数、②勤務時間、③職場環境についての意識、④専門性、⑤子どもの権利擁護に関する意識、の5点について把握する。その後、統計解析を行い、子どもの権利擁護に関する意識について、因子分析等を実施し、子どもの権利擁護について児童福祉司の意識構造を把握する。また妥当な担当ケース数については、追試の意味も込め、改めて分析を行い、検証を行う。

III. 結果と考察

1. 回答者属性による分析結果

(1) 採用方式

採用方式についてたずねたところ、「福祉専門職採用」が703名(45.1%)と最も多く、次に「一般行政職採用」が548名(35.1%)であった。前回調査ではそれぞれ533名(41.0%)、547名(42.1%)であった。「一般行政職採用」が7.0%減少し、「保健師採用」では前回調査と同じく2.3%であったが、その他のすべての採用区分で増加した。(表1-1)

(2) 取得資格等

取得資格について、あてはまるものすべてについて回答を求めた。その結果、「社会福祉主事」が最も多く、809名(41.6%)であった。次に、「社会福祉士」が481名(24.7%)、「教員免許」が344名(17.7%)であった。前回調査ではそれぞれ715名(46.5%)、309名(20.1%)、307名(19.9%)であった。なお、「教員採用」は59名であり、「教員免許取得者」=「教員採用者」ということではない。(表1-2)

(3) 大学での専攻

大学での専攻についてたずねたところ、「社会福祉学」が484名(31.0%)と最も多く、次に「心理学」が209名(13.4%)であった。「社会学」と「その他」が前回調査から減少し、それ以外のカテゴリーでは増加した。また、非該当(大学には行っていない)が174名(11.2%)と、前回調査の135名(10.4%)から増加した(表1-3)。

(4) 職歴

職歴については、「教員経験年数」をたずねた設問には114名が回答し、その平均値は12.83年であった。「保健師の経験年数」には40名が回答し、その平均値は21.29年であった。前回調査ではそれぞれ75名と32名が回答し、その平均値は13.83年と17.75年であった。

「社会福祉領域での勤務経験年数(事務は除く)」をたずねたところ、1167名が回答し、その平均値は11.67年であった。うち「児童相談所通算経験年数」は1352名が回答し、平均5.39年、うち「児童福祉領域での通算経験年数(児相を除く)」は603名が回答し、平均8.12年、うち「福祉事務所での通算経験年数」は479名が回答し、平均5.67年であった。(表1-4)

「児童相談所通算経験年数」をさらに詳しく見ると、3年未満が58.2%と6割近くに達し、4年から6年が18.5%、7年から9年が10.7%、10年以上が12.5%であった。(表1-5)

「児童相談所通算経験年数」とマストラックバーンアウト尺度(MBI)の平均を比較したところ、情緒的消耗感は3年未満および4年から6年で高く、さらに3年未満では脱人格化が高く、個人的達成感が低いという結果となった(表1-6)。特に児童相談所勤務年数3年未満の児童福祉司に高いストレスが存在するといえる。

(5) 児童福祉司の任用希望の有無

児童福祉司の任用希望の有無についてたずねたところ、「児童福祉司を特に希望してはいなかった」が690名(44.9%)で最も多く、次に「児童福祉司を希望していた」が579名(37.7%)、「児童福祉司は望んでいなかった」が268名(17.4%)であった。(表1-7)

児童福祉司の任用希望の有無とマストラックバーンアウト尺度(MBI)をクロス集計したところ、「児童福祉司を

希望していた」は「仕事をともし人の役に立っている」「元気がつらつとして働いている」「多くの価値ある仕事をやりとげている」などの個人的達成感のカテゴリーで平均値が最も高く(2.74)、「児童福祉司は望んでいなかった」は「一日の仕事が終わると疲れ果てた気持ちになる」「朝起きた時疲れを感じ、また同じ仕事に出かけなければと思う」「仕事に欲求不満を感じている」「自分の限界にきた感じがする」など、情緒的消耗感、脱人格化のいずれのカテゴリーでも平均値が最も高かった(それぞれ3.64、1.67)(表1-8)。また、平均してみると、児童福祉司任用を望んでいなかった群ほど情緒的消耗感・脱人格化が高く、個人的達成感が低くなっていた(表1-9)。

児童福祉司の任用希望の有無と、仕事をする中でふだん感じていることをクロス集計したところ、平均値が3.5を超えたものは、「児童福祉司を希望していた」は「職員の給与額は妥当である」(3.54)、「自分は「ソーシャルワーク」の概念がよくわからない」(3.55)であった。「児童福祉司を特に希望していなかった」は「職員の給与額は妥当である」(3.50)、「自分は私生活よりも仕事の達成が重要であると思う」(3.59)、「児童福祉司は望んでいなかった」は「職員の給与額は妥当である」(3.56)、「自分は私生活よりも仕事の達成が重要であると思う」(3.74)、「自分は市民や世論から支持されている」(3.72)、「自分は今後も児童福祉司を続けたい」(4.05)であった。なかでも「自分は今後も児童福祉司を続けたい」は「児童福祉司を希望していた」(2.42)、「児童福祉司を特に希望していなかった」(3.14)と比較して最も高かった。(表1-10)

(6) 年齢

45歳から49歳が265名(17.0%)と最も多く、次に40歳から44歳が253名(16.2%)であった。また60歳以上が21名(1.3%)であった。(表1-11)

(7) 性別

性別は、「男」が799名(51.2%)、「女」が732名(46.9%)、無回答が23名(1.9%)であった。前回調査では「男」が750名(57.7%)、「女」が512名(39.4%)であった(表1-12)。

性別とMBIをクロス集計したところ、男性、女性ともに、平均値が3.5を超えたものは、「仕事で精神的に疲れ果てた感じがする」(男3.62、女3.67)、「一日の仕事が終わると疲れ果てた気持ちになる」(男3.90、女4.08)、「朝起きた時疲れを感じ、また同じ仕事に出かけなければと思う」(男3.56、女3.68)であった(表1-13)。また、平均してみると、男性は情緒的消耗感と脱人格化が女性より高いが、個人的達成感も高く、ストレスと達成感の両方をより強く感じている傾向が読み取れた。(表1-14)

(8) 任用方式

任用方式についてたずねたところ、2号が最も多く、563名(36.1%)であった。次に多かったのが4号で310名(19.9%)、5号が237名(15.2%)であった。前回調査では2号が518名(39.8%)、4号が201名(15.5%)、5号が201名(15.5%)であった(表1-15)。

(9) 活動形態

地区担当であるかどうかについてたずねたところ、「地区担当である」が1083名(69.4%)、「地区担当でない」が451名(28.9%)であった。前回調査では「地区担当である」が889名(68.4%)、「地区担当でない」が369名(28.4%)であった(表1-16)。

相談種別の担当では、「特定の相談種別を専門的にあるいは主として担当していない」が最も多く、714名(45.8%)であった。次に「虐待相談を専門的にあるいは主として担当している」が232名(14.9%)、「その他」が216名(13.8%)、「虐待相談と非行相談の両方を専門的にあるいは主として担当している」が193名(12.4%)であった。前回調査ではそれぞれ590名(49.4%)、185名(14.2%)、197名(15.2%)、90名(6.9%)であった(表1-17)。

次に、特定の援助段階を担当しているかをたずねた。ここでは、「特定の段階を専門的にあるいは主として担当していない」が最も多く、982名(62.9%)であった。次に多かったのが「その他」で191名(12.2%)であった。前回調査ではそれぞれ790名(60.8%)、111名(8.5%)であった。その他の援助段階における担当の割合は、前回調査と比較して顕著な差は認められなかった(表1-18)。

最後に特定業務への専従について、選択肢からあてはまるものすべてについて回答を求めた。ここでは、771名が回答した。比較的多くの回答があったのが、「スーパーバイザーとしての業務を担当している」で208名(27.0%)、次に「市町村の後方支援を専門的にあるいは主として担当している」が201名(26.1%)であった。前回調査ではそれぞれ147名(32.2%)、148名(32.4%)であった。なお、特定業務への専従のすべてのカテゴリーにおいて、前回調査と比較して、その割合が減少した(表1-19)。

(10) 雇用形態

雇用形態では「常勤(児童福祉司専任)」が1387名(88.9%)とそのほとんどを占めており、「常勤(児童福祉司以外の業務を兼任)」は119名(7.6%)であった。前回調査から、児童福祉司専任が増加し、児童福祉司以外の業務を兼任が減少している(表1-20)。

(高橋幸成、坂井隆之、永野咲)

2. 単純集計による分析結果

(1) 主担当ケース数

1) 処理状況別 (2010年11月1日現在)

ケース実務者(ケースを直接的に担当する者)である児童福祉司のケース処理状況別の主担当ケース数は、「未処理ケース」では「虐待」が平均値4.31ケースと最も多く、以下は「養護(虐待以外)」、「非行」、「障害」がそれぞれ1.14ケースであった。これは前回調査(高橋重宏他2006以下同じ)と同様の傾向を示しており、「未処理ケース」においては、他と比べて「虐待」の割合が多いということがいえる。「在宅指導ケース」でも「虐待」が最も多く、平均値は13.60ケースとであった。次いで、「養護(虐待以外)」4.24ケース、「障害」3.51ケースであり、「在宅指導ケース」では「未処理ケース」以上に「虐待」の占める割合の高さが目立つ結果となった。

前回調査との比較では、「虐待」と「養護(虐待以外)」の平均値が上がっている一方で、それ以外(「非行」「障害」「育成」「その他」)は平均値を下げている。このことから、「在宅指導ケース」においては、「虐待」および「養護(虐待以外)」に業務の比重が移行してきているということがいえる。「施設入所措置・里親委託ケース」では、「養護(虐待以外)」が平均値9.15ケースと多かった。次いで、「虐待」7.66ケース、「障害」4.34ケースの順となった。前回調査¹⁾との比較では、「虐待」以外はすべて平均値が減少しており、なかでも「障害」は-3.13ケースと、最も大きく減少している。「施設入所措置・里親委託ケース」においても、「虐待」への比重が大きくなってきているといえる。

また、いずれの処理状況においても前回調査より平均値は下がっており、その結果、すべての主担当ケース数の平均値は58.23ケースとなり、前回調査より7.26ケース減少した。これらのことから、児童福祉司の人員増や要保護児童対策地域協議会および市町村といった子ども家庭福祉相談体制の整備拡充によって、個々の児童福祉司のケース担当数の軽減化やこれまでの児童相談所が受け付けていた子ども家庭相談ケースの関係機関への分散化が図られつつあることが推測される。(表2-1)

2) 処理状況別 (2010年10月中実績)

2010年10月中に主担当ケースのうち助言指導で終了したケース数の内訳の平均値は、「虐待」3.16ケース、「障害」2.30ケース、「養護(虐待以外)」1.48ケースの順となった。前回調査においては、「障害」の占める割合の高さが示されたが、今回調査では「障害」が減少する一方で、「虐待」が増加するという結果となった(「障害」:-1.16ケース、「虐待」:+3.16ケース)。このことから助言指導で終了したケースにおいても、「虐待」への比重が大きくなってきているということがいえる。また、助言指導で終了した主担当ケース数の平均値は

8.88ケースであり、前回調査のほぼ2倍となった。(表2-2)

3) 対応頻度別 (2010年11月1日現在)

主担当として関わっているケースへの対応の頻度別のケース数の平均値では、「3~6ヶ月に1回ないし数回」16.60ケース、「年1回程度」15.11ケース、「月1回以上」13.77ケース、「週1回以上」3.87ケース、「毎日」1.27ケースとなった。このことから、毎日のように頻繁に対応することが求められるケースよりも、比較的長期間にわたって対応することが必要なケースをより多く担当しているということがいえる。これは、前回調査と同様の傾向を示すものである。しかし、今回調査では、対応頻度別のケース数の平均値が全体的に減少傾向を示しているなかで、特に「年1回程度」の対応ケース数の平均値の減少幅が大きい(-4.484ケース)。一方で、「毎日」、「週1回以上」の対応ケース数の平均値の減少幅は少ない(「毎日」:-0.442ケース、「週1回以上」:-0.684ケース)。これは、比較的長期間にわたって対応することが必要なケースを多く担当しているという全体的な傾向は変わらないものの、対応頻度の高いケースを担当することが相対的に増えてきていることを示す結果である。(表2-3)

4) 法的対応 (2010年4月1日~9月30日)

平成22年4月1日~同9月30日の半年間における児童福祉法28条申立・更新および立入調査といった法的対応を要するケースの主担当ケース数の平均値は、いずれも1ケース未満という結果となった(「申立」0.07ケース、「更新」0.04ケース、「立入調査」0.15ケース)。これは、これらの対応に関する業務量および心理的負担の大きさなどから、個々の児童相談所において、ケース担当が個人に偏らないような配慮・調整を行っている結果であることが推察される。(表2-4)

5) 主担当ケースへの対応状況

主担当として関わっているケースへの対応の達成度についての児童福祉司の実感では、主担当ケース全体を10とした場合、「必要最低限の対応ができています」と考えるケース数の平均値が4.70と最も多く、次いで「予定通りの対応ができています」3.66、「十分対応ができています」2.31という結果となった。ケースの状況変化に的確に対応していくことが求められるケース対応において、予定通りの対応ができるケースがそれほど多くないことは、容易に予測することができる。しかし、十分に対応できていると感じているケースが10ケース中わずか2ケースであり、さらには必要最低限の対応であっても10ケース中約5ケースしかできていないと感じているという結果は、児童福祉司の業務に対するストレスや不安全感を抱かせる要素でもありと考えられる。また前回調査と比

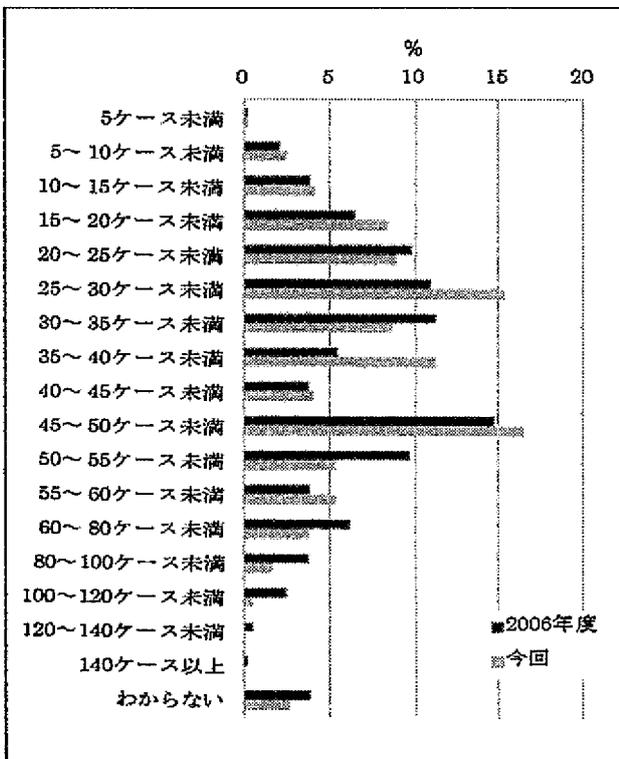
較して、いずれの平均値もわずかではあるが減少していることから、ケース対応における達成度が総じて低くなってきているということが指摘できる。(表2-5)

(村田一昭)

6) 適当なケース数

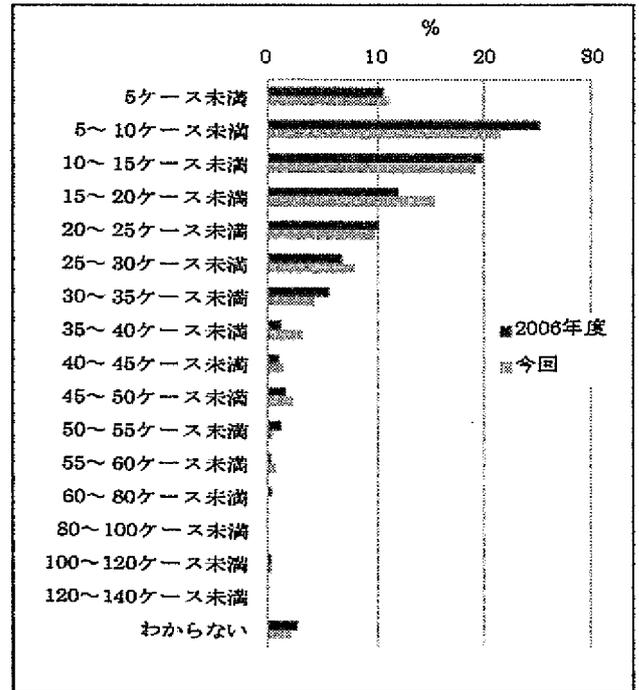
すべての相談種別を含む、適当な担当ケース数については、「45~50 ケース未満」が16.5%と最も多く、次いで「25~30 ケース未満」がほぼ同率の15.4%であった。この二つの「山」が形成される傾向は、前回調査のときと同じである(図1、表2-6)。

図1 すべての相談種別を含む、適当な担当ケース総数(前回調査比較)



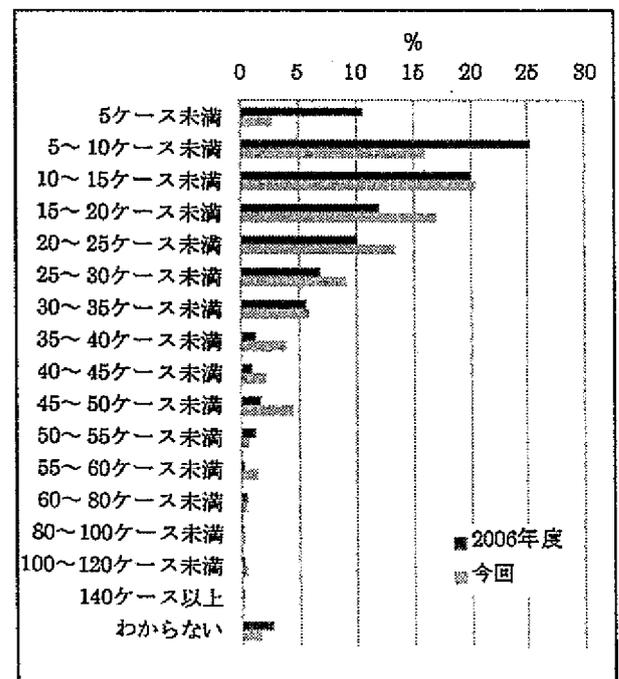
また、業務負担が重い「虐待ケース」のみを担当したと仮定したときの主担当ケース数は、「すべての相談種別」よりも明らかに少なくなり、最も多いのが「5~10 ケース未満」で21.5%、次が「10~15 ケース未満」で19.1%、「20~25 ケース未満」が15.4%であった。最も少ない「5 ケース未満」も11.2%を占めており、全体的には15 ケース未満が適当であるとする者が半数を占めた。なお、この傾向は、前回調査とまったく同じである(図2、表2-7)。

図2 虐待ケースのみを担当したと仮定したときの、適当な担当ケース数(前回調査比較)



最後に、「通常1ヵ月の中で面接・訪問調整など具体的な活動を伴って担当できるケース数」を見ると、最も多いのが「10~15 ケース未満」で20.4%、それを頂点として、「15~20 ケース未満」が16.9%、「5~10 ケース未満」が15.9%、次いで「20~25 ケース未満」が13.3%となっており、20 ケース未満が適当とする者が半数以上を占めた。これは前回調査と比べると、やや多いケース数を選択する傾向が見られるが、ほぼ変わらない傾向を示しているとみてよいだろう(図3、表2-8)。

図3 通常1ヵ月の中で面接・訪問・調査・調整など具体的な活動を伴って担当できるケース数(前回調査比較)



総じて、「すべての相談種別を含む、適当なケース数」については何らかの事情によって回答傾向にばらつきが見られるが、「虐待ケース」「通常1ヵ月の中で面接・訪問・調整など具体的な活動を伴って担当できるケース数」から、児童福祉司の実践感覚を基盤として、適正ケース数がある程度明らかになっていると考えられる。すなわち、虐待ケースは10～15 ケース程度、比較的集中的な援助が行われるケースは、虐待ケースを含むことになろうが、15～20 ケース程度に抑え、それに、他機関・施設が関与するなど、児童相談所はマネジメント等の間接的な援助に入ればよいようなケースを上乗せする程度が適正ではないかと推測できる。

7) 転居ケース・48時間ルール等

転居先が不明なケースは、合計で140 ケースを占めた。平均すると、一人当たり0.09 ケースであった。転居先が判明したが、管轄の児童相談所に情報を引き継ぐことまではしなかったケースは、合計で108 ケース見られた。平均すると、一人当たり0.07 ケースであった。以上の気になるケースに対して、転居先が判明し、管轄の児童相談所に情報を引き継いだケースは794 ケース、一人当たりの平均は0.51 ケースであった。

整理してみれば、以上の3つのケースの合計数は、1.042 ケースであったが、転居先が不明のまま、あるいは引継ぎまで行われていないケースが占める割合は23.8%を占めた。すなわち、転居ケースにおいては、過半数で適切な対応が行われているようだが、まだ依然として課題を残しているものといわざるをえないだろう。

48時間ルールに関しては、児童相談所職員が直接、48時間以内に本人確認できなかったケースは、3,834 ケースあった。一人当たりの平均ケース数は、2.47 であった。児童相談所職員が直接、48時間以内に本人確認ができたケースは6,751 ケースであり、一人当たりの平均は4.34 ケースであった。関係機関に依頼したものを含めれば48時間以内に本人確認できたものが10,803 ケースであり、一人当たりの平均は6.95 ケースとなった(表2-9)。

48時間ルールについては、すべての児童相談所において導入され、このすべての通告において、子どもの安全が目視によって確認されていなければならない。今回の調査結果は、「どこも安全確認できなかったかどうか」を問うたものではないが、今後は、そうした「確認漏れ」の有無も含めて実態を明らかにし、どういったケースで本人確認ができていない、あるいはしていないのかを明らかにし、それが運用上の問題なのか、制度上の問題なのかも明らかにしていかなければならないだろう。

8) 勤務状態

勤務日以外で対応を求められる可能性は、「ある」が82.4%と圧倒的に多かった(表2-10)。これは前回との

差はほとんどなかった。平成21年度中に実際に勤務日以外で対応した回数は、4.62回であった(前回調査せず)。

次に、10月中に所定の勤務時間を超えて働いた実際の時間について訊ねた結果では、一人当たり26.31時間であり、前回調査と比べると、3.459時間増えた。最後に、平成21年度の有給消化率は2.26で、前回よりも1.07減少した(表2-11)。

すなわち、我が国の児童福祉司の大半は、勤務日以外でも対応を求められる状態にさらされていることについて、ここ数年変わりはなく、また、休暇の保障も現実的に図られなくなる傾向を示したと考えられる。

3. スーパーバイザーに関する分析結果

(1) スーパーバイザー着任時の経歴

調査項目の間F9-4では、「スーパーバイザーとしての業務を担当している」との回答は208件であった(表1-19・再掲)。

前設問で、スーパーバイザーであると回答した者について、スーパーバイザーに着任したときの職歴では、「社会福祉領域での勤務経験年数」は平均値16.90年であり、最小値で0年、最大値で36.00年であった。そのうち「児童相談所での勤務経験年数」は平均値7.85年であり、最小値で0年、最大値で24.42年であった。前回調査では、「社会福祉領域での勤務経験年数」の平均値が19.31年、「児童相談所での勤務経験年数」の平均値は9.07年であり、平均値は低くなっていることが分かる(表3-1)。

(2) スーパーバイザーの感じていること

担当するスーパーバイザーの人数は、平均5.54人であり、前回調査の6.06人と比較すると-0.52人となった。また、最多では20人という回答であった(表3-2)。

スーパーバイザーとして日頃感じていることをたずねたところ、「自分が忙しくて十分なスーパービジョンができない」が96名(スーパーバイザーの44.7%)、「児童福祉司が忙しくて十分なスーパービジョンができない」が110名(スーパーバイザーの51.2%)、「ケースを抱え込んでいる児童福祉司へのスーパービジョンが難しい」が56名(スーパーバイザーの26.0%)、「精神的なバランスを崩しかけている児童福祉司へのスーパービジョンが難しい」が46名(スーパーバイザーの21.4%)、「困難ケースが多いために限界を感じる人が多い」が92名(スーパーバイザーの42.8%)であった。前回調査と比較して、「児童福祉司が忙しくて十分なスーパービジョンができない」はその割合が増加し(3.60%)、それ以外のカテゴリーでは減少したが、前回調査時と同様、量的にも質的にも課題を感じていることがうかがえる(表3-3)。

(3) スーパーバイザーの勤務状況

「スーパーバイザーとしての業務を担当している」と「相談種別の担当」とのクロス表からは、スーパーバイザー業務担当者として 203 件の回答があり、そのうち「管理職でありケースを持っていない」が 75 件 (36.95%)、「特定の相談種別を専門的にあるいは主として担当していない」が 45 件 (22.17%)、「虐待相談を専門的にあるいは主として対応している」が 26 件 (12.81%) であった (表 3-4)。また、地区担当であるかないかをみると、スーパーバイザーのうち約 20% が地区担当として活動している (表 3-5)。

これらの結果をみると、管理職が 36.9% と最も多く、「スーパーバイザーとしての業務を担当している」つまり教育・訓練・指導担当としての児童福祉司については、多様な形態があるものと考えられる。

(4) 児童福祉司からみたスーパーバイザー

児童福祉司の側から、所内のスーパーバイザーとの関係を尋ねたところ、「スーパーバイズを受ける時間は十分確保されていないが、スーパーバイザーからの確かな助言をしてもらえたと感じる人が多い」が 694 件 (44.7%)、次いで「いつでも必要なときにスーパーバイザーからの確かな助言をしてもらえたと感じる人が多い」339 件 (21.8%) であった。前回調査では、「スーパーバイズを受ける時間は十分確保されていないが、スーパーバイザーからの確かな助言をもらえたと感じる人が多い」が 541 件 (41.6%)、「いつでも必要なときにスーパーバイザーからの確かな助言をもらえたと感じる人が多い」が 222 件 (17.1%) であり、今回調査では若干の増加が見られ、66.5% は概ねその内容に満足できる結果となった。これは、スーパーバイズに対する意義を感じているという結果であり、前回調査を踏まえると、この割合は上向きであるといえる。

また前回調査で「スーパーバイザーがいない」が 86 件 (6.6%) であったが、今回は 46 件 (2.9%) となっており、スーパーバイズを受ける体制が整ってきていることが分かる。ただし、「スーパーバイザーがいない」「的確な助言がもらえない」「スーパーバイザーをあてにできない」の合計は 255 件 (16.4%) あることも現状であり、必要なときにいつでも適切なスーパービジョン体制が整えられることが求められる (表 3-6)。もしもスーパーバイズのための時間確保ができるなら、スーパーバイザー制度は、半数以上の児童福祉司にとって、「いつでも必要なときに的確な助言をもらえなもの」になっていくといえ、いっそうの量的充実を図ることが大事であると考えられる。

(佐久間てる美、澁谷昌史、高橋幸成)

4. マスラックバーンアウト尺度 (MBI) の年次変化

ストレスに関する設問については、多様な対象職種・

文化における検証がなされている妥当性の高いスケールで評価を得ている、Maslach と Jackson (1981) の Maslach's Burnout Inventory (MBI) ² を使用することとした。

稲岡文昭による日本語訳 (稲岡 1983) ³ を検討した結果、①医療・看護分野を想定した訳であること、②わかりにくい訳文があること、③今後も児童相談所をはじめとしたソーシャルワーク分野において MBI の妥当性と有効性を調査・検証することを前提としてソーシャルワークの現場にあった訳文で試行する、の観点から、稲岡の訳を原文から逸脱しない範囲で一部修正して使用した。

この尺度は、情緒的消耗感、脱人格化、個人的達成感の 3 次元からなる 22 項目の尺度である。各サブスケールに含まれる質問項目は、情緒的消耗感 (質問項目 1, 2, 3, 6, 8, 13, 14, 16, 20)、脱人格化 (質問項目 5, 10, 11, 15, 22)、個人的達成感 (質問項目 4, 7, 9, 12, 17, 18, 19, 21) である。項目ごとに「1 度もない」から「毎日」の 7 段階からあてはまる頻度で回答を求めた。

回答結果の点数の処理については、マスラックらの長年の調査によるデータから MBI によって測定された回答結果について高得点・低得点を算出する際の職種別の基準点があるが、わが国の児童福祉司を対象にした MBI として妥当な基準点を作成するにはさらなる追試が必要となる。そこで前回調査 (平成 13 年度チーム研究) と同様、暫定的にマスラックらの調査対象のうち「ソーシャルワーカー」を対象としたときの基準点を使用し、スコアの高低を算出した。

今回の調査では、仕事による情緒的疲労・情緒的エネルギーの消耗程度を示す「情緒的消耗感」サブスケールが高く出た福祉司は 710 (45.7%) であり、半数近くの情緒的消耗感が高い。

援助対象者への非人間的な対応やモノのようにあつかってしまう感情を示す「脱人格化」サブスケールが高く出た福祉司は 323 (20.8%) である。

援助対象者に働きかけた専門家がその過程で感じる自己の能力や成功体験の実感を示す「個人的達成感」サブスケールが低く出た福祉司は 1319 (84.9%) であった。

この結果から、現在の児童福祉司は、脱人格化傾向にある者も 2 割程度おり、半数近くが情緒的消耗感を感じ、8 割以上というきわめて多くの児童福祉司が達成感を感じることが難しい状況で働いていることが浮き彫りとなった。

上記の結果を 9 年前の平成 13 年度調査時点での結果と比較 (表参照) すると、「情緒的消耗感」が「高い」グループが 55.6% から 45.7% に減少しており、児童福祉司を増員したことが消耗感の低減に寄与していることがうかがわれる。しかし、「脱人格化」、「個人的達成感」には大きな変化はなく、9 年前と同様の状況にあることがわかる。

次に、MBI のサブスケールの中でも利用者への支

援の質の低下に直結する「脱人格化」について職務状況やスーパービジョンに関する項目との関連について分析したところ、休日対応、有給消化率などについては明確な有意差がみられなかったが、「所内スーパーバイザーとの関係」の質問項目で「いつでも必要なときにスーパーバイザーからの確かな助言をしてもらっていると感じる人が多い」と回答したグループは「脱人格化」の点数が低く、「スーパーバイザーと話し合う時間がとれず、スーパーバイザーをあてにできない」と回答したグループは「脱人格化」の点数が高い傾向であった。本調査結果では所内スーパーバイザー体制の重要性が示唆された。

5. 日常業務における権利擁護の視点と構造

(1) 日常業務における権利擁護の視点

今回の調査では、業務の中でどの程度権利擁護の視点が反映されているか把握するために新たにピネットを作成した。この28項目のピネットは子どもの権利条約にうたわれている内容を元に検討されたものである。

質問紙には「日常の業務の中で子どもや保護者と関わる際に、下記のような点であなたはどのように対応されていますか。」というワーディングで、「1 必ずしている」から「5 全くしていない」まであてはまる状況について5段階で回答を求めた。

その結果、していない傾向が高い（結果表の平均値が高い）のは、ファミリーグループ・カンファレンスの活用、子どもの権利条約を読み直す、外国籍の子どもの宗教・文化に留意する、といった項目であった。一方、している傾向が高い（結果表の平均値が低い）のは、守秘義務、施設入所・里親委託時の職員・里親への情報伝達、子どもの気持ちを率直に話せるような配慮、施設入所・里親委託時の保護者への説明などであった（表5-1）。

全体的には回答のばらつきがあり、今後の理念、意識の共有化が必要な分野であることが確認できた。

（栗原直樹、中谷茂一）

(2) 権利擁護の視点の構造

今回得られた調査内容について因子分析を行った。まず、回答が偏っている1項目を除く、27項目で回転を伴わない主因子法で因子分析を行ったところ、スクリープロット等から3因子構造が妥当であると考えられた。次いで、主因子法でプロマックス回転を伴う因子分析を、因子整合性を確認しながら進めたところ、3因子が抽出できた。まず第1因子は比較的一般的な児童相談所で適応できていると考える項目群で「子どもの意向の尊重と説明責任（項目数：14、クロンバックの α 係数：0.899）」と名付けた。第2因子は外国籍や当事者参画等が含まれる項目群で「文化的背景の尊重とストレングスの重視（項

目数：6、クロンバックの α 係数：0.783）」と名付けた。最後に第3因子は子ども自身が入所前に納得ができるよう工夫をしている項目群で「子ども自身の意志決定への参画（項目数2項目、クロンバックの α 係数：0.737）」であった（表5-2、表5-3）。なお、最尤法にて因子構造が再現できるか確認を行い、同じ因子構造が確認できた。

(3) 子どもの権利擁護についての因子と採用形態

得られた3因子について、採用形態との比較を行ったところ第1因子「子どもの意向の尊重と説明責任」、第2因子「文化的背景の尊重とストレングスの重視」においては、福祉専門職の意識が高く、次いで一般行政職、その他の順となった。この結果により福祉職が権利擁護についての意識が高く、その他の採用形態には対人援助職が多く含まれるが、対人援助の専門的スキルがあったとしても、子どもの権利擁護とは異なる専門性を持っている可能性が示唆され、資格要件について再度検討する必要があると示唆された（表5-4）。（有村大士）

6. 職場環境についての意識構造と採用形態

(1) 職場環境についての意識構造

今回得られた回答について因子分析を行った。まず回答が偏っている2項目を除く24項目について回転を伴わない主因子法で因子分析を行った。その結果、スクリープロット等から勘案し3因子が妥当であると判断した。その後、プロマックス回転を伴う主因子法を行い、また最尤法で因子構造の確認を行いながら分析を進めた結果、3因子が抽出された。第1因子は対立事例における保護者対応の困難についての項目群で「対立事例への対応困難（因子数5、クロンバックの α 係数：0.806）」と命名した。次いで第2因子は業務の物理的・肉体的な負担についての項目群で、「業務の負担（項目数7、クロンバックの α 係数：0.732）」と名付けた。第3因子は仕事への誇りとソーシャルワーカーとしての意識等が含まれた項目群で「仕事に対する誇りと自信（因子数6、クロンバックの α 係数：0.725）」と名付けた（表6-1、表5-3）。

(2) 職場環境についての意識と採用形態

子どもの権利擁護についての部分で、福祉専門職が子どもの権利についての意識が高いことが把握されたため、得られた3因子について採用形態による比較を行った。その結果、福祉専門職は、第1因子「対立事例に対する対応困難」においてその他の採用形態より負担を感じており、また第2因子「業務の負担」では一般行政職、その他の採用形態より負担を感じていることが把握された。しかしながら、第3因子「仕事に対する誇りと自信」については、福祉専門職が他の2つの採用形態と比較して高い意識を持っていることが確認された（表6-2）。

（有村大士）

7. 児童福祉司の業務遂行上の課題—自由記述から—

(1) 質的分析の方法について

本調査の最後の設問「児童福祉司の業務遂行上の課題として感じておられることについてご意見をおきかせください。」について、寄せられた全自由記述を対象に、内容による質的分析を行い、整理を試みた。全回収票のうち該当の間に記入のあった628票が分析の対象である。児童相談所や地域が特定されるような記述については、内容を損ねない範囲で修正を加えている。

(2) 結果

対象の628票を内容により分割したところ、1283のコードとなった。これらは41の下位カテゴリーに分類され、最終的に15のカテゴリーに収束された。この15のカテゴリーを大きく3つ（児童相談所の業務内容、児童相談所の職務環境、外部機関）に整理、図式化し考察する（図7、表7）（自由記述の詳細は後述）。

1) 児童相談所の業務内容

業務内容については、ケース数が多く、業務内容も過酷であり（〈ケース数過多：199〉）、この結果、[ケースの優先順位：12]や[不足するケース対応：88]といった事態に陥っていることが提示された。

また、[虐待の増加：4]や[困難事例の増加：8]などの〈ケースの変化：12〉から、特に〈保護者支援の課題：74〉が増大し、[強権的保護者指導必要：36]という意見が挙がっていた。

一方で、この権限について（〈権限の在り方：127〉）は、[権限強化必要：17]という意見があったのに対して、[権限分散すべき：30]という対立意見が寄せられている。こうした状況下で、[介入と支援の葛藤：48]が生じている。

2) 児童相談所の職務環境

ケース数過多に至る背景には、児童相談所の職務環境として〈人員不足：137〉が影響していると考えられる。さらに、[時間外勤務：53]、[危険な業務：11]など〈厳しい労働条件：77〉であることが記された。このことにより、[メンタル面での負担：88]、[ワークライフバランスの困難：21]といった、〈個人の犠牲：109〉が生じる状況となっている。

また、〈専門性の課題：116〉として、[研修の不備：55]、〈人材育成の課題：74〉として、[人事の課題：48]が挙げられた。多忙により参加できないことを含めた研修の不足や異動および採用方式により、児童福祉司の経験が不足している状況であることが示唆される。

こうした状況の中、〈所内チーム体制の課題：71〉も寄せられ、チームとしての質を高めていく必要性も提示された。

3) 外部機関

外部機関との関係について、他機関との連絡調整の負担や市町村の体制整備の課題が、[関係機関との関係：52]や[関係機関との調整課題：28]として記され、課題の大きさが示唆された。「1) 業務内容」で記した権限のあり方について、所外への権限分散先として、[警察・司法の関与：32]が挙げられていた。

また、虐待予防の必要性と社会的養護・資源の不備：64についても提示された。

加えて、マスコミ報道のあり方や、〈児相の認知と弊害：28〉など、児童相談所のあり方自体に対する意見も寄せられた。

(3) 考察

自由記述の整理からも、児童福祉司が業務遂行を困難と感じている状況が明らかとなった。この困難は、児童相談所の業務内容・職務環境、および外部機関との関係において生じているといえる。

また、権限強化に対する賛否の意見が混在していることから、明確な方針の打ち出し等、児童福祉司が必要な業務を遂行できるような環境構築が、求められている。

(永野咲)

IV. おわりに

児童福祉司のストレスの度合いについては、前回調査時より児童福祉司の配置が進められたことにより、部分的に減少がみられた。しかしながら、依然ストレスの値は高く、ストレスの閾値等から判断した業務の限界についても前回同様の状況が確認されたため、引き続き1人あたりの担当件数を50ケース以下とし、虐待ケースのみの担当に換算して1人あたりの担当件数20ケースを目標にさらなる増員が必要であることが確認された。

児童福祉司の専門性について、今回調査では福祉専門職採用の長所と短所が明確に位置づけられた。子どもの権利擁護や仕事に対する誇りなどは、福祉職採用の児童福祉司に高い傾向がみられた。一方で、当事者を理解しようとする傾向も高く、そのためにストレスも感じやすいことが明らかであった。

一方で、対人援助職については子どもの権利についての意識が相対的に低く、ソーシャルワークとは異なる専門性を持っている可能性が示唆された。しかしながら、子どもを取り巻く他職種が支援に参加することには意味があり、児童福祉司の増員に加え、教員や保育士といった多職種が多角的に支援に関わる体制作りを検討する必要があるだろう。

(高橋重宏、有村大士)

(資料)

表1-1 採用方式

		度数	%	前回との差	有効%
有効	福祉専門職採用	703	45.1	4.1	45.6
	心理職採用	85	5.4	1.7	5.5
	保育士採用	69	4.4	1	4.5
	保健師採用	36	2.3	0	2.3
	看護師採用	5	.3	0.1	.3
	教員採用	59	3.8	0.6	3.8
	一般行政職採用	548	35.1	-7	35.6
	その他	35	2.2	0.7	2.3
	合計	1540	98.7	1.4	100.0

採用方式 その他

- 精神保健福祉相談員(3)
- 児童指導員(2)
- 児童自立支援専門員(2)
- 選考採用(2)
- 臨時採用(2)
- 育休代替職員
- 一般技術職(電気)
- 教育委員会 社会教育主事
- 研修派遣
- 県では技術職で業務拡大にてここに児童福祉職で配置されている
- 言語聴覚士
- 行政職児童福祉司採用
- 施設指導員採用
- 児童福祉司採用
- 初級 施設職員
- 嘱託
- 嘱託(心理)
- 調理師採用
- 任期付職採用
- 福祉行政職(福祉と心理がいっしょ)
- 臨時任用職員(育休代替)

表1-2 取得資格

	応答数		ケースの%	前回との差
	N	%		
取得資格等・社会福祉士	481	24.70	36.20	7.70%
取得資格等・社会福祉主事任用資格	809	41.60	61.00	-4.80%
取得資格等・精神保健福祉士	84	4.30	6.30	2.40%
取得資格等・保育士	163	8.40	12.30	2.00%
取得資格等・保健師	39	2.00	2.90	-0.10%
取得資格等・看護師	27	1.40	2.00	0.10%
取得資格等・教員免許	344	17.70	25.90	-2.40%
合計	1947	100.0	146.70	5.00%

表1-3 大学での専攻

	度数	%	前回との差	有効%
社会福祉学	484	31	0.5	31.9
心理学	209	13.4	0.6	13.8
教育学	150	9.6	0.5	9.9
社会学	110	7.1	-0.4	7.3
保育学	37	2.4	0.5	2.4
児童学	14	0.9	0.2	0.9
非該当(大学には行っていない)	174	11.2	0.8	11.5
その他	338	21.7	-1.55	22.3
合計	1516	97.2	1.2	100

大学での専攻 その他

- 経済学(66)
- 法学(55)
- 法学(41)
- 文学(14)
- 経営学(6)
- 英文学(5)
- 看護学(5)
- 商学(5)
- 歴史(4)
- 工学(3)
- 国文学(3)
- 心身障害学(3)
- 体育学(3)
- 農学(3)
- 地理学(3)
- 理系(3)
- 化学(2)
- 行政法(2)
- 史学(2)
- 人間科学(2)
- 人文学(2)
- 数学(2)
- 政治学(2)
- 生物学(2)
- 西洋史(2)
- 哲学(2)
- 日本文学(2)
- 農業経済学(2)
- 保健(2)
- 家政学(2)
- 医療福祉学
- 英語
- 英米文学
- 応用生物学
- 音楽
- 会計
- 外国語
- 虐待
- 教育心理学
- 経済学、法学
- 健康科学
- 建築
- 現代文化、国際関係
- 言語学
- 語学
- 公共政策学
- 公衆衛生学
- 公衆衛生看護
- 工学部 管理工学科

- 行学部法律学科
- 行政学
- 行動科学
- 国際経営学
- 国際文化
- 産業福祉
- 児童福祉学
- 社会科学
- 社会科学、法律・経済・社会学等
- 社会心理学
- 社会福祉学科（通信教育）
- 社会福祉主事通信教育
- 宗教学
- 商学（国際金融）
- 商業学
- 小学校・美術
- 人間科学、発達人間学
- 人間関係学（人間科学）
- 人間総合
- 人文地理学
- 生活、福祉
- 生物資源学
- 専門学校
- 大学：文学 院：教育学
- 大学卒業後国立養成機関卒
- 短期大学（保育師・社会福祉主事コース）
- 短大
- 短大、国文科
- 短大幼児教育
- 地域史
- 地方行政学
- 地理・歴史
- 畜産環境学
- 秩父学園養成所
- 中学教員養成課程
- 日本史学
- 日本文学
- 農業工学
- 比較文化関係論
- 福祉行政
- 文化人類学
- 保健、福祉
- 保健医学
- 保健看護
- 保健福祉学
- 専攻不明（発達と教育コース）
- 法文
- 理科（生物）
- 理学部

表 1-4 職歴

	度数	最小値	最大値	平均値
教員の経験年	1554	0	35.5	0.941
保健師の経験年	1554	0	37.67	0.5481
社会福祉領域での経験年	1554	0	39.67	8.7658
うち児童相談所通算経験年	1554	0	39.67	4.6876
うち児童福祉施設（児相除く）通算経験年	1554	0	36	3.1505
うち福祉事務所通算経験年	1554	0	32.33	1.7489

表 1-5 児童相談所通算経験年月(カテゴリー)

	度数	有効パーセント
3年未満	905	58.2
4～6年	288	18.5
7～9年	167	10.7
10年以上	194	12.5
合計	1554	100.0

表 1-6 MBI 平均と児童相談所通算経験年月(カテゴリー)の比較

児童相談所通算経験年月(カテゴリー)		情緒的消耗感平均	脱人格化平均	個人的達成感平均
3年未満	平均値	2.9576	1.3854	2.4337
	度数	905	905	905
4～6年	平均値	2.9664	1.2972	2.6593
	度数	288	288	288
7～9年	平均値	2.7798	1.1892	2.6519
	度数	167	167	167
10年以上	平均値	2.7950	1.1691	2.6791
	度数	194	194	194
合計	平均値	2.9198	1.3210	2.5296
	度数	1554	1554	1554

表 1-7 児童福祉司の任用希望の有無

	度数	%	有効%
児童福祉司を希望していた	579	37.1	37.7
児童福祉司を特に希望してはいなかった	690	44.2	44.9
児童福祉司は望んでいなかった	268	17.2	17.4
合計	1537	98.5	100

表1-8 MBI各項目平均と任用希望の比較

児童福祉司の任用希望の有無	児童福祉司を希望していた		児童福祉司を特に希望してはなかった		児童福祉司は望んでいなかった	
	平均値	度数	平均値	度数	平均値	度数
1. 仕事で精神的に疲れ果てた感じがする	3.48	579	3.53	690	4.33	268
2. 一日の仕事が終わると疲れ果てた気持ちになる	3.94	579	3.81	690	4.60	268
3. 朝起きた時疲れを感じ、また同じ仕事に出かけなければと思う	3.43	579	3.47	690	4.46	268
4. 援助対象者が抱えている問題にその人がどのように感じているか容易に理解できる	3.34	579	3.12	690	3.18	268
5. あたかも援助対象者を人でないような扱い方をしている自分に気づく	.84	579	.88	690	1.00	268
6. 終日人と一緒に働くことは非常に気をつかう	2.41	579	2.45	690	3.31	268
7. 援助対象者の問題に対し非常に効果的にかかわっている	2.62	579	2.48	690	2.43	268
8. 仕事に燃えつきってしまった気持ちである	1.47	579	1.63	690	2.52	268
9. 仕事をとおし人の役に立っている	2.62	579	2.37	690	2.29	268
10. この仕事についてから人に対し冷淡になってきている	1.30	579	1.36	690	1.69	268
11. この仕事は自分の気持ちを無感覚にしてしまう気がする	1.34	579	1.47	690	2.15	268
12. 元気はつらつとして働いている	3.11	579	2.73	690	1.94	268
13. 仕事に欲求不満を感じている	2.74	579	2.80	690	3.70	268
14. 働きすぎだと思う	3.56	579	3.29	690	3.85	268
15. 援助対象者に何が起ころうと全く気にしない	.67	579	.77	690	.87	268
16. 人と一緒に働くことは非常にストレスである	1.71	579	1.85	690	2.63	268
17. 援助対象者と容易にくつろいだ雰囲気を作ることができ	2.82	579	2.64	690	2.50	268
18. 援助対象者に働きかけたあと気分が高揚する	2.20	579	1.86	690	1.72	268
19. 多くの価値ある仕事をやりとげている	2.16	579	1.89	690	1.56	268
20. 自分の限界にきた感じがする	2.15	579	2.36	690	3.40	268
21. 仕事上での精神的な問題に冷静に対応することができる	3.05	579	2.84	690	2.49	268
22. 援助対象者が抱えている問題の解決について私を責めているような気がする	1.91	579	1.97	690	2.61	268

表1-9 MBI平均と児童相談所通算経験年月(カテゴリー)の比較

児童福祉司の任用希望の有無		情緒的消耗感平均	脱人格化平均	個人的達成感平均
児童福祉司を希望していた	平均値	2.7651	1.2121	2.7383
	度数	579	579	579
児童福祉司を特に希望してはなかった	平均値	2.7989	1.2904	2.4880
	度数	690	690	690
児童福祉司は望んでいなかった	平均値	3.6447	1.6664	2.2631
	度数	268	268	268
合計	平均値	2.9336	1.3265	2.5431
	度数	1537	1537	1537

表 1-10 負担感項目平均と任用希望の比較

児童福祉司の任用希望の有無	児童福祉司を希望していた		児童福祉司を特に希望してはなかった		児童福祉司は望んでいなかった	
	平均値	度数	平均値	度数	平均値	度数
1. ケース記録の執筆に時間がとられ、直接的なソーシャルワークを行う時間が十分にとれない	2.14	563	2.22	662	2.19	265
2. 職員の給与額は妥当である	3.54	567	3.50	674	3.56	267
3. 職場の建物の構造や机・キャビネット・OA 機器などの内部備品が使いやすい配置になっている	3.36	570	3.38	674	3.33	267
4. 自分は私生活よりも仕事の達成が重要であると思う	3.43	571	3.59	676	3.74	266
5. 自分は虐待事例の対応をしていて解決できそうにもない問題に直面することが多い	2.40	561	2.36	667	2.14	263
6. 自分は暴言や脅迫で心理的な圧力を感じる人が多い	2.41	569	2.39	674	2.14	266
7. 自分は 28 条による処置に関する保護者との関係に困難を感じる人が多い	2.34	530	2.35	632	2.12	253
8. 自分は保護者が一時保護所や施設からの強い引き取りを要求すると対応に困難を感じる人が多い	2.02	560	2.13	666	1.90	263
9. 自分は市民や世論から支持されている	3.46	569	3.46	667	3.72	265
10. 直属の上司は自分の仕事を支援してくれる	1.96	569	1.95	674	2.05	266
11. 同僚たちは自分の仕事を支援してくれる	1.87	570	1.88	674	2.01	266
12. 自分は児童福祉司の仕事に誇りをもっている	2.14	570	2.52	670	3.17	267
13. 自分は「ソーシャルワーク」の概念がよくわからない	3.55	570	3.32	672	2.92	264
14. 自分は「ソーシャルワーカー」である	2.23	571	2.58	670	3.12	264
15. 自分は今後も児童福祉司をつづけたい	2.42	570	3.14	673	4.05	267
16. 自分は夜間や休日でも業務のためにいつ呼び出されるかわからないことが負担である	2.32	568	2.20	671	1.69	267
17. 自分の担当するケース数は多すぎる	2.36	558	2.53	655	2.17	263
18. 主担当ケース以外に時間をとられることが負担である	2.93	555	2.94	654	2.65	263
19. 休日・祝日の体制整備が必要である	1.98	568	2.08	670	1.94	265
20. 自分のペースを確保するスケジュールを組めていない	2.32	571	2.44	669	2.13	267
21. 自分は児童福祉法第 56 条の負担金認定徴収事務を負担に感じる	2.57	543	2.76	643	2.68	253
22. 自分の身の安全を図る体制が充実していない	2.45	569	2.50	671	2.30	265
23. 自分是对応困難な保護者に対する負担感が大きい	2.17	569	2.16	670	1.84	266
24. 保護者への指導の権限が弱い	2.28	571	2.29	672	2.14	266
25. 区市町村の相談体制が整えば業務負担が軽減される	2.01	572	2.05	674	1.92	266
26. 自分は援助技法のスキルアップを図りたい	1.51	572	1.79	671	2.16	265

表1-11 年齢

	度数	有効%
20-24歳	57	3.7
25-29歳	202	13.1
30-34歳	187	12.2
35-39歳	203	13.2
40-44歳	253	16.4
45-49歳	265	17.2
50-54歳	202	13.1
55-59歳	149	9.7
60歳以上	21	1.4
合計	1539	100

表1-12 性別

	度数	%	2001年度	2006年度	有効%
男性	799	51.2	58.5	57.7	52.2
女性	732	46.9	39.4	39.4	47.8
合計	1531	98.1	97.9	97.1	100

表1-13 MBI各項目平均と性別の比較

性別	男性		女性	
	平均値	度数	平均値	度数
1. 仕事で精神的に疲れ果てた感じがする	3.62	799	3.67	732
2. 一日の仕事が終わると疲れ果てた気持ちになる	3.90	799	4.08	732
3. 朝起きた時疲れを感じ、また同じ仕事に出かけなければならないと思う	3.56	799	3.68	732
4. 援助対象者が抱えている問題にその人がどのように感じているか容易に理解できる	3.17	799	3.25	732
5. あたかも援助対象者を人でないような扱い方をしている自分に気づく	.95	799	.82	732
6. 終日人と一緒に働くことは非常に気をつかう	2.63	799	2.53	732
7. 援助対象者の問題に対し非常に効果的にかかわっている	2.65	799	2.39	732
8. 仕事に燃えつきってしまった気持ちである	1.81	799	1.62	732
9. 仕事をとおし人の役に立っている	2.63	799	2.25	732
10. この仕事についてから人に対し冷淡になってきている	1.39	799	1.41	732
11. この仕事は自分の気持ちを無感覚にしてしまう気がする	1.55	799	1.52	732
12. 元気はつらつとして働いている	2.69	799	2.79	732
13. 仕事に欲求不満を感じている	3.13	799	2.73	732
14. 働きすぎだと思う	3.48	799	3.47	732
15. 援助対象者に何が起ころうと全く気にしない	.85	799	.64	732
16. 人と一緒に働くことは非常にストレスである	2.02	799	1.84	732
17. 援助対象者と容易にくつろいだ雰囲気を作ることができる	2.61	799	2.76	732
18. 援助対象者に働きかけたあと気分が高揚する	2.00	799	1.92	732
19. 多くの価値ある仕事をやりとげている	2.06	799	1.79	732
20. 自分の限界にきた感じがする	2.44	799	2.47	732
21. 仕事上での精神的な問題に冷静に対応することができる	2.87	799	2.83	732
22. 援助対象者が抱えている問題の解決について私を責めているような気がする	2.12	799	1.98	732

表1-14 MBI平均と性別の比較

性別		情緒的消耗感平均	脱人格化平均	個人的達成感平均
男性	平均値	2.9520	1.3720	2.5848
	度数	799	799	799
女性	平均値	2.8988	1.2754	2.4973
	度数	732	732	732
合計	平均値	2.9266	1.3258	2.5429
	度数	1531	1531	1531

表 1-15 任用方式

	度数	%	前回との差	有効%
厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会を修了した者	185	11.9	1.3	12.3
学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの	563	36.1	-3.7	37.4
社会福祉士	310	19.9	8.9	20.6
社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者	237	15.2	-0.3	15.7
前各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの	86	5.5	-3.8	5.7
該当なし	125	8	-1.3	8.3
合計	1506	96.5	1	100

表 1-16 地区の担当

	度数	%	前回との差	有効%
地区担当である	1083	69.4	1	70.6
地区担当でない	451	28.9	0.5	29.4
合計	1534	98.3	1.5	100

表 1-17 相談種別の担当

	度数	%	差	有効%
特定の相談種別を専門的にあるいは主として担当していない	714	45.8	0.4	47
虐待相談を専門的にあるいは主として担当している	232	14.9	0.7	15.3
非行相談を専門的にあるいは主として担当している	18	1.2	-1	1.2
虐待相談と非行相談の両方を専門的にあるいは主として担当している	193	12.4	5.5	12.7
障害相談を専門的にあるいは主として担当している	48	3.1	-1.1	3.2
管理職であるためケースを持っていない	98	6.3	0.5	6.5
その他	216	13.8	-1.4	14.2
合計	1519	97.4	3.6	100

相談種別の担当 その他

相談種別の担当 その他
<p><すべての種別を担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての相談種別を担当している (19) ● すべての相談に応じている (3) ● すべての相談を主として担当している (3) ● すべて (2) ● 何でもしている ● 養子・非行・虐待・障害すべての相談窓口となっている ● 特定の相談種別を専門とはしていないが、全ての相談に主として関わることがある ● 各種課題や全地区のケースに柔軟に対応する ● 受理 2 人であり、特に相談種別で分けてはいない、全般的。 ● 虐待、非行、養護相談と施設入所の障害相談を主として担当している ● 就学前児童の育成相談を除く全種別
<p><地区内を担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地区ケースのすべての種別を担当 (10) ● 地区で担当している (8) ● 相談種別を問わず地区の主担当をしている (3) ● 地区割なので、相談種別は特定されない (2) ● その地区のあらゆるケースに対応。(判定課のみの関わるケースを除く) ● 地区担当グループのリーダー。管理職ではない。 ● 地区担当スーパーバイザー ● 地区担当と兼務している。 ● 完全地区割制。
<p><地域支援担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域支援担当 (2) ● 地域支援、養育家庭担当 ● 地域支援担当十ケース担当 ● 企画調整、地域？業務に携わっている。
<p><虐待以外を担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 虐待以外の相談を担当している。(9) ● 虐待以外 (虐待の初期対応を除く) (2) ● 虐待相談を除く全ての相談を主として担当している (2) ● 虐待以外の相談 (地区担当) ● 地区内で虐待班が持たないケースを担当している
<p><虐待+α以外></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 虐待・障害以外 ● 虐待・非行以外のケースを主に担当。 ● 虐待、障害相談以外の相談を主に担当しているが、軽度の虐待を担当することもある。
<p><スーパーバイザー></p> <ul style="list-style-type: none"> ● SVを担当している (5) ● SV 補助及び ● 管理職ではないがスーパーバイズ ● 管理職ではないが課長でSVの立場 ● 管理職ではなく係長であるが、スーパーバイズに専任。 ● 虐待など複数困難事例のスーパーバイザー ● 虐待をのぞくSV

<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待相談のスーパーバイザー ● 児童福祉係長としてS.V. ● 児童福祉司スーパーバイザー ● 職員へのスーパーバイズ、フォロー。係長。 ● 相談課長として、スーパーバイズ業務
<SV+α>
<ul style="list-style-type: none"> ● SVであるが、人員不足でもあるため、職員が手が回らないケースにフォローしている。 ● “スーパーバイザー、地区担当 ● (全相談種別)” ● スーパーバイザー兼里親担当 ● スーパーバイザーであり必要な時に、ケースの対応の応援に入り、継続的な面接をすることがある。 ● チーフ職、SV的役割も担っている ● 育成相談担当SV兼CW ● 虐待、障害以外の種別を主に担当しつつ、S.V業務に従事 ● 地区は担当しているが、9名の児童福祉司にスーパーバイザーが1名の配置なのでスーパーバイザーの補佐としての役割がある。
<ケースは持たない>
<ul style="list-style-type: none"> ● 班長であるためケースは持っていない。(3) ● スーパーバイザーであるためケースを持っていない(3) ● SVの為ケースを持っていない(2) ● グループ(班)の長であるためケースを持っていない ● グループのとりまとめ(管理職でない)で、ケースを持っていない。 ● グループリーダーであるためケースを持っていない ● チーム班長 原則としてケース担当せず ● 管理職ではないが、指導職でありケースをもたない ● 管理職ではないがグループリーダーなので担当は持っていない ● 管理職ではないがケースを持っていない ● 係長で、個別ケースを担当しない。 ● 直接ケースは担当していない。 ● 非管理職の係長をしており、ケースを持っていない
<施設担当>
<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待施設入所児童担当 ● 施設の担当 ● 施設措置児童の相談を専門的にしている ● 施設担当：養子施設入所児童の担当 ● 施設入所、里親委託ケース担当 ● 施設入所後の対応を主として担当している ● 施設入所児童の処遇について、担当している ● 施設入所中、里親委託ケース、里親希望者の相談(措置のもの) ● 児童養護施設入所措置ケースを主として担当している。 ● 社会的養護が必要もしくは必要となる可能性があるケースを担当 ● 養護施設担当 ● 保護児、措置児の健康管理を担当ワーカーと連携して行っている。在宅重症心身障害児(者)への訪問指導。 ● 乳児院を中心とする、乳幼児の虐待・養護ケースを担当しています。また、医療的判断や医療連携が求められるケースや、性的虐待ケース等。 ● 係長ケースの施設入所児の担当、市町村の研修
<施設以外を担当>
<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、施設入所ケースは担当していない
<里親担当>
<ul style="list-style-type: none"> ● 里親に関する業務(主担当として)と、地区担当の両方をもっている。 ● 里親業務を専任として担当(虐待ケース等をもちつつ) ● 里親相談を専門的に担当している(13) ● 里親担当、地域支援担当 ● 里親担当と庶務
<困難ケースのみ担当>
<ul style="list-style-type: none"> ● 処置困難ケース+施設入所ケース(2) ● 管理職であるが、困難ケースを担当している。 ● 4つの地区を困難ケースのみケースワーカーについて支援

<ul style="list-style-type: none"> ● 課長として、困難ケースを受け持ち、児童福祉司の負担軽減と支援を行う。 ● 処遇困難ケースを担当している ● 係長として困難ケースに対応している ● 困難ケースや他の児童福祉司の仕事量をみながら、ケースを担当
<困難ケース以外担当>
<ul style="list-style-type: none"> ● ひどい虐待と判断されたもの以外のケース
<管理職>
<ul style="list-style-type: none"> ● 課長として担当ケースは持っていないが、全てのケースについて関わりはある。 ● 課長職。職員の相談に応じたり、一緒に動いたりしている。 ● 係長業務(2) ● 相談課長と総務、企画の課長を兼務している。 ● 相談係長 ● 児童福祉司を統括する役職
<ケースを持つ管理職>
<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職+管轄外ケース担当 ● 管理職だが、所内の体制上、ケースを持つことがある。 ● 管理職であるが地区CWが1名不足しているため、数ケース担当している。 ● 半管理職であるため、ケース数は少数である
<養護相談担当>
<ul style="list-style-type: none"> ● 養護、非行相談担当(5) ● 養護相談(2) ● 養護、障害、非行、育成相談 ● 養護相談、育成相談 ● 養護相談と非行相談 ● 非行相談・養護相談 一部虐待相談
<育成相談>
<ul style="list-style-type: none"> ● 育成・障害相談の両方を主として担当している。(2) ● 育成相談 ● 障がいと育成を主として担当している。
<障害相談以外を担当>
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害相談以外の相談種別を担当(8)
<家族支援を担当>
<ul style="list-style-type: none"> ● 家族再統合業務を担当している。 ● 家族支援として、施設入所ケースの再統合に向けて関わっている。 ● 家庭支援担当 ● 親子支援の専従担当
<受付担当>
<ul style="list-style-type: none"> ● 受付相談員 ● 来所及び電話での相談を継続的に受けていく担当。
<青少年担当>
<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年(中卒後概ね25才まで)の相談 ● 青少年の担当(センター管轄すべての地区) ● 対象年齢:15才以上の青少年を担当する。
<県外ケース担当>
<ul style="list-style-type: none"> ● 県外ケースを主に担当(虐待・養護・非行相談) ● 措置時には県内にいたが、その後保護者が県外転出した施設・里親措置ケースならびに障害担当(療手インテークと重症心身障害在宅訪問事業)
<調整担当>
<ul style="list-style-type: none"> ● 調査、統計、機関連携、実習・見学対応、など

表 1-18 特定の援助段階の担当

	度数	%	差	有効%
特定の段階を専門的にあるいは主として担当することはない	982	62.9	2.1	68.1
インテークを専門的にあるいは主として担当している	48	3.1	-0.7	3.3
調査以降の段階（インテーク以外）を専門的にあるいは主として担当している	155	9.9	0.9	10.8
援助方針会議で在宅指導となったケースを専門的にあるいは主として担当している	23	1.5	0.1	1.6
援助方針会議で施設入所となったケースを専門的にあるいは主として担当している	24	1.5	0.3	1.7
援助方針会議で家族再統合の対象となったケースを専門的にあるいは主として担当している	18	1.2	0.6	1.2
その他	191	12.2	3.7	13.3
合計	1441	92.4	7.1	100

特定の援助段階その他

<すべての段階を担当>

- 1～6のすべてをやっている。
- 1～6全てにおいて関わる（担当地区内）
- 1と2以外
- 2～6をすべて担当している。
- 4～6
- インテーク～
- インテークからアフターケアまで
- インテークから援助終結まで担当する
- インテークから最後まで。
- インテークから在宅指導・施設入所、家族再統合まで
- インテークから施設入所まで（3）
- インテークから出口まで
- インテークから処理まで。虐待以外全般
- インテークから調査、その後の支援全てに関わっている。
- インテークも含め、調査から家族再統合までケース担当している。
- インテークも調査以降も、施設入所までも担当している。
- オールマイティーに担任しているように感じています
- すべて（6）
- すべてにおいて主担である
- すべての援助を行う。
- すべての段階において業務を行っている。
- はじめから・・・終結まで
- 最初（通告）から終結まで
- 始め（インテーク）から終わり（終結）まで主として担当している。
- 子どもに関するすべての相談を担当
- 受理から最後まで
- 全ての援助段階を主として担当している
- 全ての相談にインテークから終結まで応じている。
- 全ての相談に対応している
- 全ての段階を担当。
- 全て担当
- 全て担当している。
- 全援助段階
- 全般（2）
- 全般、インテーク～再統合まで

- 全般的に担当（2）
 - 担当地区における子どもに関する相談のすべてを新規相談の段階から担当する。ただし、児童虐待ケースの新規については、調査を虐待ラインが担当し調査を終了後、地区担当CWが担当する。
 - 非行・育成ケースのインテークから調査以降の段階一連を主として担当している
 - 保護者が支援を求めなくなるまで
- <地区内を担当>
- 上記2～6について地区担当分を行っている。
 - 担当地区は基本的に全て
 - 地区ケースのすべての種別を担当
 - 地区すべてのケース
 - 地区でわけている
 - 地区で起こったケースはインテークから全て主担当をしている
 - 地区で担当しているため。
 - 地区割
 - 地区割のため種別の差等はない
 - 地区担当（2）
 - 地区担当ケースワーカーの統括的立場のため個別ケースの主担当はしていない。
 - 地区担当の受理から終結まで担当
- <虐待対応を担当>
- インテーク調査から入所もしくは、在宅であれば終結まで虐待チームとして担当する。地区担当へケースを渡すのは、それぞれのケースによってタイミングが異なる。
 - 虐待ケースとして受理されたケースを担当している。
 - “虐待ケースの初期対応等（受理～在宅 or 施設での援助方針決定まで。（注意喚起後の見守りケースを含む。）※特殊事情のない限り、概ね、関係機関からの情報収集及び家庭訪問。必要に応じ、虐待者の属する家庭における保護者との関係づくり。（数回の面談）
 - 虐待に関する受理～処遇まで
 - 虐待専門（2）
 - 虐待相談の進行管理
 - 虐待対応
 - 虐待通告におりる対応から支援。
 - 虐待通告受理から保護→施設入所→家族再統合までの虐待対応に関する一連。
 - 虐待養護班で対応
- <虐待の初期対応を担当>
- 虐待ケースの初期対応（4）
 - 虐待の初期対応に特化した業ム
 - 虐待の初期調査（3）
 - 虐待初期対応が中心
 - 虐待相談のインテークを主に担当する予定だったが、結果として、在宅指導ケースも担当している。
 - 虐待相談の初期調査・対応
 - 虐待対応（介入、調査）
 - 虐待通告、警察・福祉事務所からの通告を受ける地区担当G（児童福祉司）の担当課長
 - 虐待通告受理、調査、介入が主である。
 - 児童虐待に対する初期対応のケースワーク
 - 初期対応班であるが、実際は支援もしている
 - 新規の虐待ケースにかかる初期対応班の統括職
- <スーパーバイザー>
- SV（4）
 - SVであるが、人員不足でもあるため、職員が手が回らないケースにフォローしている。
 - SV担当ケースなし
 - SV補助及び
 - インテーク以外虐待のぞくSV
 - ケースに対するSV
 - ケースのスーパービジョン。
 - スーパーバイザー（5）
 - スーパーバイザー兼里親担当
 - スーパーバイザー職のため重担なし。
 - 虐待ケース等処遇困難ケースへのスーパーバイズなど。

<ul style="list-style-type: none"> 虐待相談のスーパーバイザー 児童福祉係長としてS.V. 相談全体に対しての困りごと等に対応している。 地域からあがる相談以後のスーパーバイザー 地区担当（非行、虐待相談）のスーパーバイザーを担当 地区担当 CW へのスーパーバイザー 班体制のため、各班員調査以降のケースにスーパーバイザーとして関与。
<p>＜直接ケース担当なし＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修中、平成 22 年 10 月 1 日付での異動のため。 処遇困難事例や 28 条ケースを中心にサブではいる。 上記 6 に類するケースを中心に、地区担当者のサポートをしている。 直接ケースは担当していない。 必要時 ケース担当することあり
<p>＜施設入所中担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設入所中、里親委託中のケース担当 乳児院を中心とする、乳幼児の虐待・養護ケースを担当しています。また、医療的判断や医療連携が求められるケースや、性的虐待ケース等。 判定会議後在宅・施設 保護児、措置児の健康管理を担当ワーカーと連携して行う。 施設入所後のケースを主として担当している
<p>＜施設入所前担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設入所するまでの相談を担当
<p>＜施設入所ケース以外担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に一時保護ケース、入所ケース 以外
<p>＜里親担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親委託関連業務はインテーク以降・里親登録業務はインテークからすべて 養育家庭制度の親担当全般 里親・FHに委託されたケース 里親と子どものマッチングから委託後の支援まで担当している 里親委託となったケース 里親希望者の相談・調査、里親委託後の里親子関係の調整、里親会関係、里親委託時の措置費の計算など。 里親相談を全般的に担当している。認定、委託後の里親支援。 里親担当
<p>＜困難ケース担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 困難ケース、親対応の援助 困難ケースのみを担当+地区担当のS.V 処置困難ケース+施設入所ケース 地区担当が対応困難となったケース（段階は関係ない） 複雑困難ケース担当
<p>＜管理職＞</p> <ul style="list-style-type: none"> グループのとりまとめでケースを持っていない。 ケースの進行管理 管理職 係長 係長で、個別ケースを担当しない。 係長業務 相談課長 相談課長と総務、企画の課長を兼務している。 担当係長として、係員のスーパーバイザーを行い自らもケースをもっている。
<p>＜インテーク（調査）担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 3+事前相談、調査も 初期対応調査（インテーク）を行いつつも、担当ケースの調査以降の段階となったケースを主に担当している 調査
<p>＜インテーク以外を担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> インテーク以外を担当。
<p>＜障害相談担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 心理判定（療育手帳）で来所した者への対応や、障害児通園施設を担当している。（所内では、障害相談担当のケースワーカーとの位置づけです。）

<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳の面接と作成
<p>＜障害相談以外を担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害以外。 障害以外の相談種別を地区担当としてもっている。
<p>＜家族支援を担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅・施設とも指導・家族再統合を行っている
<p>＜来所・通所担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 通所ケース 来所相談を主に担当
<p>＜専門の業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師としての専門的な業務
<p>＜特定の担当なし＞</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれのケースを主として担当しており、援助段階で担当はわかれていない。 移送の支援、電話対応 一般的な児福司 段階で担当を分けていない 特定の担当はない(5) 特定業務を行っていない。(ケース担当者)

表 1-19 特定業務 度数分布表

	応答数		ケースの%	差
	N	%		
特定業務・市町村の後方支援を専門的にあるいは主として担当している	201	26.10	28.40	-8.40%
特定業務・担当ケースを持たないワーカーとして、臨機応変な対応を求められている	82	10.60	11.60	-6.60%
特定業務・里親対応を専門的にあるいは主として担当している	67	8.70	9.50	-5.40%
特定業務・スーパーバイザーとしての業務を担当している	208	27.00	29.40	-7.29%
特定業務・相談所全体にかかわる管理運営業務を担当している	31	4.00	4.40	-2.80%
特定業務・その他	182	23.60	25.70	—

特定の業務専従・その他の内容

<p>＜特定の専従なし＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定業務なし(2) 特定業務に専従していない。 特定業務への専従ということではなく、児童相談全般にかかわっている。 特定業務への専従なし(8) 特定業務への専従ではなくケースワーカーとして業務している CWである どちらでもない、特定していない為 どれにもあてはまらない(2) なし(5) 一般的な児福司 研修中。 専従していない(2) 専従する業務なし。 専従でない。(2) 全般をやる。専従なし。 特になし(3)
--

<ul style="list-style-type: none"> ● 特に特定の業務の専従はしていない。 ● すべての相談 ● 子どもに関するすべての相談に対応 ● 児童家庭相談全般、市町村後方支援、里親等。 ● 全般、インターク～再統合まで ● 特定されず。1から10まで。
<地区について専従>
<ul style="list-style-type: none"> ● あてはまらない（地区担当） ● エリア内の相談に対応 ● 児童福祉司として特定地域の担当 ● 担当地区で発生した虐待ケースの対応、を主として担当している。 ● 担当地区ワーカー ● 担当地区を持ったケースワーカー、里親対応。 ● 地域の様々な相談の対応 ● 地域担当 ● 地域担当CW ● 地区割 ● 地区担当（4） ● 地区担当（施設入所、里親委託ケース） ● 地区担当CW ● 地区担当ケースワーカー（4） ● 地区担当である ● 地区担当で専門的なことはなし ● 地区担当としての仕事と、事務分担のみ担当。 ● 地区担当なので、特定業務に専従することはない。 ● 地区担当の児童福祉司 ● 地区養護（虐待継続）対応 ● 特定業務ではなく地区のケースを担当 ● 特定業務に専従なく、地区担当のケースワーカーである。 ● 特定業務の専従はしていない 地区担当のCW ● 特定業務を持たず地区担当
<虐待対応業務>
<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待にかかる児童福祉全般。 ● 虐待専従 ● 虐待専門 ● 虐待相談指導 ● 虐待対応（2） ● 虐待対応が主だが、業務の一環として市町村の後方支援にもあたる。 ● 虐待対応グループのリーダー ● 虐待対応への専従 ● 虐待対応専門 ● 虐待対応班 ● 虐待対策
<虐待の初期対応業務>
<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待ケースの初期対応（援助方針決定までの間） ● 虐待ケースの初期段階の担当。 ● 虐待の初期対応及び市町村の後方支援もその1つ ● 虐待の初期段階での調査・対応を行う。 ● 虐待の初期調査 ● 虐待初期対応。 ● 虐待通告初期対応 ● 児童虐待の初期対応のケースワーク ● 初期対応を担当している ● 初期調査の段階での介入を主として担当 ● 通告に対する初期対応
<専従でないスーパーバイザー>
<ul style="list-style-type: none"> ● グループリーダーとして、時にスーパーバイズを行う ● スーパーバイザーも兼ねるが、専任ではない。 ● 心理相談援助・家族支援の総括
<担当ケースのあるワーカー>
<ul style="list-style-type: none"> ● 担当ケースのあるCW。 ● 担当ケースワーカー ● 担当ケースをもっている他の業務の対応もしている。 ● 担当ケースを持つケースワーカー（3）
<施設に関する業務>
<ul style="list-style-type: none"> ● ケースワーカーのため、養護施設の担当もしている ● 施設との連絡調整に関する、施設退園後の就労支援

<ul style="list-style-type: none"> ● 事業に関すること ● 施設措置児童対応を主としている ● 保ご児、措置児の健康管理を担当ワーカーと連携して行う
<相談全般>
<ul style="list-style-type: none"> ● 相談業務を全般的に行なっている。 ● 相談業務全般 ● 相談全般（2）
<事務・システム業務>
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童システムの活用についての業務担当 ● 措置費支出、調停・督促事務、債権管理事務 ● 統計、児童相談管理システム ● 負担金認定徴収事務等、施設入所事務等を担当（地区担当や虐待対応班の後方支援）、他、業務統計、調査もの
<里親に関する業務>
<ul style="list-style-type: none"> ● 里親会事務局、里親希望相談対応 ● 相談業務と兼務して里親関連業務やその他行政業務 ● 小さい児相のため、里親対応の担当も兼ねている。
<インターク（調査）業務>
<ul style="list-style-type: none"> ● インターク ● インターク及び継続指導ケースを担当している
<障害関連の業務>
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害相談 ● 知更相・身更相の業務の兼務 ● 発達障害の専門のケースワーカー
<青少年に関する業務>
<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年対応（15才～25才概ね） ● 青少年担当
<家族支援業務>
<ul style="list-style-type: none"> ● 家族再統合ケースの、地区担当のサポートをしている。 ● 家族再統合 ● 家族再統合支援担当として主担当とチームでケースに関わっている。 ● 親子支援の専従担当 ● 担当ケースをもたないワーカーとして、再統合業務を専門にしている。
<研修・企画業務>
<ul style="list-style-type: none"> ● 中央機能として研修・会議等の企画実施など行う。 ● 市町村職員、児童福祉司の研修等
<その他具体的な業務>
<ul style="list-style-type: none"> ● インターク後 ● 管理 施設（里親）療育手帳関係 以外のすべて ● 虐待ケースに限っては②、地区担当のケースに関しては①の対応 ● 係長ケースで施設入所になったケースの担当 ● 警察との連絡会、非行事業に関する（各職員で色々分担して） ● 在宅、施設、ケースを担当。市町村支援も担当。 ● 受付相談員 ● 処置困難ケース+施設入所ケース ● 保健師 ● 養護、非行ケースを主に担当するワーカー。 ● 28条関係等

表 1-20 雇用形態

	度数	%	差	有効%
常勤（児童福祉司専任）	1387	88.9	1.3	91.6
常勤（児童福祉司以外の業務を兼任）	119	7.6	-0.8	7.9
非常勤	8	0.5	0.4	0.5
合計	1514	97.1	1	100

表2-1 主担当ケース数⁴

	度数	最小値	最大値	平均値	前回の差
未処理ケース／虐待	1257	0	129	4.31	-0.22
未処理ケース／養護虐待を除く	1257	0	49	1.14	-0.52
未処理ケース／非行	1257	0	59	1.14	-0.32
未処理ケース／障害	1257	0	98	1.14	-0.24
未処理ケース／育成	1257	0	70	.84	-0.20
未処理ケース／左記以外	1257	0	49	.25	-0.15
在宅指導ケース／虐待	1257	0	200	13.60	1.52
在宅指導ケース／養護虐待を除く	1257	0	71	4.24	0.05
在宅指導ケース／非行	1257	0	38	2.59	-0.44
在宅指導ケース／障害	1257	0	320	3.51	-1.07
在宅指導ケース／育成	1257	0	100	2.27	-0.53
在宅指導ケース／左記以外	1257	0	44	.67	-0.89
施設入所措置・里親委託ケース／虐待	1256	0	91	7.66	1.11
施設入所措置・里親委託ケース／養護虐待を除く	1257	0	68	9.15	-1.71
施設入所措置・里親委託ケース／非行	1257	0	15	.67	-0.20
施設入所措置・里親委託ケース／障害	1257	0	215	4.34	-3.13
施設入所措置・里親委託ケース／育成	1257	0	32	.34	-0.06
施設入所措置・里親委託ケース／左記以外	1257	0	38	.38	-0.25
合計				58.23	-7.26

表2-2 主担当ケース数

	度数	最小値	最大値	平均値	前回の差
助言指導で終了したケース／虐待	819	0	100	3.16	1.55
助言指導で終了したケース／養護虐待を除く	819	0	31	1.48	0.36
助言指導で終了したケース／非行	819	0	23	.62	0.09
助言指導で終了したケース／障害	819	0	79	2.30	-1.16
助言指導で終了したケース／育成	819	0	29	.88	0.09
助言指導で終了したケース／左記以外	819	0	33	.44	0.20
合計				8.88	4.25

表2-3 主担当ケース数

	度数	最小値	最大値	平均値
毎日のように対応を要するケース数	1240	0	36	1.27
毎日ではないが、おおむね週1回以上、日常的な対応を要するケース	1240	0	80	3.87
毎週ではないが、おおむね月に1回以上の割合で対応しているケース	1240	0	102	13.77
毎月ではないが、3～6ヵ月に1回ないし数回の割合で対応しているケース	1240	0	263	16.60
1年に1回程度あるいはそれ以下の割合で対応しているケース	1240	0	394	15.11
合計				50.61

表2-4 28条・立ち入りケース

	度数	最小値	最大値	平均値
主担当で法28条申立ケース	1554	0	7	.07
主担当で法28条更新ケース	1554	0	6	.04
主担当として立入調査を行ったケース	1554	0	31	.15

表2-5 達成度・10段階

	度数	最小値	最大値	平均値	前回差
あらかじめ立てたスケジュール通りに対応できているケース	1554	0	10	3.66	-0.81
現状として必要最低限な対応はできていると思えるケース	1554	0	10	4.70	-0.95
十分に対応できていると思えるケース	1554	0	10	2.31	-0.43

表2-6 すべての相談種別を含む、適当な担当ケース総数

	度数	%	有効%	前回差
5 ケース未満	5	0.3	0.3	0
5~10 ケース未満	37	2.4	2.5	0.4
10~15 ケース未満	60	3.8	4.1	0.2
15~20 ケース未満	123	7.9	8.4	1.9
20~25 ケース未満	132	8.5	9	-0.8
25~30 ケース未満	225	14.4	15.4	4.4
30~35 ケース未満	127	8.1	8.7	-2.6
35~40 ケース未満	165	10.6	11.3	5.8
40~45 ケース未満	59	3.8	4	0.2
45~50 ケース未満	241	15.4	16.5	1.7
50~55 ケース未満	78	5	5.3	-4.4
55~60 ケース未満	77	4.9	5.3	1.4
60~80 ケース未満	55	3.5	3.8	-2.4
80~100 ケース未満	25	1.6	1.7	-2.1
100~120 ケース未満	7	0.4	0.5	-2
120~140 ケース未満	2	0.1	0.1	-0.5
140 ケース以上	2	0.1	0.1	-0.2
わからない	40	2.6	2.7	-1.2
合計	1460	93.6	100	

表2-8 通常1ヵ月の中で面接・訪問・調査・調整など具体的な活動を伴って担当できるケース数

	度数	%	有効%
5 ケース未満	41	2.6	2.8
5~10 ケース未満	230	14.7	15.9
10~15 ケース未満	296	19.0	20.4
15~20 ケース未満	245	15.7	16.9
20~25 ケース未満	193	12.4	13.3
25~30 ケース未満	134	8.6	9.2
30~35 ケース未満	85	5.4	5.9
35~40 ケース未満	56	3.6	3.9
40~45 ケース未満	32	2.1	2.2
45~50 ケース未満	65	4.2	4.5
50~55 ケース未満	10	.6	.7
55~60 ケース未満	20	1.3	1.4
60~80 ケース未満	7	.4	.5
80~100 ケース未満	4	.3	.3
100~120 ケース未満	7	.4	.5
140 ケース以上	1	.1	.1
わからない	23	1.5	1.6
合計	1449	92.9	100.0

表2-7 虐待ケースのみを担当したと仮定したときの、適当な担当ケース数

	度数	%	有効%	前回との差
5 ケース未満	163	10.4	11.2	0.6
5~10 ケース未満	313	20.1	21.5	-3.8
10~15 ケース未満	278	17.8	19.1	-0.8
15~20 ケース未満	225	14.4	15.4	3.4
20~25 ケース未満	141	9.0	9.7	-0.5
25~30 ケース未満	116	7.4	8.0	1.1
30~35 ケース未満	62	4.0	4.3	-1.4
35~40 ケース未満	47	3.0	3.2	1.9
40~45 ケース未満	20	1.3	1.4	0.4
45~50 ケース未満	34	2.2	2.3	0.6
50~55 ケース未満	8	.5	.5	-0.8
55~60 ケース未満	10	.6	.7	0.4
60~80 ケース未満	2	.1	.1	-0.4
80~100 ケース未満	2	.1	.1	0
100~120 ケース未満	4	.3	.3	0
120~140 ケース未満	1	.1	.1	0
わからない	32	2.1	2.2	-0.6
合計	1458	93.5	100.0	

表2-9 ケース数

	度数	最小値	最大値	合計	平均値
転居先が不明なケース	1554	0	7	140	.09
転居先が判明したが、管轄の児童相談所に情報を引き継ぐことまではしなかったケース数	1554	0	6	108	.07
転居先が判明し、管轄の児童相談所に情報を引き継いだケース数	1554	0	13	794	.51
児童相談所職員が直接、48時間以内に本人確認できなかったケース数	1554	0	140	3834	2.47
児童相談所職員が関係機関に依頼したものを含めれば48時間以内に本人確認できたケース数	1554	0	180	10803	6.95
児童相談所職員が直接、48時間以内に本人確認ができたケース数	1554	0	100	6751	4.34

表2-10 勤務日以外で対応を求められる可能性の有無

	度数	%	前回との差	有効%
ある	1286	82.4	-1.4	89.5
ない	151	9.7	-1.3	10.5
合計	1437	92.1	-2.7	100.0

表2-11 勤務状態

	度数	最小値	最大値	平均値	前回の差
10月中に所定の勤務時間を越えて働いた実際の時間	1554	0	161	26.31	3.459
平成21年度中に実際に勤務日以外で対応した回数	1554	0	154	4.62	—
平成21年度中の有給休暇消化率	1554	0	10	2.26	-1.07

表2-12 所内のスーパーバイザーとの関係

	度数	%	前回差	有効%
いつでも必要なときにスーパーバイザーからの確な助言をしてもらえていると感じることが多い	339	21.7	4.6	23.3
スーパーバイズを受ける時間は十分確保されていないが、スーパーバイザーからの確な助言をもらえたと感じることが多い	694	44.5	2.9	47.8
スーパーバイズはしてもらえませんが、スーパーバイザーからの確な助言をもらえたと感じられないことが多い	102	6.5	-3.6	7.0
スーパーバイザーと話し合う時間がとれず、スーパーバイズをあてにできない	107	6.9	0	7.4
非該当(自分がスーパーバイザーのためスーパーバイズを受ける機会がない)	125	8.0	-1.5	8.6
非該当(所内にスーパーバイザーがいない)	46	2.9	-3.7	3.2
その他	40	2.6	0.1	2.8
合計	1453	93.1	-1.2	100.0

表2-13 特定業務 度数分布表

	応答数		ケースの%	差
	N	%		
特定業務・市町村の後方支援を専門的にあるいは主として担当している	201	26.10	28.40	-8.40%
特定業務・担当ケースを持たないワーカーとして、臨機応変な対応を求められている	82	10.60	11.60	-6.60%
特定業務・里親対応を専門的にあるいは主として担当している	67	8.70	9.50	-5.40%
特定業務・スーパーバイザーとしての業務を担当している	208	27.00	29.40	-7.29%
特定業務・相談所全体にかかわる管理運営業務を担当している	31	4.00	4.40	-2.80%
特定業務・その他	182	23.60	25.70	—
合計	771	100.00	109.10	-4.60%

表3-1 SV着任時の経歴

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
SV着任時の職歴社会福祉領域での勤続経験年月	211	.00	36.00	16.9096	10.26555
SV着任時の職歴うち児童相談所での勤続経験年月	211	.00	24.42	7.8566	5.72280
SV着任時の職歴うち児童福祉施設での勤続経験年月	211	.00	31.50	4.8914	7.37894
SV着任時の職歴うち福祉事務所での勤続経験年月	211	.00	21.42	2.8037	4.20601

表3-2 スーパービジョンを受ける児童福祉司数

	度数	最小値	最大値	平均値	前回との差
スーパービジョンを受ける児童福祉司数	215	0	20	5.54	-5.20

表3-3 SVとして感じる事（複数回答）

	応答数		前回との差	ケースの%	前回との差
	N	%			
スーパーバイザーとして・自分が忙しくて十分なスーパービジョンができない	96	22.00	-2.60%	44.70	-7.00%
スーパーバイザーとして・児童福祉司が忙しくて十分なスーパービジョンができない	110	25.20	2.60%	51.20	3.60%
スーパーバイザーとして・ケースを抱え込んでしまう児童福祉司へのスーパービジョンが難しい	56	12.80	-2.50%	26.00	-6.20%
スーパーバイザーとして・精神的なバランスを崩しかけている児童福祉司へのスーパービジョンが難しい	46	10.60	-2.40%	21.40	-5.90%
スーパーバイザーとして・困難ケースが多いために限界を感じる事が多い	92	21.10	-2.50%	42.80	-6.90%
スーパーバイザーとして・とくにない	12	2.80	1.80%	5.60	3.50%
スーパーバイザーとして・その他	24	5.50	5.50%	11.20	
合計	436	100.00	-2.60%	202.80	-7.70%

SVとして感じる事・その他の内容

- いかにかSVの方針理解してもらるか、具体的にすべきこと、役割分担など確認している
- スーパーバイザーの力量がないのでスーパービジョンができない
- スーパービジョン以外の職務の分量が多く、自分の処理能力を超えているような感じが常にする。
- やるべきことが多くて児童福祉司にとって仕事への達成感が持ていないのではないかと心配になる
- 虐待の重症度が高いにもかかわらず、学校が抱え込み～保護者との関係重視～しているケースは、保護者対応がますます難しくなる。学校（特に校長）への再教育が必要
- 近年虐待件数の増加に伴い採用を増やしているため、若く、経験年数の少ない職員が多いが、SVを担う世代は採用が少なかったため、SVの年齢層が薄い。
- 経験によるもの以外の新しい療法やアプローチを身につけるのが難しい。

- 元々が心理職なので、自身の専門領域と異なる
- 児相経験は長いけど、福祉司経験なしでいきなりなりました。日々大変です。
- 児童福祉司経験を有していないため、非常に苦しい。
- 自らの知識。技能が不足している。
- 自己の力量不足は常に感じている。
- 自分に経験がないのにスーパーバイズを求められて困難を感じる。
- 十分にスーパービジョンできるだけの経験が自分になく難しい。新人の育成が難しい。
- 人員が不十分。スーパーバイズ機能が不十分。
- 専任ではないので、また管理職でもあり、スーパーバイザーとしては限界がある。
- 地区担当とスーパーバイザーを兼務しているため対応が難しい。
- 地区担当ワーカー兼任であり、負担は大きい。
- 里親担当と兼務のため休日出勤多く、平日に代休をとると、SV対応の時間に影響する。

表3-4 スーパーバイザーとしての業務と相談種別の担当

		相談種別の担当							合計	
		特定の相 談種別を 専門的に あるいは 主として 担当して いない	虐待相 談を専門 的にある いは主と して担当 している	非行を 専門的に あるいは 主として 担当して いる	相 談を専 門的に あるい は主と して担 当して いる	虐待相 談と非 行の両 方を専 門的に あるい は主と して担 当して いる	障 害を専 門的に あるい は主と して担 当して いる	管理職 である ためケ ースを 持って いない		その他
特定業 務・ス ーパー バイ ザーと のをし る	あては まらな い	度数	669	206	17	184	47	23	170	1316
		特定業 務・ス ーパー バイ ザーと のをし るの %	50.84%	15.65%	1.29%	13.98%	3.57%	1.75%	12.92%	100.00%
	あては まる	度数	45	26	1	9	1	75	46	203
		特定業 務・ス ーパー バイ ザーと のをし るの %	22.17%	12.81%	0.49%	4.43%	0.49%	36.95%	22.66%	100.00%

表3-5 スーパーバイザーとしての業務と地区の担当

		地区の担当		合計
		地区担当 である	地区担当 でない	
あては まらな い	度数	1040	289	1329
	特定業務・スーパーバイ ザーとしての業務を担 当しているの%	78.3%	21.7%	100.0%
あては まる	度数	43	162	205
	特定業務・スーパーバイ ザーとしての業務を担 当しているの%	21.0%	79.0%	100.0%

表3-6 所内のスーパーバイザーとの関係

	度数	%	前回 差	有効 %
いつでも必要なときにス ーパーバイザーからの確 な助言をしてもらえてい ると感じる人が多い	339	21.7	4.6	23.3
スーパーバイズを受ける 時間は十分確保されてい ないが、スーパーバイザ ーからの確な助言をし てもらえたと感じることが 多い	694	44.5	2.9	47.8
スーパーバイズはしても らえるが、スーパーバイ ザーからの確な助言をし てもらえたと感じられ ないことが多い	102	6.5	-3.6	7
スーパーバイザーと話し 合う時間がとれず、ス ーパーバイズをあてに できない	107	6.9	0	7.4
非該当（自分がス ーパーバイザーのため スーパーバイズを受 ける機会がない）	125	8	-1.5	8.6
非該当（所内にス ーパーバイザーが いない）	46	2.9	-3.7	3.2
その他	40	2.6	0.1	2.8
合計	1453	93.1	-1.2	100

所内のスーパーバイザーとの関係・その他の内容

- 自分がスーパーバイザーである。(4)
- 自分がスーパーバイザーを兼務している(2)
- 自分もスーパーバイザーであるが上司からスーパーバイズをよく受けている(2)
- 担当ケースがない。(2)
- SVがケースの援助方針を必ずしも把握していない
- ケースを持たない係に属しており、スーパーバイザーは置かれていない。
- ケースを持っていない班長である。なお、児童福祉司からの相談に判断に迷う場合、課長(SV)に相談している。
- スーパーバイザーが必要なか不明である
- スーパーバイザーが忙しく、なかなか十分に相談できない。
- スーパーバイザーだが、皆と協同して、相談してやっている。
- スーパーバイザーってなに？
- スーパーバイザーと所長の意見が異なる。
- スーパーバイザーと話し合う必要性がほとんどない。
- スーパーバイザーは良心的である。
- 的確な助言が概ね多いが、意見が合致しないこともある。”
- スーパーバイザーもケースを持っている場合があるため、スーパーバイザー自身も多忙であるため時間がない。
- スーパーバイズを受けたい事例には助言がもらえず、どうでもよいことにこだわって質問せぬに合う、専門性が低いくせに自己流を押しつけるのをスーパーバイズと思っている。
- 管理職であるため
- 月1回外部からのSVが来所、事例検討を行う。
- 個人でSVを受けている。
- 児童福祉司でありながらスーパーバイザーの役割をもつことになる。役割が中途半端である。
- 次長、SV、担当で話し合うことがほとんどである。
- 自分の意見を整理できずに、スーパーバイザーに相談できない。
- 自分はグループのとりまとめ(ケースをもたない)をしているが、スーパーバイザーは別にいる。
- 社会資源が少ないため、選択肢がなく、スーパーバイズで解決できない。
- 受理会議において、アドバイスを受ける。
- 所長+次長+3係長+担当でその都度協議
- 全然つかいものにならない。
- 対応会議・受理会議がSVの場にもなっており、ケースの細かな進展については自分で判断する。
- 地域支援担当である。
- 保健師職
- 話をするがあてにできない。

表4-1 情緒的消耗感(-)

		平成22年度調査 (今回)		平成13年度調査	
		度数	%	度数	%
有効	低い	358	23.0	126	16.4
	普通	486	31.3	216	28.1
	高い	710	45.7	428	55.6
	合計	1554	100.0	770	100.0
合計		1560		832	

表4-2 脱人格化(-)

		平成22年度調査 (今回)		平成13年度調査	
		度数	%	度数	%
有効	低い	786	50.6	373	47.4
	普通	445	28.6	237	30.1
	高い	323	20.8	177	22.5
	合計	1554	100.0	787	100.0
合計		1560		832	

表4-3 個人的達成感(+)

		平成22年度調査 (今回)		平成13年度調査	
		度数	%	度数	%
有効	高い	57	3.7	35	4.9
	普通	178	11.5	86	11.9
	低い	1319	84.9	599	83.2
	合計	1554	100.0	720	100.0
合計		1560		832	

表5-1 権利項目

	度数	平均値
1. 子どもを施設・里親に入所・委託をする際には、保障されている権利について書かれたパンフレットや資料（権利ノートなど）を子どもに渡して説明している	1460	2.36
2. 子どもの移送の際には、年齢に応じて子どもと同性の職員を同行させるようにしている	1475	2.25
3. 子どもの教育を受ける権利を保障する視点をもって対応している	1490	1.88
4. 子どもの文化的・宗教的背景を考慮した上で対応している	1486	2.39
5. 子どもが意向や気持ちを率直に話せるように、年齢や発達に応じた配慮をしている	1492	1.78
6. 子どもの話す内容がどのような内容であっても、十分に受け止めるようにしている	1491	1.84
7. 子どもの意向や気持ちを聴取するだけでなくそれを援助内容に反映している	1489	2.11
8. 子どもは社会全体に支えられながら、親により養育される権利を有しているという視点をもって対応している	1491	1.99
9. 親子分離が避けられない場合は、できるだけ家庭的で安定した環境での養育を保障する視点をもって対応している	1483	2.05
10. 子どもが知られたいくないことを保護者や職員・里親に伝える場合には、承諾を得るなどプライバシーを十分に尊重した対応をしている	1490	1.82
11. 一時的な介入・保護だけではなく、長期的な子どもの自立を意識した対応をしている	1485	2.08
12. 児童相談所が子どもの意向と一致しない措置を採らざるを得ない場合、子どもが理解できるように十分に時間をかけて説明している	1482	1.95
13. 一時保護、施設・里親に入所・委託する際に、なぜそれらが必要なのか子どもが理解できるように十分に時間をかけて説明している	1481	1.96
14. 一時保護、施設・里親に入所・委託される際に、今後のサービスの見通しについて、子どもが理解できるように、きちんと説明している	1479	2.15
15. 子どもに施設・里親への入所・委託に関する話をする際には、パンフレットや映像資料などを活用し、これからの生活の場に関し具体的な説明をするようにしている	1479	2.3
16. 子どもを施設・里親に入所・委託する際に、子どもとともに入所および委託前の見学をしている	1467	2.67
17. 子どもを施設・里親に入所・委託する際に、子どもと施設職員・里親との面談を設定している	1467	2.31
18. 子どもを施設・里親に入所・委託する際に、その必要性を保護者が理解できるよう十分な説明の機会をもつようにしている	1471	1.78
19. 子どもを施設・里親に入所・委託する場合には、家庭からの分離期間をできるだけ短くできるように保護者に対する家庭復帰支援をしている	1463	2.57
20. 子どもおよびその家族に関わる情報に関して、守秘義務や個人情報保護の観点をもって取り扱っている	1490	1.5
21. 子どもの権利条約を読み直すなどその趣旨を意識しながら、日々の業務に携わっている	1486	3.19
22. 外国籍の子どもの場合は、宗教・文化の違いに特に留意するなど子どもの権利条約の趣旨を意識しながら対応している	1411	2.84
23. 子どもの最善の利益の保障を念頭において、子どもや保護者に対応している	1489	1.83
24. 子どもを施設・里親に入所・委託する場合には、施設職員・里親に、子ども及びその家族に関わる情報を適切に伝え、説明している	1472	1.7
25. 子どもを支援する関係機関に、子ども及びその家族に関わる情報を適切に伝え、説明している	1485	1.85
26. リスクだけでなく、子どもや家族・親族・地域のストレングス(強み)に焦点をあてる視点をもって対応している	1486	2.22
27. 自分自身の偏見や文化的な背景が、サービスに影響を与える可能性について、意識しながら対応している	1485	2.34
28. 当事者の参画を重視した「ファミリーグループ・カンファレンス」の援助方法を活用している	1462	3.71

表5-2 子どもの権利に関するピネット（主因子法、プロマックス回転、最尤法にて構造の検証済）

	子どもの意向の尊重と説明責任	文化的背景の尊重とストレングスの重視	子ども自身の意思決定への参画
クロンバックの α 係数	0.899	0.783	0.737
項目数	14	6	2
13. 一時保護、施設・里親に入所・委託する際に、なぜそれらが必要なのか子どもが理解できるように十分に時間をかけて説明している	.831	-.153	.059
12. 児童相談所が子どもの意向と一致しない処置を採らざるを得ない場合、子どもが理解できるように十分に時間をかけて説明している	.811	-.134	.075
24. 子どもを施設・里親に入所・委託する場合には、施設職員・里親に、子ども及びその家族に関わる情報を適切に伝え、説明している	.695	-.105	-.001
14. 一時保護、施設・里親に入所・委託される際に、今後のサービスの見通しについて、子どもが理解できるように、きちんと説明している	.669	.038	.081
25. 子どもを支援する関係機関に、子ども及びその家族に関わる情報を適切に伝え、説明している	.662	-.024	-.045
5. 子どもが意向や気持ちを率直に話せるように、年齢や発達に応じた配慮をしている	.659	.086	-.173
6. 子どもの話す内容がどのような内容であっても、十分に受け止めるようにしている	.629	.028	-.136
7. 子どもの意向や気持ちを聴取するだけでなくそれを援助内容に反映している	.618	.100	-.102
23. 子どもの最善の利益の保障を念頭において、子どもや保護者に対応している	.608	.143	-.076
18. 子どもを施設・里親に入所・委託する際に、その必要性を保護者が理解できるよう十分な説明の機会をもつようにしている	.567	-.111	.288
11. 一時的な介入・保護だけではなく、長期的な子どもの自立を意識した対応をしている	.562	.184	.013
10. 子どもが知られたくないことを保護者や職員・里親に伝える場合には、承諾を得るなどプライバシーを十分に尊重した対応をしている	.499	.057	.036
15. 子どもに施設・里親への入所・委託に関する話をする際には、パンフレットや映像資料などを活用し、これからの生活の場に関し具体的な説明をするようにしている	.357	.170	.192
21. 子どもの権利条約を読み直すなどその趣旨を意識しながら、日々の業務に携わっている	-.121	.755	.012
22. 外国籍の子どもの場合は、宗教・文化の違いに特に留意するなど子どもの権利条約の趣旨を意識しながら対応している	-.020	.753	-.034
28. 当事者の参画を重視した「ファミリーグループ・カンファレンス」の援助方法を活用している	-.117	.499	.189
27. 自分自身の偏見や文化的な背景が、サービスに影響を与える可能性について、意識しながら対応している	.222	.488	.004
4. 子どもの文化的・宗教的背景を考慮した上で対応している	.183	.484	-.014
17. 子どもを施設・里親に入所・委託する際に、子どもと施設職員・里親との面談を設定している	-.019	.042	.766
16. 子どもを施設・里親に入所・委託する際に、子どもとともに入所および委託前の見学をしている	-.077	.059	.728

表5-3 相関係数

	因子得点: 権利1	文化的背景の尊重と ストレングスの重視	子どもの自身の 意思決定への 参画	対立事例に対 する対応困難	業務の 負担	仕事に対する 誇りと自信
因子得点:権利1	1	.690	.436	-.042	.034	.346
		.000	.000	.144	.230	.000
	1343	1343	1343	1227	1227	1227
文化的背景の尊重 とストレングスの 重視	.690	1	.390	-.076	.053	.326
	.000		.000	.008	.065	.000
	1343	1343	1343	1227	1227	1227
子どもの自身の意 思決定への参画	.436	.390	1	-.029	.041	.149
	.000	.000		.310	.156	.000
	1343	1343	1343	1227	1227	1227
対立事例に対する 対応困難	-.042	-.076	-.029	1	.540	-.279
	.144	.008	.310		.000	.000
	1227	1227	1227	1330	1330	1330
業務の負担	.034	.053	.041	.540	1	-.219
	.230	.065	.156	.000		.000
	1227	1227	1227	1330	1330	1330
仕事に対する誇り と自信	.346	.326	.149	-.279	-.219	1
	.000	.000	.000	.000	.000	
	1227	1227	1227	1330	1330	1330

表5-4 「子どもの権利擁護についての意識」の多重比較

従属変数	(I) 採用方式 c	(J) 採用方式 c	平均値の差 (I-J)	標準誤差	有意 確率	95% 信頼区間	
						下限	上限
子どもの意向の 尊重と説明責任	福祉専門職	一般行政職	.13250868	.06818935	.128	-.0277937	.2928111
		その他	-.19894666	.05925719	.002	-.3380352	-.0598582
	一般行政職	福祉専門職	-.13250868	.06818935	.128	-.2928111	.0277937
		その他	-.33145534	.07203377	.000	-.5007434	-.1621672
	その他	福祉専門職	.19894666	.05925719	.002	.0598582	.3380352
		一般行政職	.33145534	.07203377	.000	.1621672	.5007434
文化的背景の尊 重とストレング スの重視	福祉専門職	一般行政職	-.00212011	.06380210	.999	-.1478759	.1521161
		その他	-.22748397	.05649631	.000	-.3600981	-.0948698
	一般行政職	福祉専門職	-.00212011	.06380210	.999	-.1521161	.1478759
		その他	-.22960408	.06869421	.003	-.3910312	-.0681770
	その他	福祉専門職	.22748397	.05649631	.000	.0948698	.3600981
		一般行政職	.22960408	.06869421	.003	.0681770	.3910312
子どもの自身の 意思決定への参 画	福祉専門職	一般行政職	-.00667464	.06513292	.994	-.1598311	.1464818
		その他	-.09267626	.05385259	.198	-.2190811	.0337286
	一般行政職	福祉専門職	.00667464	.06513292	.994	-.1464818	.1598311
		その他	-.08600161	.06884914	.425	-.2478321	.0758289
	その他	福祉専門職	.09267626	.05385259	.198	-.0337286	.2190811
		一般行政職	.08600161	.06884914	.425	-.0758289	.2478321

表6-1 パターン行列：職場環境（主因子法・プロマックス回転、最尤法にて構造の検証済）

	対立事例への対応困難	業務の負担	仕事に対する誇りと自信
クロンバックの α 係数	.806	.732	.725
因子数	5	7	6
8. 自分は保護者が一時保護所や施設からの強い引き取りを要求すると対応に困難を感じる事が多い	.762	-.008	.030
6. 自分は暴言や脅迫で心理的な圧力を感じる事が多い	.660	.071	-.018
23. 自分是对応困難な保護者に対する負担が大きい	.653	.172	-.074
7. 自分は28条による措置に関する保護者との関係に困難を感じる事が多い	.582	.049	.099
5. 自分は虐待事例の対応をしていて解決できそうにもない問題に直面する事が多い	.578	-.012	-.063
17. 自分の担当するケース数は多すぎる	.028	.668	.036
20. 自分のペースを確保するスケジュールを組めていない	.034	.667	-.016
18. 主担当ケース以外に時間をとられることが負担である	-.018	.565	-.085
22. 自分の身の安全を図る体制が充実していない	.140	.482	-.029
19. 休日・祝日の体制整備が必要である	.012	.446	.035
1. ケース記録の執筆に時間がとられ、直接的なソーシャルワークを行う時間が十分にとれない	.029	.431	.059
21. 自分は児童福祉法第56条の負担金認定徴収事務を負担	.049	.377	.090
12. 自分は児童福祉司の仕事に誇りをもっている	-.058	.048	.813
15. 自分は今後も児童福祉司をつづけたい	-.135	.022	.667
14. 自分は「ソーシャルワーカー」である	-.063	.172	.588
13. 自分は「ソーシャルワーク」の概念がよくわからない	.150	-.085	-.464
10. 直属の上司は自分の仕事を支援してくれる	.298	-.199	.438
11. 同僚たちは自分の仕事を支援してくれる	.301	-.159	.437

表6-2 「職場環境についての意識」に対する多重比較

従属変数	(I) 採用方式c	(J) 採用方式c	平均値の差(I-J)	標準誤差	有意確率	95% 信頼区間	
						下限	上限
対立事例に対する対応困難	福祉専門職	一般行政職	-.08350659	.06681109	.424	-.2406023	.0735891
		その他	-.17402208	.05643701	.006	-.3064974	-.0415468
	一般行政職	福祉専門職	.08350659	.06681109	.424	-.0735891	.2406023
		その他	-.09051549	.07174186	.418	-.2591186	.0780877
	その他	福祉専門職	.17402208	.05643701	.006	.0415468	.3064974
		一般行政職	.09051549	.07174186	.418	-.0780877	.2591186
業務の負担	福祉専門職	一般行政職	-.15938978	.06556064	.041	-.3135224	-.0052572
		その他	-.17419707	.05420788	.004	-.3014302	-.0469639
	一般行政職	福祉専門職	.15938978	.06556064	.041	.0052572	.3135224
		その他	-.01480729	.06814085	.974	-.1749662	.1453516
	その他	福祉専門職	.17419707	.05420788	.004	.0469639	.3014302
		一般行政職	.01480729	.06814085	.974	-.1453516	.1749662
仕事に対する誇りと自信	福祉専門職	一般行政職	-.17099800	.06237158	.017	-.3176220	-.0243740
		その他	-.28821348	.05644836	.000	-.4207180	-.1557089
	一般行政職	福祉専門職	.17099800	.06237158	.017	.0243740	.3176220
		その他	-.11721548	.06811972	.198	-.2772706	.0428397
	その他	福祉専門職	.28821348	.05644836	.000	.1557089	.4207180
		一般行政職	.11721548	.06811972	.198	-.0428397	.2772706

図7 カテゴリーの図式化 ※札の色の濃さが、意見数の多いことを示す

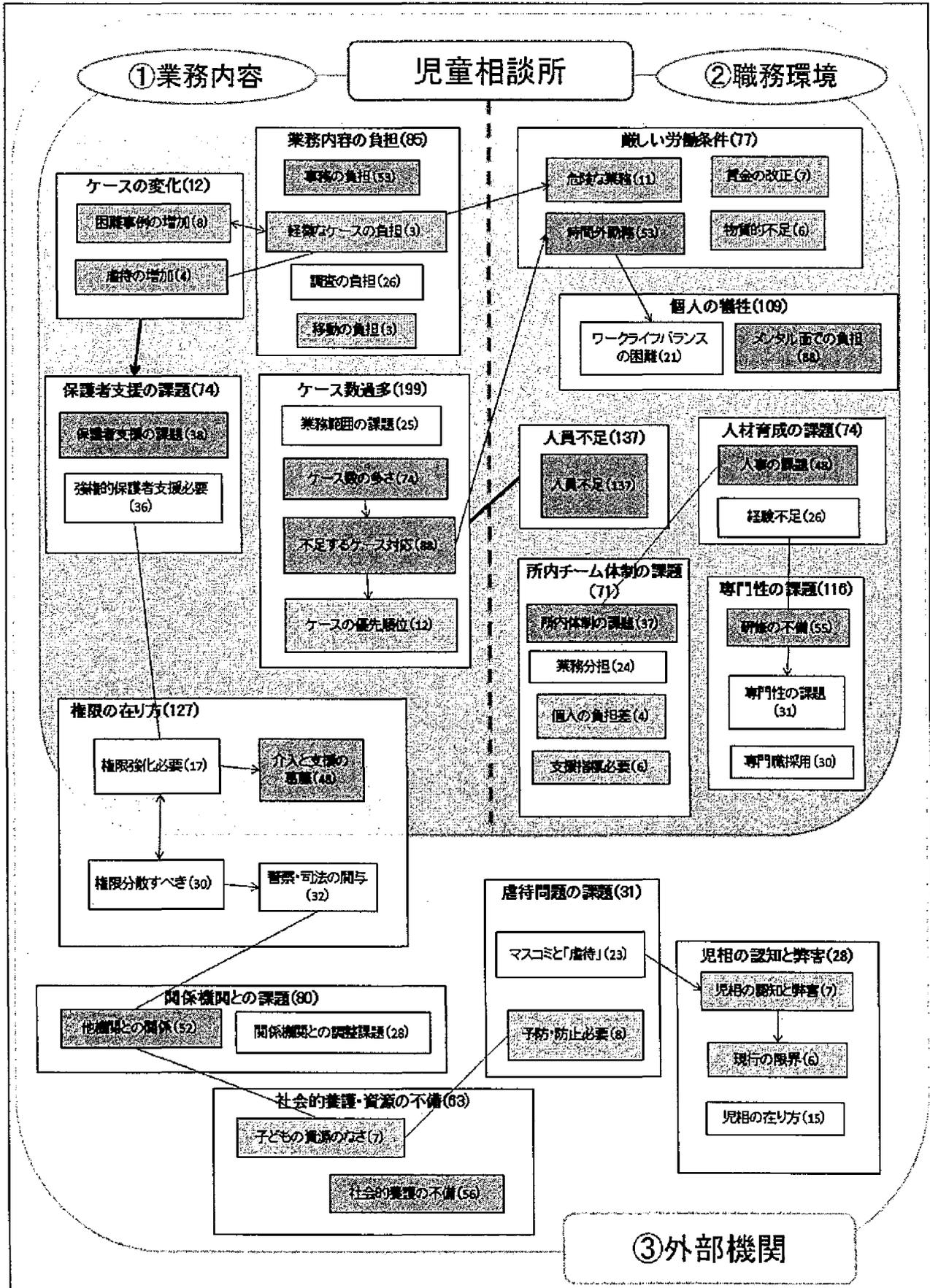


表7 カテゴリー表

大	中項目	小項目					
ケース数増加(98)	不足するケース対応(88)	ケース数が多く充分な対応しきれない(57) 手抜きをしないようこころがける(1)	必要なことができない(4) 報告のために偏る支援(1)	じっくりケースワーク出来ない(7)	対応が不十分になり不安(7)	緊急対応により計画的な業務が困難(4)	多忙で生じる弊害(3)
	ケース数の多さ(74)	一人当たりのケースが多い(26) 充分な対応の為、ケース数上限必要(2)	時間不足(15) 1ケースの内容が重い(2)	個人の動きにかかる(10) 力量以上の業務(2)	ケースが多く業務に追われる(7) 担当地区が多い(1)	振り回す余裕がない(5)	進めるほど遅れ起こし進み多忙(3)
	業務範囲の課題(25)	業務量が過剰・多い(10)	幅広い業務の課題(9)	業務外のケースへ対応(4)	兼任の課題(2)		
	ケースの優先順位(12)	優先順位により後回しになるケース(5)	虐待が優先され絶が後回しになる(4)	ケースが多く、優先順位づけなければならない(3)			
人員不足(137)	人員不足(137)	人員不足(94) 複数対応による人手不足(2) 虐待に集中し、他の業務が人員不足(1)	役割増加に反して人員が増えない(15) ケースの内容による人員配置必要(2)	役割増加に反して人員が増えない(15) チーム員が多忙で日程調整困難(2)	心理担当職員不足(6) チーム員が多忙で日程調整困難(2)	緊急時の人手不足(4) 人員と予算の不足(2)	権限に体制が違い付かない(4) 配置基準を子ども人口で(1) 人員の質・量の確保(3) 人が倒れる前に増員を(1)
	介入と支援の葛藤(46)	介入と支援の両立困難(37)	介入と援助のほさま(9)	寄り添う支援したい(2)			
権限の在り方(77)	警察・司法の関与(32)	警察・司法の関与強化へ(29)	警察・家裁との連携(3)				
	権限分散すべき(30)	児相へ責任集中(14)	児相への権限集中させるべき(7)	児相の警察化・裁判所化危機(4)	業務の責任が重い(3)	権限のアンバランス(2)	
	権限強化必要(17)	法的整備強化(8)	権限強化必要(7)	立ち入り調査権の使いにくさ(1)	訪問への理解の低さ(1)		
	研修の不備(55)	研修が少ない・研修体制の整備(22)	多忙で研修参加できない(16)	スキルアップ必要(12)	自身の力不足(4)	先進地視察希望(1)	
専門性の課題(18)	専門性の課題(31)	児童福祉司の専門性の向上(19) 研修後の児福司採用必要(1)	単純な人員増加では解決できない(3) 児童福祉司資格の高度化(1)	有資格者の採用必要(2)	専門職養成の課題(2)	児童福祉司への幅広い採用(2)	児童福祉施設実務経験者の任用必要(1)
	専門職採用(30)	行政職と専門職の葛藤(11)	児童福祉司の専門職化(7)	一般職採用による課題(7)	ソーシャルワークのベースがない課題(2)	自身の専門性がないための苦勞(3)	
	メンタル面での負担(88)	多忙・虐待(18) あきらめ・もどかしさ(4)	精神的負担(17)	メンタルケア必要(15) バーンアウトする同僚(2)	ストレスからの心身症状(1) 退職したい(2)	不安・焦り・申し訳ない(8) 十分な休職必要(1)	虐待対応の精神的負担(7) やりがいを感じる(1)
業務内容の負担(93)	事務的負担(53)	記録・書類作成の時間がとれない(23)	記録等事務作業の多さ負担(11)	事務処理の時間が多くケース対応できない(9)	ケース記録の整備必要(4)	費用徴収の課題(3)	事務担当者必要(3)
	調査の負担(26)	調査への意見(25)	社会福祉行政報告例の負担(1)				
	軽微なケースの負担(3)	緊急性低いケースの負担(2)	虐待以外のケースの負担(1)				
	移動の負担(3)	移動にかかる時間の多さ(2)	子どもの長距離移送の課題(1)				
関係機関との関係(80)	他機関との関係(52)	市町村の体制整備必要(30)	市町村との役割分担必要(7)	周知からの強制的対応の期待(6)	求められる役割の増加(5)	学校・教育委員会との役割分担必要(2)	他機関からの期待負担(2)
	関係機関との連携・調整課題(28)	関係機関との連携・調整困難(22)	他機関からの容易なケース移管(4)	会議頻度の増加による弊害(2)			
時間外勤務(53)	時間外勤務(53)	時間外勤務が日常(11)	時間外勤務・休日出勤による精神的負担(11)	夜間・休日の対応要員(11)	休日が休めない(10)	24時間対応への職員不足(7)	労働条件が無視されている(3)
	危険な業務(11)	身の危険を感じる(11)					
	資金の改正(7)	時間外手当のなさ(4)	資金の改正(3)				
人的資源(77)	物質的不足(6)	公用車の不足(3)	予算面の不足(2)	個人の携帯電話使用(1)			
	人事の課題(48)	人材育成の困難(17)	異動の多さ(12)	自身の配属・適正に対する課題(8)	人事マネジメントの問題(7)	技術を引き継げない(4)	
経験不足(26)	経験不足(26)	経験の少ない職員が多い(15)	職員の構成に配慮必要(5)	経験積むことが必要(5)	施設職員の経験が積みにくい(1)		
	保護者支援の課題(36)	保護者指導の権限が弱い(13) 在宅支援の強化(2)	保護者指導のプログラム必要(7) サービス拒否する親への介入課題(1)	家族再統合の課題(5)	業務手いっぱいでも再統合まで手が回らず(5)	家族再統合の課題(3)	治療的環境がない(2)
所内チーム体制の課題(71)	強制的保護者支援必要(36)	課題のある保護者への対応困難(26)	親権の壁(3)	虐待した親への罰則強化(2)	保護者指導への司法介入必要(2)	保護者からのクレーム(2)	不服申し立てに対する負担(1)
	所内体制の課題(37)	スーパーバイス機能の課題(20)	チームワークの課題(13)	専門性の低いチーム(2)	ケースごとの進行管理(1)	SVで結論出す判断迷う(1)	
	業務分担(24)	周囲からのフォローが重要(7)	所内の役割分担(7)	複数対応希望(5)	分業の弊害(2)	所全体での対応必要(2)	種別担当制の希望(1)
	支援指標必要(6)	ケースワークのマニュアル化必要(3)	アセスメントの課題(2)	対応の良し悪しが分からない(1)			
資力の不足(63)	個人の負担差(4)	担当地区による負担の差(2)	業務の個人差(2)				
	社会的養護の不備(56)	社会的養護の不足(42) 一時保護中の教育保障(1)	保護後の子どもの対応(6)	一時保護の長期化(3)	保護後の課題(2)	里親の強化が負担(1)	里親の拡充必要(1)
子どもの資源のなさ(7)	子どもの資源のなさ(7)	社会資源のなさ(4)	養育環境の調整(1)	隣接領域の充実必要(1)	保育園の不足(1)		
	マスコミと「虐待」(23)	マスコミのバッシング・誤解(11)	社会の問題(8)	誤報・噂がらせ通告への対応(2)	「虐待」という言葉の独り歩き(2)		
予防・防止必要(8)	予防・防止必要(8)	虐待予防が必要(4) 政策動向への疑問(4)	再生産の改善必要(3) 主管課の無理解(3)	非行再発防止の課題(1) 児相運営について(2)	児童相談所の社会的位置の確立必要(2)	児相の業務の課題(1)	児相自体が少ない(1)
	児相の認知と弊害(7)	児相の認知度により体制が違い付かず(5)	不明ケースの調査負担(1)	相談窓口のみ拡大(1)			
ケースの増加(4)	現行の限界(6)	現状での対応困難(5)	業務量大・権限小さく負担大きい(1)				
	困難事例の増加(4)	業務量の多いケースの増加(7)	対応困難事例多い(1)				
虐待の増加(4)	虐待の増加(4)	虐待通告の増加(2)	DV目撃ケース増加(1)	障害ケースの虐待増加(1)			

自由記述内容

ケース数が多く充分な対応しきれない(57)

- ケース数が多すぎて対応不可能(2)
- 毎日の新規相談に時間をとられ既存ケースへの対応が十分できていないと感じている。
- 結果的に担当するケース数が増え、丁寧にケース進行できない状況になっている。
- ケース数も多く、施設入所児や虐待対応に十分に時間が取れない。
- 1人あたり100件以上のケースをもっており、今の人数では限界を感じている。
- CW1人あたりのケース数が多すぎて、本来こうしたいと思うケースワークが物理的にできない
- ケースが多く、じっくりひとつのケースにかかわれない
- ケースが多く充分な対応が難しいことがある。
- ケースの数が多くて、じっくりケースワークが出来ない。
- ケースの数が多すぎて、援助の質を保つのが難しく感じます。
- ケースの数に比し、児童福祉司の数が不足しているため、支援対象者の根本的な問題を解決できない。野戦病院のような状況である。
- ケースの増加にともない、保ご者への充分な対応や、関係機関への連絡等ができなくなっている。
- ケースの担当数が多く、手厚く個々のケースに関わることがむづかしい。
- ケース自体の量が多く、一つのケースにじっくり関われないもどかしさを感じます。
- ケース数(面接予約)が多く、急な対応が必要なとき(重点的に関わりたい。ex)母の話を今ちゃんと聞きたい等)に時間がとりにくく、身動きがとれない。
- ケース数、その内容が担当1人でどうこうできるレベルにない。
- ケース数が増えていく中で、広く浅くケース対応をしないとイケないことがよくあり、場当たり的になってしまう。
- ケース数が多く、すべてのケースに手をかけるには時間が不十分。
- ケース数が多く、どのケースにも十分なかかわりができない。
- ケース数が多く、細やかな対応ができていない。
- ケース数が多く、対応に限界がある。
- ケース数が多く、通常業務時間内に仕事を回せないこと。
- ケース数が多く一つ一つに十分対応できないこと
- ケース数が多く面接頻度が上げられず効果が低い。
- ケース数が多すぎ細やかに対処出来ない。
- ケース数の多さから、ていねいな対応ができない。
- とにかく、1人当たりの担当ケース数を減らすことができる人員増がなくては、適切な対人援助業務は実現できない。(関係機関との役割分担やNPO活用などでは根本解決にならない。)
- どのケースにも丁寧に関わりたいが、ケース数も多く、余裕がない。
- また1人1人の司の担当ケース数が多すぎて十分な対応がとれなかったり、
- もう少し、担当ケース数が少なければ、思うような支援ができるのにと、悩みながら業務にあたっております。
- 圧倒的にケース数が多すぎて、細やかなかわりがもてない。
- 一人あたりに持たされるケース数が多すぎて、対応困難な場合がある。
- 一人あたりのケース数が多く自転車操業にならざるを得ない。
- 虐待ケース増加にともないその他に対応しきれないケースが出てきている。
- 虐待通告件数が激増しており、職員の業務量は膨大です。充分に対応しきれない状況です。
- 件数の多さから、どれひとつ完了しない状況が続いているため専門性や児相本来の役割は全く果たせていない。
- 子どもに対して必要と思われる援助を、ケース数が多すぎて対応できない。

- 私は初期対応のため、現在、対応件数の多さに悩むことはありませんが、件数が一気に通告が多く、手が回らないことはある。
- 児童福祉司のかかえるケースが多く、忙しいため里親委託、施設措置がスムーズに行かない(同意が得られない事)
- 持ちケース数が多すぎます。じっくり丁寧なケースワークをすることができません。
- 人員不足のため、ケース数が1人で対応出来る数を慢性的に超えており、結果不十分な対応、結果となっている。
- 担当ケース数(児童福祉司一人当たり)が多いため、緊急対応に追われてしまうと施設入所中のケースの家庭復帰支援をはじめ、細やかな対応ができない。
- 担当ケース数も多く、じっくり1つ1つのケースに向きあえず、場あたりの対応となる。
- 担当ケース数も多く、細かいケースワークができない。特に入所ケースに対しては、難しい。
- 担当ケース数も多く、丁寧に納得のできる仕事をするのが困難。
- 担当ケース数も多くそれぞれのケースに十分対応できず不安全感が残る。
- 担当ケース数が多すぎる為、計画的なワークが行えない(個別ケースを持つワーカーを見ていて)
- 担当ケース数が非常に多いため、支援しきれないと常に感じている。
- 担当ケース数も多く、ケースワークの質の向上が図られない。
- 担当するケースが多いことと、ケースの進行管理?が担当員の判断になりがちである。そのため適切に指導結核ができない場合や、調査が不十分なときがある。
- 担当するケース数が非常に多く、長期的な支援の体制を組んで関わることの余裕がない児童福祉司がとても多いです。
- 地域相談課では、ケース担当数が多すぎ、日常的には表面上問題を起こしていない児童への対応が十分に行えていない。
- 年々担当するケースが多くなっており、充分な対応ができていない状況と思われる。
- 福祉司の数が足りておらず、日々その場のケース対応におわれて、十分なケースワークができていないように感じています。
- 福祉司はケース対応はもとよりケースの矢表に立って保護者や関係機関対応、所内の連携を担わねばならず、それ以外にもケース記録の作成や、報告書作成、通知、計画立案、支給決定、負担金業務、会議録作成等の事務負担が多く、日々の電話対応や出張支援、ケースカンファ、受理判定会議に追われ、十分なことができない状況にあります。
- 抱えるケース数も多く、個々のケースに平等かつ十分な対応ができていない。

必要なことができない(8)

- 必要な調査等できていない
- 困難な業務の中で制約が多いこともある。
- 専門機関の職員で、困難ケースの対応が求められているのに、応えられない。
- 必要性を感じていることややりたいことは沢山あるが、手が回らず不安全感を持つことが多い。
- また、対応が遅れるため、相手側に不満を持たれます。
- 生命への危険がないように対応することがやっとならざるを得ない。
- 生命への危険がないように対応することがやっとならざるを得ない。
- 日々の通告に、ていねいに対応することが困難となりつつある
- 時間的なゆとりがなく十分な検討ができないまま動き出すことがある。

じっくりケースワーク出来ない(7)

- じっくりケースワークができない
- 時間的にも精神的にも余裕がないため、効果的なケースワークができない。
- 自分はまだケース数が少なく、負担に感じる程ではありませんが、副担当としてサポートしている先輩方が抱えているケースの多さには、良いケースワークを行うのが難しい状態にして

いると感じます。

- ケースにじっくりと取り組んで考えられない。
- ひとつひとつのケースを丁寧に扱いたい思いはあるが、現実とのギャップに困惑している。
- 業務が多岐にわたり、1つ1つのケースにじっくり向きあう時間がないこと。
- 本来のケースワークができていないと感じることも多い。

対応が不十分になり不安(7)

- とてもやりがいのある仕事でぜひ続けたいのだが、現在の職員体制では、対応に不十分さが残り、それが保護者や関係者の不満を生み、ますます対応しづらくなって精神的負担を増加させている。
- また十分な援助ができていないと感じられない。
- 全ての担当ケースについて常に十分に対応できていないと感じることが多いため、負担感とプレッシャーは多く感じます。
- そのため何事にもじっくり関わっていないことにストレスを感じる。
- 多数の相談が集中し、ケースが入り乱れ、個々のケースに十分対応できているか不安に感じることがある。
- 充分に行えているかどうかは疑問です。もう少しできるといいなど思うことが多いです。
- 余裕のないケースワークがまちがった処置にならないか心配。

緊急対応により計画的な業務が困難(4)

- 緊急対応により計画的な業務遂行が困難である事。
- 今年から現在の業務に従事していますが、新規相談業務や要請があった業務に時間をついやし、計画的な仕事がほとんどできないのがしんどいです。とにかく対応数が多くて、思うように仕事がはかどらない(進まない)のがしんどいです。
- 思い通りのスケジュールで業務を進めにくいこと
- 普段の業務(面接等)を行いながら、虐待通告への緊急対応、一時保護への対応は、時間の調整を難しく感じている

多忙で生じる弊害(3)

- 自身の業務に忙し過ぎると、会話がなくなり、他の福祉司の支援や経験の浅い児童福祉司のフォロー、育成他全てに支障が生じる。
- 忙しすぎて、ケースとの次の約束が先になり、効果的な援助が困難な場合がある。
- 日々の業務に追われているときは、相談者に対し冷たくあしらうような気持ちがわいてしまう。

手抜きをしないようこころがける(1)

- 仕事の効率化と手抜きを違わぬよう気をつけています。

報告のために偏る支援(1)

- 報告が大切なのはわかるけど、報告のためにだけ動いていて相手を考えた寄り添い関りができていないと思います。「共に生きる」とか習ったけど

一人当たりのケースが多い(26)

- ケース数が多い(3)
- ケースの多さ(2)
- 担当ケースを数えるのが恐くて、今日のアンケートまで数えていませんでした。
- 1人1人のケース数が多く、精神的につかれてしまう。
- 1人あたりの対応数も多く、精神的にも体としても非常に負担を感じています。
- 1人あたりの担当ケース数が多い上に、
- 1人の抱える担当ケース数が多すぎる。
- ケースが半減程度に大幅に減るなら、余裕持って専門性を生かして支援していけると思います。
- ケース数が多すぎる。
- やはり担当するケース数が多すぎる
- 各担当の持ちケースが多過ぎる。
- 現在困難と感じることの8割ほどは担当福祉司のケース数の多さからくる課題と言えます。それが改善すれば見えてくる他

の課題もあるでしょう。

- 児童福祉司一人当たりの担当ケース数(里親支援も含む)を減らすことや
- 受付件数が多すぎる。
- 上記の結果、各Wが抱えるケース数が増大している。
- 対応件数の多さ。
- 担当ケースが多いです。
- 担当ケース数が多い。
- 担当ケース数が多すぎる。
- 担当ケース数をへらす。
- 担当するケースの数を減らす。
- 担当数の多さ、
- 福祉司1人が担当するケース数が多すぎる。

時間不足(15)

- 時間が足りない(2)
- 児童福祉司の担当するケース数が多すぎて、時間に追われている。措置後も関わりの必要なケースがあるが、問題がおきた時だけの対処にならざるをえない。
- じっくりとケースに関わる時間がとれない。
- ゆっくりした時間がない。
- 限られた時間の中で、複数のケースの対応を同時にすすめていかなければならず、バランスの取り方や時間の使い方に工夫が必要だと感じている。
- 個々のケースワークに費やす時間が足りないと実感しています。
- 時間が足りないため、情報収集(最新の法律や地域資源、自治体の情報)が満足にできない。
- 時間が慢性的に不足していることと、
- 時間の確保(本当は人員の確保がもっとあれば…)
- 時間足りない。
- 全体的に時間がないので、チーム対応が必要なケースについて迅速な対応ができない。
- 担当ケースに充分に関わる時間が持たない。(ケースが多いのか人が不足か)
- 担当ケース数の把握という事はしておらず、地域でのすべてのケースを担当。時間的にそれぞれのケースについて、十分に時間がとれない
- 昼間に関係機関と連絡をとったり、ケースの対応が次々とあるため、昼間の時間が圧倒的に足りない。

個人の働きにかかる(10)

- 「たまたま居合わせた職員が組織ではなく極めて個人的な動きで支えている」これが多くの児相の現状だと思います。
- 個々のWrに負担がかかり、抱えこむことが多い。
- 個々の児童福祉司が負う責任が重くなりすぎてしまうと、精神的な負担も大きくなると思われる。児童相談所として、個々の福祉司の責任を分散される組織作りが必要と思われる。
- 個人のケース管理能力が問われる現状があり、増々個人の負担が増している。
- 個人の力量、性格による対応の差
- 児童相談所の運営方法には、部外者から来たものとして疑義を感じる。ケース全体の責任を児童福祉司に押しつけすぎ、これでは、誰も福祉司にはなりたくないとは思わない。
- 地区担当CWの質経験のバラツキにより支援の質が異なってしまう。
- 当県は福祉採用をしていないため、まったくちがう部署から異動となるが、研修体制も充分でないため、個々人の努力にまかされているところが大きい。
- 日々の個人相談にも丁寧に応じたいと思う。どこまでというマニュアルはなく、各自の技量、経験、能力で対応していくのだと思っている。
- 法制度上の不備社会資源の不足など、本来現場のソーシャルワークの課題ではないことが、児童福祉司の業務の困難性を著しく増している。(当然、専門性は大事にしてそているが)むやみに個々人の専門性に課題を掃するのは、すりかえであり、わい小化である。

ケースが多く業務に追われる(7)

- 日常の業務や相談に追われている(2)
- ケース数が多く、対応に追われている。
- 対応に追われ、専門性を向上する、していくところまでの余力が全くないのが現状です。
- 担当ケース数も多いため常に業務に追われている。
- 日々の業務に追われ、
- 福祉司としての専門的視点をもちたいと思うが、日々の業務に追われてしまっている。

振り返る余裕がない(5)

- 業務量が多く高度な専門的判断を求められる割に、ケース検討をして援助方針を決める会議を十分に行えない結果を含めて、ふり返る作業はほとんどできておらず、専門性を高めることが困難である。
- 日常業務(ケース対応)におわれ、振りかえってのケース検討ができないことが課題。
- 余裕がほしい。
- 担当する「適正な」ケース数についてはどう考えたらいいのかわかりません。
- 立ちどまって考える余裕がありません。

進めるほど掘り起こし進み多忙(3)

- ここ2~3年の間、福祉司の増員により、1人当たりの担当ケース数は減少しているが、ケース数が減っても、今まで手を掛けられなかったケースへの支援ができるようになっただけで、業務量や負担感についてはさほど変化がないように感じる。
- ケースワークをすすめれば、すすめるほど多忙になる。事務もふえる。
- やりがいのある仕事だとは思いますが、やればやる程、周囲のニーズが高まり相談、業務量が増えるように感じる。

充分な対応の為、ケース数上限必要(2)

- ケースを多面的にとらえ、ていねいに対応するためにも担当ケース数の上限を設けてほしい。
- 人が担当するケース数(50以下)

1ケースの内容が重い(2)

- ケース1件1件の対応が重い。
- 一つ一つの仕事の重さを感じる。ケース数が減ったから、すぐに楽になるものではないと思う。

力量以上の業務(2)

- 処理能力を超えるケース数をもたされ、入庁した翌日より面接させられケース処遇を行っています。新人への教育も十分にされていないなかで一人前のCWを求められることは精神的にも体力的にもしんどいです。
- 1年目からケース対応を任せられ、業務を遂行していることに不安を感じています。

担当地区が多い(1)

- 担当地区が多すぎる。

一人の負担大きい(1)

- 福祉司1人にかかる負担が大きく感じる。

業務量が過酷・多い(10)

- 業務量過多
- 業務量の多さ、援助の効果性が悩まされることが多い。児童福祉司として技術を身につけるにしても、数年かかりそう。
- 児童福祉司の業務量が多い。
- 福祉司の業ムが多岐にわたり業ム量も多くひへいしているのが現状。
- 業務量の多さ、
- 児童福祉司の業務は過酷である。
- 業務量の多さ、また業務の幅が広範囲に渡る事。
- 業務量が過重である
- 業務量が多い。
- 業務量が多すぎる。必要と思う対応に着手できない。

幅広い業務の課題(9)

- (現状について)私は障害担当なので主に入所児童を担当しております。入所児童についても保護者や関係機関との調整が多々あります。養護施設の一部も担当しており、保護者向けプログラムの実施など受け持つこともあります。その他費用認定業務も受け持つっており、業務は大変煩雑です。
- 業務が子どものあらゆる相談で内容が多様化している。
- 面接、訪問(家庭施設関係機関)、緊急対応、記録、研修参加等やることはたくさんあるが、根本的に仕事量が多すぎるため必ずしも全てに対して十分に対応することができず、同時に職員への負担も大きい。
- 業務範囲が広すぎる。例えば費用関係 etc.
- 地区担当がほとんどのケース(障害、虐待、非行、施設入所ケース)を担当しており、負担が大きい。
- 虐待非行育成相談施設入所中の児童多岐広範囲にわたる活動が要求されるが、数をこなせば、密に関わることができない
- ケースワークと、記録、幅広い仕事内容による精神的負担の多さ。
- 児童相談所業務は、虐待対応のコアな部分と、非行や養護相談の入所に関わる業務に限定し、仕事を確実できる職員で、地区を網羅するべき。
- 通所相談で、ケースワークというよりカウンセリングのような心理的関わりを要するケースもあり、児童福祉司の役割が広過ぎて専門的対応が難しいと感じることがあります。

業務外のケースへ対応(4)

- 養護非行係として勤務していますが、他の係からよくケースをふられるのが負担です。
- 他の係が手がまわらない時ケースの対応を頼まれる。
- 離島やへき地の手がまわらないケースの対応を頼まれる。
- 相談ケース以外の研修や会議の担当を分担され、事務所内の特命係のような業務をさせられる。

兼任の課題(2)

- 心理司兼任なため、ケースワーカーと心理司のそれぞれの専門性を高めていくことが難しく、1つ1つの仕事を丁寧になすことがむずかしい。
- 児童福祉司ということになっているが、仕事の実質は心理判定などを行っている。産休育休職員の関係や、非常勤専門職の退職により、穴埋め的に様々な仕事をしているのが実態で、事務分掌の変更により年間通して1つの仕事にかかわることができていない。

優先順位により後回しになるケース(5)

- 優先順位がいつもわかり、そのことにより援助に支障がでることが多い。
- 現在の担当ケースは他の職員と比べると少ない方だが、それでも細やかな支援ができず、後回しにして対応していることも少なくない。
- 施設入所中の児童及びその保護者への対応について、積極的な関わりが求められていると感じているが、後手に回っている。
- 日々虐待通告に追われており、新しい通告が入るとそちらを優先的に動くため、既に受付しているケースにまで手が回らなくなっているのが現状である。
- 当面の課題が優先され、他のことに手が回りません。

虐待が優先され他が後回しになる(4)

- 育成相談は今後の虐待非行等防ぐための視点でも重要と思うが、緊急性が低く、対応が後手にまわりやすい。
- 緊急対応と継続相談がかち合うと継続相談(在宅指導)が後回しにされる。
- 特に緊急性の少ない在宅での継続ケースが以前に比べてもできなくなっている。
- 緊急対応、ケース記録、打ち合わせなどに時間をとられ、ケースに向き合うことが十分できない。

ケースが多く、優先順位つけなければならない(3)

- 担当ケース数が増えるとケースに優先順序を付けざるえなくなり、自分が思っているようなケースワークができなくなる。
- 優先順位のより高いものに手をとられ、どうしても手のまわらないケースが増える一方で。
- 虐待から発達障害、子育てまで様々な相談に応じなければならぬが、どうしても優先順位をつけざるを得ず、ジレンマを感じる。

人員不足(94)

- 人口約30万人に対して地区担当福祉司2名＋スーパーバイザー兼地区担当が1名の体制である。インターワーカー2名(内1名はスーパーバイザー兼務)とあわせて、ようやく表面上基準を満たしている状況である。
- CW不足
- あまりに人が足りなさすぎる。
- ケースワーカーの人数が少ない(一人あたりのケースが多い)
- ケース件数に対して人員が全く足りていない。
- さらに、人員の増加による、対応ケースの削減、対応の段階ごとの分担化、
- そのためには、人員増しかないと思う。
- とにかく、人を増やしてほしい
- とにかく人が少なすぎ。
- とにかく人員不足です
- まずは、根本的な体制強化が必要です。
- マンパワーの充実(市町村を含む)
- マンパワー不足。
- もう少し人的に充実させた方がよいと思う。
- もっともっと細やかに対応していけるとは思うが、その余裕がない。母子へのエンパワーを中心に支援と考えているが、もっと人がいたら動けるのではないかと思う。
- もっと児童福祉司をふやすべきだと思う。
- もっと人員増をしてほしい。
- やはり、児童福祉司の人員増と
- やはり児童福祉司増員でしか対応できないと思う。
- 圧倒的に人手不足です。
- 何年も前から指摘されている人手不足等の問題等一向に改善しない。
- 業務量と業務の質に対して、マンパワーが少なすぎる。
- 今の3倍の人手を配置しなければ現場のヒューマンは解消されません。
- 困難化するケースに対応する上で、人員や制度面が不足していくと感ずます。
- 産休育休中の職員体制
- 司の実数が不足している。
- 児相全体の人手不足が強く感じられる。
- 児童虐待を始め、児童相談所の対応への社会的期待は大きくなる一方だが、権限や責任に見合った人員体制となっていない。
- 児童心理司、福祉司の配置を多くしてほしい
- 児童心理司の数も十分ではない。
- 児童福祉司の人員不足。
- 児童福祉司の人数が足りず
- 児童福祉司の人数が足りない。
- 児童福祉司の人数を増やしてほしい。丁寧な対応が出来ない。
- 児童福祉司の数が足りない。
- 児童福祉司の増員など、体制整備が必要。
- 児童福祉司の増員を希望したい(2)
- 児童福祉司の配置基準等の更なる改善が必要と考える。
- 児童福祉司の配置数(人口比ではなく、ケース担当数で配置すべきでは?)
- 児童福祉司の不足を公にし、児童への適切な対応を正しくさせてほしい。
- 児童福祉司数が足りていないと思う。
- 児福祉の人員の不足を日々感じています。
- 社会の急激な変化は子どもの環境を大きく害する状況にあり、急激に増加する児童虐待やその他の相談に大変神経を使う業務である。したがって、思いきった定員の増員や、
- 小手先ではなく、抜本的な人員増を強く切望する。
- 職員が少ないこと。

- 職員数の不足、
- 職員増(きめ細やかな対応が必要)
- 職員配置
- 人が少ない(2)
- 人が増えるとある程度解消できる。
- 人が足りない
- 人を増やし柔軟な働き方のバリエーションをふやし、様々なカラーのCEが対人援助に入れる幅のある児相を作ることが、虐待対応に有効だと思います。
- 人員が少ないこと。
- 人員が不足している。
- 人員が不足していると思う。
- 人員の増加が必要。
- 人員の倍増が必要である。
- 人員も増やしてほしい(2)
- 人員を増やす、
- 人員増
- 人員増の対応も必要であるが、
- 人員不足(4)
- 人手が絶対的に足りない。
- 人手不足が深刻な悩みです。
- 人数が少なすぎる。
- 人数が足りない。
- 精神的負担がとにかく大きく、ケース数を減らしたところで軽減するものでもないが、できればチームワークで臨めるに足りる人員の確保を望みたい。
- 絶対的なマンパワーの不足を何とかしてほしいと切望する日々である。
- 絶対的に人員不足。
- 専門性を求められる仕事なのに人が足りない
- 全体的にCWの人数足りていない。
- 全体的に人員不足であり、経験不足。今起きている問題に対し対処しきれない現状にある。
- 対応するケースワーカー不足。
- 第一に感じることは人手不足です。
- 担当ケースの量が毎年増え、重いケースや困難ケースが増加、人員不足を切実に感ずます。
- 担当地区をより細分化できるような人員配置
- 地区担当ケースワーカーを十分確保できればもっと虐待ケースにも予防的に関われると思う。
- 当所は全国の児童相談所と比較しても極めて規模の小さい児童相談所だと思いますが、ケース対応し、忙殺されております。児童福祉司の数が圧倒的に足りないというのが現状かと思っています。
- 配置基準が児童福祉法施行令と地方交付税算定基準の2通りがあり、あいまいな部分がある。
- 福祉司が倍になってもいいくらい。
- 子どもの福祉にはそれでも足りないくらいだと感じています。
- 福祉司の人数、心理司の人数が増えるとよい。
- 福祉司の数が不足している。
- 福祉司の増員
- 福祉司を増員してもっときめこまかくかわわれればと思う
- 福祉司職の増員が不可欠。自分自身のプライドだけで今をささえています。
- 又、職員の少なさを感ずる。
- 余裕を持って従事できる人員増が必要と思われる。

役割増加に反して人員が増えない(15)

- 児相の担う役割が拡大しているにも関わらず、人員的な補充はなされない状況。もっと人的な補充が望まれる。
- 世間が児童相談所に求めるものにくらべ、質量ともに、実際の体制がひどすぎる。
- 相談件数に見合った人員配置や地域資源の整備がなされていない。
- 児童虐待問題対応のため、人員増が図られてきたが、現状は問題の増加に人員増が追いついていない。限界状態。
- 抱える業務量の多さ、業務そのものの困難さ、新任CW育成の困難性、etc. 虐待相談件数は増大しているのに児童福祉司の配置数は不十分であり、一方求める役割は高まり、広報、啓発も進んでいく。CWが倍増しないと膨大な業務はこなせない

い。ひいては適切な(充分な)ワークにつながらず、CWの疲弊…と悪循環。

- 虐待件数増加にともない、人員増、専門性の向上が必要。
- 虐待ケースの増加に職員増が追いついていない。
- 業務量は増えるばかりだが、CWの人数は増えない。
- 児童相談センターに求めるものが次々と増えていく割に、職場としての整備(予算、福祉司心理司の数など)がなされておらず、負担が個人にのしかかっている、働く環境が非常にわるい
- 虐待通告件数は増加する一方であるが、対応する職員数は増えていないため、対応が難しくなっている。
- ケース増加にともなう人員配置がなされない
- 虐待ケースが増えるなかで、福祉司の増加が追いついていない。
- 人員の増加と仕事内容の増加が一致していない
- 相談件数の増加に対して、手が回らないと感じることがある。
- 虐待通告など受理件数は年々増加しているのに、人的配置において数が不足しており1人にかかる負担は重い。

心理担当職員の不足(6)

- 心理担当職員の正職員の数も足りない。
- 児童福祉司と児童心理司は、同数を配置し、ペアで対応できる体制が必要だと感じている。
- ペアを組む心理士の不足、
- 心理は3~4倍増やしてほしい。
- 児童心理司の配置基準がなく、人員配置が少ない為、心理司の業務と思われる部分を福祉司が担っている。
- 福祉司心理司の専門性の向上。

緊急時の人手不足(4)

- 通告が重なったときの安否確認の人手不足
- 日中は出張者が多く、緊急時に対応できる人員が少ない。
- 特に当所のように小規模な児相では、普段ケースが少なくても、ケースが重なる繁忙時には人手や時間が足りず、ストレスが、増大する。
- ケース数が多い割に司が少なく、緊急時の対応が難しい。

権限に体制が追い付かない(4)

- 法的に児童相談所の介入の権限を付与しても、児童福祉は、介入の素人であり、児童福祉司のストレス等を増すばかりと思う。(当県の児童福祉司の経験年数が3年程度であることが、物語っている)
- さまざまな権限を児相に持たせてきているが、それに対応できる児相の体制ができていない。(全国に200ヶ所しかないのに、こんなにいつもマスコミに頭を下げている行政機関があるだろうか?)
- 法律が強化され、児相の権限が増しているが、人手、人材不足で追いつかない。
- 法律の中で強制力が持てるようになってきているが、実際効果的には使えない現状。職員の精神的な負担ばかりが大きくなっているのを感じる。

人員の質・量の確保(3)

- 福祉では、支える人が質を問われる。人の量も質も確保しなければ、現状より、よい支援ができないばかりか、目先の対応のみに終わってしまう。
- 児童福祉司(専門家と胸を張って言える職員はほとんどいないと思う。)児童心理司ともにマンパワーの不足、人員数的にも、能力的にも。
- 質量とも課題は多いと思います。

複数対応による人手不足(2)

- 虐待の複数対応で、人のやりくりが厳しい。
- 自分は男なので、母子家庭への訪問調査は女性職員の同行による複数対応をしている。それだけで機動性が損なわれ、時間ロスか、ケースを回せなくなる状況のどちらかを選択するしかなくなることが非常に多い。

ケースの内容による人員配置必要(2)

- ケースの軽重もあり、数だけでははかれないところがある。
- 単にケースの数だけでなくケースの内容も考えた上でのケース配分、人員措置が必要と感じている。

チーム員が多忙で日程調整困難(2)

- 児童心理司と一緒に対応することも多いが、どちらも多忙であるため、日程調整が難しい
- また、困難ケースとの対応もあり、複数での動きがあるが、調整(時間をあわせること)することも一苦労する。

人員と予算の不足(2)

- 人と金が絶対的にたりません。
- 人員、予算がこのままなら、提供するサービス量を低下および業務の削減させるべきだと感じます。業務量が今のまま、もしくは増えていくな、納税者の理解を得た上で、予算人員を増やすべきだと思います。いずれにせよ、世論、納税者の意見の吸い上げが必要だと感じます。

配置基準を子ども人口で(1)

- 人員配置基準についても、人口当たりではなく、18歳未満の児童人口で考えるべきだと思う。といった、業務量の適正化を切に願っている。

人が倒れる前に増員を(1)

- 対応は減ることはないと思われる。倒れる人が現れる前に増員が必要

虐待に集中し、他の業務が人員不足(1)

- 虐待がクローズアップされすぎて、他の業務に対しての人の配置が不十分。

介入と支援の両立困難(37)

- 児童福祉司の機能を2分化して、組織再編してほしい。家族再統合機能、虐待対応機能
- いつもいわれることですが、児相で指導と援助を行うことは無理があります。法28条で親と決定的に対立した後、再統合に向けて援助するのは、茶番でしかありません。介入分離する機関は、もっと強制力を付与して独立した組織にするべきではないでしょうか。
- ギャクタイ対応で、職権保護と再統合がなぜ同じ児相なのか！人がつぶれてしまう！
- ケース(特に虐待ケース)に関わるにあたり、介入と支援の両面に関わることが増えており、実際に介入した後の治療や支援に携わる時間が充分にとれないのが現状としてあるように思います。
- 一人の担当者が保護から家族再統合まで行っている。
- 家族の分離をした場合、統合についても同じ児童福祉司が行なっているので、保護者との関係改善に時間がかかる。
- 介入、再統合について別組織としてわけること等新たな枠組みが必要と思う。
- 介入と援助を同一人物が行うことについて非常に困難を感じている。
- 介入と支援の両面を担わなければならない、日々困難を感じている。
- 介入型の対応後の人間関係のこうそく
- 虐待ケース(継続ケース)に関して、分離と再統合を同時に対応する必要があること。
- 虐待ケースの介入と再統合を同一の機関が行う事に保護者対応等の困難さを感じる。
- 虐待した親から子どもを保護した際には対立関係となり、そこから親への指導、家族再統合と全てを相談所が行うことは大変な時間と労力を要する。虐待の初期対応と家族支援を分業すべき。
- 虐待で介入し、再統合する担当者が同じことが多い。介入再統合は別々の部署で行うべき。
- 虐待とそれ以外のケースワークには、正反対の対応が求められ、児相が両方を受け持つことには無理がある。
- 虐待事案の場合、介入(保護者からの子の分離)する機関と支援(家族再統合)する機関が同一であることに大きな矛盾

を感じている。介入により、保護者と対立関係にならざるを得ない。保護者が支援を受け入れるのには大きな苦痛があるのである。また、支援にも困難がある。

- 虐待対応の初期介入(職権の一時保護等)と、家族再統合の支援のどちらも同じ組織(児相)が行っていることに困難さを感じる。
- 虐待通告の介入は警察が行い、支援的な立場で児相が対応できると良い。(保護者と対立した後の支援は難しい。)
- 虐待通告への対応と、その後の指導も同じ福祉司が行なわざるを得ない非常に脆弱な職員体制である。
- 強制的に子どもを保護する場合、その後に保護者と関係を作ることが難しい。
- 子どもの保護とその後の家族への支援を同じ機関がおこなうというシステムに難しさを感じる。
- 指導と支援を同じ機関(児相)がすることは、大変難しい。
- 児相が子供を職権保護した段階で、担当職員と保護者は、決定的に対立関係になってしまう。その担当が、家族再統合のために、保護者を支援するのは困難である。児相の職員数を増やして、職権保護した担当とは別の職員を充てるべきである。
- 児相が保護者から児童を分離、その後再統合と立場の違う職域を担う現状は限界であると思う。
- 児相の相談内容が多岐にわたること→虐待の初期介入と、再統合を同じ組織で担っていることで困難さが増しているのでは？
- 児童虐待についての強制介入とその後の家族再統合のために行うケースワークは相反することであり、無理があり負担である。
- 児童相談所が、介入と支援の機能を持つことに限界があると思う。
- 児童福祉司の役割として虐待介入とソーシャルワークという相反する行為をしているためなかなか指導再統合にもっていくことが困難なケースもある。同じ児童相談所の中の機関でなく、虐待介入(通報受入れ)は別機関でやりその後児相に再統合、指導、ケースワークとして送致されてくるしくみの方がめいかく。警察検察のような形。
- 職権の行使と支援とのギャップ
- 親子分離と再統合を同じ職員が担当している為、保護者対応が困難
- 親子分離をせざるを得なかった職員がまたその数字を再統合するという難しさがあると思う。
- 対応困難なケース(28条ケース等)が増加しており、児相としても強行な姿勢を対象者(保護者)に示さないといけないことと、その後の経過で、再統合含め、ソフトな対応の両極端なスタンスを合わせなければならぬという状況を抱えている。児童福祉司の抱えているケース数が多く、一人ですべての役割をこなすのは無理な面があるのだが、保護者の傾向は初めに関わった職員へ求めることが多い。
- 大阪の幼児死亡事件以来介入と対人援助の矛盾が高まる方向にあるように感じる。
- 地区担当が保護から再統合まで行う今の業務体制では、保護者対応が困難なので、再統合の専任チームが必要と思う特に虐待ケースの保護者の場合、職権で一時保護した際にもその後も援助を継続しなければならないため、相談者もすっきりしない気持ちのまままで援助に乗りにくい。
- 保護者に対し、指導的に関わることと、支援的に関わることを両立しなければならない点に難しさを感じています。
- 母子分離と再統合を同一司が行うことが多いが、対応に困難を伴うので、工夫が必要。

介入と援助のはざま(9)

- 介入型と援助型のどちらでいくかの判断
- 虐待対応において、従来の受容共感では、上手いかわない場面が増えている。
- 虐待初期対応の担当係として、強制介入から支援へと結びつけていくまでのケースワークの難しさ。
- CA ケースは介入も行わなければならないが、その他のケースのケースワーク手法と異なるため、なかなかむずかしいものがある。

- 又、福祉に興味関心を示し、就職する人というのは、基本的にやさしかったり、共感的だったりするので、介入的手法をうけ入れたいところがある。
- 危機管理的な視点と家族援助的な視点必要に応じて使い分ける、対応が要求されている事
- 福祉司であるはずなのに福祉的な対応よりも介入的な対応ばかりで支援に拒否的な関係になる事が多い。
- 児童福祉は支援と権限の遂行と併行して行う難しい業務です。支援はソーシャルワークのベースがなければ行うことは困難です。ケースが複雑化し児相も権限が強くなっていく傾向はありますがソーシャルワークは権限では補えません。
- 職権保護や28条での措置入所の場合、保護者との対応で対立。接点がみい出せない。

寄り添う支援したい(2)

- 本来の児童福祉司は、もっと発達の課題とかじっくりと親御さんの相談のっていきような仕事をしたいと思えます。
- 親の出来の悪さを責めるのは簡単だけど、それだけではケースも良くならない。話にもならない。親も子も良いところやがんばっているところ、しんどいところがあるので、それを認めて話し合っていくうちに、だんだんと関係がとれてきて、その中で少しずつ「こういうところをこうしてみたらもっと良くなるかも」と出すようにしている。子どもは心理士と話すことが多く、自分は親と話すことが多いのだが、親だけの話で片寄ったイメージになってしまうように、子どもとも話して自分なりの印象を持ってるようにしている。

警察・司法の関与強化へ(29)

- 虐待通告から初期対応までは、日勤体制が基本の児童相談所ではなく、24h365日体制のある警察が所管する等、制度全体の見直しが必要だと感じる。児童相談所は援助機関であり、福祉警察の役割と両立は困難であると常日頃から感じている。
- 強制介入と援助(支援)を同一の機関、同一の人間が担当することは、不可能だと思います。担当するケースの数が際限なく増加する現状では、ソーシャルワークの力量以前に対応に自と限界があります。悪質重篤な事例は、初期介入において警察司法の関与は不可欠な時代に入っていると思います。
- 児相は福祉警察で介入に力点を。再統合は市町に明確にしないし市町は@@をしなない。
- 警察、裁判所の機能拡大、児童福祉法の遵守を行ってほしい。
- 裁判所がある程度、保護する段階からからんでほしい。子どもの権利を守る福祉の機関が「恐れられる」現状に異和感がある。警察との住み分けを法整備も含めて望みます。
- 分離等は警察等が行ない、児童相談所は親子統合を主にこなす等、役割分担を明確にした方が良いと感じる。
- 虐待関係特に身体的に性的についての保護者又は、虐待者への初動接触は立入等の困難性等から警察からの通告をした方が早急な対応が可能ではないかと思う。
- 28条ケースの家裁による勧告は保護者に対して行うこと(現行は対児相)警察は業務上円滑に時間をかけずに、家庭に入れる権限を有するため、警察による警察中心の、家庭への介入(重篤ケース)
- 虐待ケースの警察介入(保護等)を積極的導入すべき。安全確保は警察、ケースワークは児相という分業が望ましい。
- 虐待ケースの場合、児童相談所職員のみでの初期調査や介入指導が困難な状況も多い。警察官が原則同行する、児童福祉司の指導に法的強制力を持たせるなど、業務遂行が安全かつ効果的に行なわれるような法整備、制度改正が必要。実態として、児童相談所の職務から外れている気もする。
- 虐待の初期対応は警察の業務とし、その後の相談支援は児相を含めた福祉担当機関とするなどの抜本的な制度改正が必要
- 虐待の初期対応や親子分離については、警察かそれに準ずる機関(司法)が任うべきであり、児相はその後の家族再統合等への対応等の役割とすることが、適当ではないか。

- 虐待件数の増加にともない、児童相談所が武装化されている。強制的なことは警察が対応(保護等初期対応)し、児相は相談業務に特化するべきと思う。ハードな対応もソフトな対応も何もかもが児相対応では疲弊するのみ。
- 虐待相談のすべてを児童相談所が行なうべきか? 緊急保護は福祉司法警察等の機関がまとまった物で対応する必要があるのでないか。
- 虐待対応については、より司法、警察の介入が必要と考えます。
- 虐待対応については、欧米のように専門機関を別につくるべきだと思う。裁判所職員や警察担当職員が先に対応し、児相は福祉機関として関わった方がよいと思う。
- 虐待対応に関して、児相、警察、家裁の関係を幅広い分野で整理する必要あり。具体的に言えば、安全確認のところを警察にまかせ、福祉的な介入を要するケースについて児童通告するシステムにする方が、児相に権限を中途に半端与えるより適当と思われる。また、親権の制限については家裁が中心となり民法上の考え方を整理していく必要があ。
- 虐待対応は、介入と支援を分離し、介入は警察等が行う方が、支援をしやすいと思います。
- 強制的な保護が必要な場合、警察など児相とは別の機関が行った方がその後の協力を得られやすいと思う。
- 警察が初期対応を行い、保護子どものケア家族再統合を相談所が行うなど。
- 警察を通告先機関とし、立入調査を行えるようする。
- 司法の介入ももっと必要では?
- 児童虐待の通告先に警察を加える等の児童虐待への対応の見直しや、
- 児童相談業務の体系を介入する機関(たとえば警察や司法(家裁))と支援する機関(たとえば児相)に分けることが必要。
- 初期介入は、現存する組織では「警察」がそれを担うべきである。
- 親子分離の決定は司法で行ってほしい。児相は援助のみとしてほしい。
- 他機関が行える体制の方が良いのではないかと感じている。
- 法的な権限が弱いので、子どもを十分に守れず苦労している。警察官を同行させたり、親権を取り上げることがもっと簡単にできるような法整備をしないと、死亡事例は減らないと思います。諸外国に比べて非常に遅れた分野であり、そこで仕事をしていることでストレスがたまるのだと思います。

警察・家裁との連携(3)

- 警察、家裁との日常的な連携(意思疎通)の必要性。
- また、長期間に渡る支援が必要とされますので虐待の親への対立的な場合は、警察や市町村の協力がいただけると、その後の親への支援が行いやすくなります。
- 警察や病院等とも人事交流があるとさらに関係機関との連携が深まるのではないかと。

児相へ責任集中(14)

- 死亡事例の検討で児相に責任を追及する姿勢が過剰である。(言うのは簡単である。)
- (全国的に)問題が起こると何かにつけ児相が悪い、児相の中でも福祉司が悪いということになりがち。これでは児相は内向きになるだけで不満がつるのでないか? 通告が24hで動けないし、[市によって体制にバラつきがある]。市管理のケースは児相は知っていてもあくまでも市の管理ケース。なのに「児相も知っていた。」で責められる。児相の権限強化、全国共通ダイヤルなど、どんどん業務を増やしてくる。
- ただ、児相に役割だけを求められても困る。
- なんでもかんでも「児相」という考え方が重くつきささる様な気がする。
- 虐待対応などは、児童相談所に大きな権限は無いが、世間からは責任を求められる事。
- 強制介入から保ご者指導まで、全て児相に課せられている今の日本のシステムそのものを改変する必要があると思う。
- 現行法はあまりにも全ての対応を児相に求めて過ぎていて強く感じる。

- 現在の児童相談所の機能では、多様化複雑化した児童問題(特に虐待対応)に対応するのは困難である。体制及び法律の面から根本的に見直さなければ、これからも悲劇は繰り返され、その度に児童相談所を非難しても問題は解決しないと痛感している。このことは、冷静に児童相談(所)のシステムを分析考察すれば、誰もが理解し得ることと思う。現場の職員は、保護者のみならず、マスコミや同じ目的を持つはずの関係機関からさえも非難にさらされながら、それでも懸命に家庭さえ犠牲にしながら駆けずり回り、疲弊し切っている。これでは明日の児童相談所を担う人材は育つどころか、いなくなってしまうのではないだろうか。
- 児相だけでやりきれない仕事はない。児相に全ての責任を押しつけないでほしい。
- 児童虐待の対応について児童相談所に役割が集中しすぎている。
- 児童虐待対応の期待が児童相談所に集中していることに無理があると思います。
- 児童相談所に責任が集中しているのにも関わらず、人も権限も充分ではない。こんな職場であれば魅力がなく、人が育っていきはづがない。大切な仕事であるので、もっと組織を充実させるべきだと思っている。
- 他領域の協力が必須の虐待対応なのに、現実には相変わらずの丸投げ通告、司法の逃げ腰により児相への一極集中は強まるばかり。社会保障審議会の専門委員会は職権保護の司法関与(事後)や虐待者への直接の「治療命令」に類する精度の設計を否定するなど、まさに現場にとっては百害あって一利なしの存在に墜ちている。
- 法制度のワク組みで、児相に全てを追わせ過ぎ。法28条など司法の関わりがあるが、福祉司が対応している業務は行政の範囲を超えている。

児相への権限集中させるべき(7)

- 児相への権力集中は避けたほうが良い。
- マスコミ等では、国も含めて、どンドン踏み込めという雰囲気だが、逆に言えば、子育てしていれば全ての家庭に児相が調査にくる、夜中でもくるというコンセンサスが社会的にえられているのか、疑問を感じる。しかし、それが必要なら警察の対応が必要と思う。
- 児相の権限強化のための安易な法改正をやめること、
- すべての権限を児相に集中しないで、捜査などは警察が行うようにした方がいいと思う。
- 死亡事例がでる度に、より児相を機能強化しようという動きがあるが、すでに限界はすぎていると思う。
- 児童相談所に責任集中する現状を早急に改善してほしい。裁判所、保健所、警察、区市町村への機能分化をはかってほしい。
- 他機関との連携について。児相に全ての権限を持たせるのではなく各機関に権限を分担させ、有機的に機能するよう法令整備を図ってほしい。

児相の警察化・裁判所化危惧(4)

- 警察、裁判所が担うべき部分まで児相が担っていくようになるのではという不安がある。
- 児童相談所の権限が強くなれば、児童相談所が「福祉」ではなく、「警察」化していくように感じる。
- 司法介入ケースの増加で、児相の立ち位置も司法寄りになっていくことを危惧している。対象者からも児相が怖い存在として見られている感が出る。
- 児相に警察的な役割が求められているこの頃ですが、本当にその方向があっているのか疑問です。

業務の責任が重い(3)

- 又、日頃行なっている業務の責任の重さが、とても思いと感じています。
- 助言がむずかしく責任が大きい。
- 個々のケースに対して適切な判断をすることを求められているが、その責任の重さを感じすぎると、かえって動けなくなることもある。

権限のアンバランス(2)

- 一時保護の強大な職権と親指導の権限のなさのアンバランスを変えるべき。
- 強制介入はすぐ出来るが強制的施設入所は出来ない等矛盾が多い。

法的整備強化(8)

- またケースワークし易いような法整備が必要と感じる。
- 法的整備強化を求める。
- 児相の体制、法精度など、すべてが貧弱であり、また、時代の流れに追いついていない。抜本的な対策が必要。
- 児童福祉士に求められる物は多いが、法整備が整っていない事。
- 全てを児相で対応していくのは難しいため、現行法の中で対応しきれないことが起こっているのであれば、子どもにとってよい方向に法改正を望みます。
- 組織体制に関する法整備！！
- 年々児相業務は困難な虐待ケース対応が増加しており、実際の業務に関係法令等がついていない。
- 分離については強制的に行える法整備を行うとともに

権限強化必要(7)

- 児相にもう少し権限を与えてほしい。
- 権限があいまいである。このため協力してもらえないことがある。
- また、ケース対応を行うにあたり、児相としての権限の強化、
- 児相の持つ権限、法整備が必要。
- 児童相談所の権限の限界
- 虐待ケースにおける児童相談所の権限が弱く、有効的な介入ができない場合もある。
- 権力のなさ。

立ち入り調査権の使いにくさ(1)

- 立ち入り調査権の利用のしづらさ。

訪問への理解の低さ(1)

- 児童相談所からの訪問に対する理解の低さ。

研修が少ない・研修体制の整備(22)

- 児童福祉司の業務や関連する知識等について系統的に学ぶこともなく、いきなり現場に放り出されている。虐待関係のマニュアルや研修は充実してきているが、その他の相談に係る具体的なマニュアルはなく、研修も少ない。
- CWの専門性向上のために、家裁調査官のように一定期間専門研修をすべき。
- (研修機会がどんどん小さくされている状態)
- 県外等への研修が旅費の都合上、困難となっている。
- 専門性UPするための研修がない。制度的に。やる気のある人の自費研修に委ねられているのがおかしい。
- ほとんど研修もなく、実践しなければならないこと
- また、家裁調査官のような専門的訓練の場もない。(自分の力量もないのですが、不足するものしかみえません。)
- 家裁調査官が実施しているような統一的な福祉司養成システムの確立と国の関与が必要であると考える。
- 家庭裁判所調査官のような、研修機関で一定期間(半年~1年くらい)の訓練が必要と思う。
- 研修の充実
- 研修制度がない。
- 研修制度が不十分
- 研修体制が不十分で、知識経験不足を常に感じる。それを補うための自己研さん(自費でワークショップや研修会に参加)にお金と休日の時間がうばわれる。
- 個人組織としてのスキルアップを行うためにも、児相としてどのような機能もち、役割を果たしていくのかについては改めて検討していく必要があると思われます。
- 児童福祉司として技術的研修が所として計画的に受けられるシステムになっておらず個人々の学ぶ意欲にまかされている部分が多い。このため日々の仕事に追われ、スキルアップを図れないまま転職となってしまうワーカーが多い。

- 児童福祉司に求められる能力要素資質等をエビデンスベースとして整理する必要があり、それによってチェックし、研修や育成していくことが必要であると思う。
- 児童福祉司を養成するために体系だてた研修制度。
- 十分な研修期間がないまま、すぐにケースを持たなければならない。
- 専門性が低いのに研修の機会が少ない。
- 即戦力の養成機関の設置や新任者の完全実施遂行を義務づける研修体制の整備が必要だと感じている。
- 対保護者では、困難を感じる場面が多いが専門的研修の機会、時間は不足している。常に時間に追われている。
- 法的根拠について学ぶ機会が少なく、ほぼ個人の学習意識にゆだねられている。親と対立することも多いこの業務のより所となるものだけに、根拠をすぐに示せないのは非常に危ういと感じている。児童福祉法、虐待防止法を実際の業務に即して学習できる道具や場が一層増えると嬉しい。

多忙で研修参加できない(16)

- ケース対応に追われ、時間的、精神的ゆとりがない。従って勉強する余裕もないように思われる。
- さらに、専門性を身につける時間もとりにくいこと。
- スキルアップをはかるための研修は非常に充実していますが、それに参加できるよう仕事の調整が図れないほどのケース数であると感じています。
- また研修も受ける時間がなかなかとれなくなっている。
- 援助技法のスキルアップをはかりたく、各種研修会に参加申し込みをするものの、結局緊急対応におわれて参加できないことが多い。よって、もう少しケース数や担当地区を少なくし、スキルアップをはかる時間を確保できるような体制の整備をお願いしたいです
- 業務遂行のために必要な研修を受けたくても、日々の業務に追われてそんな余裕もない。児童福祉司を5年以上やっているが、初めての事態である。
- 研修に割く時間がとれない。(日々の業務の中で学んでいくしかない部分が多い)
- 研修の時間がとれない。
- 研修やスーパーバイザーをうけたいが、時間や精神的余裕が持てない。
- 研修制度があつたとしても時間がとれない。
- 研修等、スキルアップの機会はあるものの、業務が積まっており参加することができない時がある。本来ならば、最高度のスキルと知識、日々の努力が必要な職種であるにも関わらず、1日のほぼ全てが業務で積まっているため、専門性が向上しているかが不安。(自分で振り返りもできていない。)
- 現状の研修体制では育たない(不参加)。
- 資質向上を図るための十分な研修を受けることが難しい。(記録や事務処理が多いため)
- 自身の研修に当てる時間の不十分さ
- 専門的スキルの向上のための研修等に参加する時間がない。
- 又、このような対応困難ケース増加に伴い、自身のスキル向上が必要と感じることが多い。ただ、そこまでのエネルギーや時間、金銭面での余裕がないのも事実です。(人手が少ない現場なので、なかなか遠方長期の研修には行かせてほしいと言いたい。)

スキルアップ必要(12)

- 虐待対応以外にも、非行相談、問題を抱えている親への具体的な支援方法等の研修があれば、今後は参加したいと思う。
- 経験も浅く、周りも忙しく日々の業務に追われる中、自分のスキルを高める機会が少なく感じています。
- 児童相談所の権限が強化されても、その後の効果的な支援の選択肢が閉ざされていることに、強い憤りを感じる。これでは、仕事をやってられない。
- 児童相談所の守備範囲があまりにも広すぎる。(虐待から非行まで)ので、自身のスキルの蓄積がなかなかできていない。
- 常に自己研さんが必要であると日々感じている。
- 児童福祉司は、コミュニケーション能力、決断力、判断力が必

要であり子どもの発達知識、精神障害等、障害や疾患に対する知識が必要であると思う。

- 児童相談所では閉鎖的で、社会福祉理論及び援助技術に関する学習、スキルアップが図れていない。社会の中で批判されることが多い理由の1つになっている。
- 法制度への十分な理解と説明能力。
- 対人スキルの獲得
- 法的根拠の理解、法に基づく諸制度の理解を十分にできるようにしたい。なかなか入りこめない、ケースに対応するための力を、つけていかなくてはならない。
- 職員個人のスキルアップに加え、
- もっとスキルアップしたい。失敗事例や困難事例から学ぶような研修にいきたい

自身の力不足(4)

- 自分自身の技術がない。
- 自分のスキルアップもどうしていか課題である。
- 専門的な知識と援助技術に対して理解や実践能力を十分に持たずして、対応をせまられることが多く、負担感もつよい。
- 最近赴任したばかりで未だわからないことがたくさんあります。

先進地視察希望(1)

- 先進地視察してみたい。他の児童相談所で、施設を壊した事例、対応困難ケース、及び死亡事例等を各児童相談所で検証するため、情報を共有したい。また、〇〇県は情報統合システムをもっているため、児童福祉司のためにも、ケースの類型化を行い、初めてのケースでもどのような見通しを立てるのかの参考と出来ればよいと思う。

児童福祉司の専門性の向上(19)

- 児童福祉司の専門性を向上してほしい(2)
- 能力ある児童福祉司の数が足りない。経験を積み専門性の高いCWが育たない。→異動で他部署からいきなり転入、あるいはやっとなら育っても転出する
- 業種全体(共通であるべき部分)の専門性の不十分さ
- 研修等による質を確保する体制が必要と感じる。
- 残るのは資質の向上の課題
- 資質や対応能力の向上。
- 児相職員の専門性の向上。
- 児童福祉司としての専門性を高めていくための訓練、時間が必要だと思います。
- 児童福祉司の資格が低く、業務につくにあたっての研修期間訓練期間がないことは問題がある。家庭裁判所調査官のような研修訓練期間がなければ、専門的支援は困難である。
- 児童福祉司の資格の統一を図って欲しい。専門性を持って児童福祉司が対応しなければ、子どもの権利は守れない。
- 児童福祉司の養成期間及びその質の乏しさ。
- せめて家裁の調査官並みの期間と質を!
- 職員の専門性を確保すること。
- 専門制を深めること。
- 専門性の向上
- 専門性の高い対応を求められることが多く、苦慮することが多い。
- 専門性もへったくれもなく、自転車操業している現状。
- 専門性を高める事も大切だし、
- 専門性を必要とされる、最優先の分野だと思う。しかし市職や、他の専門職でない職員の配置「まにあわせ」により、全体の専門性の向上がむずかしい。

単純な人員増加では解決できない(3)

- CWの人数が増えれば今より楽になるかという、そうは思わない。
- 上記が改善されなければ福祉司の数が増えても意味がない
- 人数を増しても解決しない。新しく児童相談所勤務になる職員の地区が手薄になり問題が続出し、その対処に人手が取られてしまう。

児童福祉司への幅広い採用(2)

- 専門的、多角的にケースを分析したり、関係機関と関わったりするために、児童福祉司は、学校の先生、保健師、保育士などいろいろな分野の人が採用(出向)されるべきと思う。
- 様々なキャリアの人にやってもらうのも一考。

有資格者の採用必要(2)

- 有資格者の採用等により質の向上を図るべき。
- 地区担当はあらゆる主訴のケースを初発から終了まで扱うので、様々な専門的知識と豊富な経験が有効です。特に虐待の事例が増加すると保健師や心理司の資格を有する方が必要となります。

専門職養成の課題(2)

- 社会福祉士は、専門職の教育がおくれていると感じています。
- 大学の福祉教育の場と、児相の現場対応の隔たりが大きく、皆混乱している。

児童福祉施設実務経験者の任用必要(1)

- 児童福祉実務経験を条件とした、任用が必要

研修後の児福司採用必要(1)

- 専門的なスキルを身につける養成の後の児童福祉司着任、またそのための実用的な研修が長期間必要。ただ人数を増やすだけでなく、業務遂行力のある人員を整備することが一人一人の負担を減らすはず。

児童福祉司資格の高度化(1)

- 高齢者福祉分野におけるケアマネージャーや地域包括支援センター職員のように、児相職員の資格要件を高度化し、研修体系を整備すべきである。

行政職と専門職の葛藤(11)

- 児童福祉司を特に希望していない行政職と共に仕事することに限界を感じている。
- 福祉職として、専門職採用をしていないため、専門知識のない行政職の職員が苦慮している様子が伺える。
- 一般行政職ではなく、児童福祉司採用を増やすべき。
- 一般行政職で採用になっている者については判断しづらい。資格取得者による専門的な関わりを持つように行き方がよいと思う。
- 権限強化が早急に図られたため、外部からは、より高い専門性が求められることとなったが、研修の機会も少なく資質が伴っているとは言えない状況であると感じる。
- 私は福祉職なので児相には今後も行きたいと思っているが、行政職がいきなり配置されてもとまどう人はとまどう。大変だろうと思う。
- 児童福祉司の専門性が問われる中、自分のような行政職が、その職務を遂行することに限界を感じる。
- 児童福祉司は、福祉採用者がやるべきと感じる。
- 専門性を求められるが、専門的バックボーンを有しない(専門的教育を受けていない)と考えている児童福祉司が多い。必ずしも専門的教育を受けることが、専門性の担保とは考えられず、経験の方が重要だと思うが、専門教育を受けていないことで自信がもてない者が多い。
- 専門性を有するはずの業ムが、一般的な行政職によって任われていることに疑問を感じる。業務に必要な知識や技能を身につけるための機会が十分に保証されないまま、他の事務と同様に業務の評価が行われることについて問題であると思う。
- 同じ業務をしているが、専門職とそうでない者(自分を含めて)の差別意識を感じることもある。専門職同士の場合、援助会議においても互いに遠慮があるのか、長い付き合いの中でなれ合い的な結論(この人に任せておけば大丈夫)が多い。反面非専門職に対しては、専門職からの非難が大きい。結局やる気がある人も「好きでやっているわけではない」となる。長く児相にいる者としては、専門職同士のなれ合い的な結論の方に怖さを感じることもある。

児童福祉司の専門職化(7)

- 独身 30 代前半までは家庭への指導力はない。ムダな労力や家庭ヘデメリットにしかならない。大前提としてケースワークを希望する人材を集めないと、研修しても無意味。
- 児相専門職採用とすべき。一般行政職ではスキルの蓄積が不十分になる。児相専任での民間からの登用も積極的に回った方がいい。
- 児童福祉司といえども、福祉の専門職は少なく、質の高いケースワークを行うならば、福祉の専門職配置の義務化が不可欠と考える。
- 専門職採用がなされていない。21 年度初めて、2 名福祉職採用されたが、いまだ土木や県税などから事務職が児相に異動している。
- 専門職採用にすべきだと思います。
- 福祉専門職の採用を増やすなど若いうちからの人材育成をすべきだと思うし児相の機能強化にもつながると考える。
- 本県では、福祉専門職が年 1~2 名採用があるが、公務員試験に合格してくるだけあって、頭脳はいいが、保護者と向き合うときに、物足りなさを感じる。精神的にタフな職員が必要である。

一般職採用による課題(7)

- 現状、現実に資格がなくとも、児童福祉司をしている者の方が多いのだから、その人たちの知識、モチベーションを高める施策の方が現実的ではと考える。
- 一般行政職として採用されており、現在の児童相談所の業務に対応することが、質的にも量的にも難しいと最近特に感じている。
- 一般事務で、異動される方は、特に児相の独特な経験による判断がわかりにくくケースバイケースすぎて、悩まれているようです。
- 業務内容からみると、一般行政職採用の職員がいきなり児相でケースワークをするということには大きな疑問を感じます。
- 仕事の質量とも多く、専門性が高いためむずかしい。
- 行政職採用がいきなり専門業務につかねばならないこと(研修はあるが、いきなり担当地区を任される)
- 本県においては、一般行政職を児童福祉司の職につけており、要求される資質、能力に欠けていると言わざるを得ない状況である。また、これを補完する方法(精神科医、カウンセラーの嘱託職員の配置も不十分である)も取られていない。

ソーシャルワークのベースがない課題(2)

- ソーシャルワークの基礎理論、実習を学ぶことなく、経験だけで仕事をしている方が多く、そのこと自体が仕事を大変にしているように思います。また、ソーシャルワークの基礎原理を学ばないのに、虐待介入性虐待など、ごくごく専門的な研修ばかり先行して受けさせられる状況も、職員の技術向上や、援助対象者の福祉の向上を難しくさせています。
- ソーシャルワークがよくわかっておらず、ケースを見て、何をすべきかわからないことがある。

自身の専門性がないための苦労(3)

- 自身の経験があまりに少なく、スキルも乏しいために、仕事がまわらない。自分のレベルに合ったケース数でないと感じる人が多い。
- 深刻な家族の問題に関わり、専門的な立場でそれを解決する役割をもつ児童福祉司のはずなのに、実際は私のように何の専門知識も持たない人が、個人の努力によって日々の業務に対応している。
- 専門職採用でないため、知見の集積ができないことによるケースワーク等が不十分

多忙疲弊(18)

- 業務多忙(2)
- その結果、児童福祉司の疲へいだけでなく、定着しないことにもつながる。
- CWが疲弊して、この業務を長く続けられない。
- いつも疲れている。
- その日その日の対応におわれ、精神的身体的に疲れること

- がある。
- とにかく忙し過ぎること。
- とに角忙しい。
- 皆で励ましあっていますが、消耗しきっています。
- 経験が積み重ねられるのではなく、疲労が蓄積される職場だと感じている。
- 結果や成果が見えず、常に無力感を感じながら、日々の仕事に追われており、職員が精神的に疲弊しきっている。
- 仕事が忙しく、余裕がない。
- 多忙。
- 当センターの管轄人口 45 万人で福祉司 8 名であるが、虐待通報、ぐ犯、触法の相談等が多く、福祉司は多忙である。それぞれの福祉司は、非常に頑張っているものの、疲弊状態にある。こうした状況は全国的と思われるため、是非、貴殿の方からも、国に対して福祉司の増員の働きかけをお願いしたい。
- 疲労と記録だけが蓄積されている状態なので、
- 忙しすぎます。
- 忙しすぎる
- 毎日がとても忙しく業務が多忙

精神的負担(17)

- 一人の福祉司が抱える精神的な負担感が多い。
- 業務の負担ストレスはかなり多いと思われる。
- 業務量の多さによる負担に加え福祉司の人数が増加して、業務量が減少したとしても、精神的負担が軽減されなければ、福祉司の業務全体の負担は改善されないと感じる。
- 高い専門性が求められるため、精神的負担が大きい。
- 仕事にやりがいを感じているものの、精神及び身体的ストレスを強く感じる。(参考)H22. 3月~7月の間残業時間は100時間は越えていた。
- 精神的、時間的負担。
- 精神的なストレスが激しすぎる。
- 精神的な負担が大きい。
- 精神的な負担が大きい業務と思います。
- 精神的にタフでないと続けられない仕事だと思います。
- 精神的にも負担増。
- 精神的苦痛を強いられることが多く、
- 精神的負担が大きい。
- 精神的負担が大きいこと
- 精神的負担多く
- 大変だ!
- 問題が次々と発生し、解決が困難な状況が多く、精神的な負担感が多い。

メンタルケア必要(15)

- 多少困難なケースでも関係機関や保護所、施設が協力的であれば、職員のメンタルヘルスは向上すると感じる。
- その中でも全てに力を注ごうと頑張っているため、体をこわしたり、残業が多くなってしまっていることになっていると思います。
- パーンアウトしない様、心身の自己管理やバランス(公私とも)が重要、と考えていますが、必要に迫られる業務の中、常々、それが課題です。
- また、自身への心身の健康を保持することが、難しいと感じる。
- メンタルヘルスのケアやスーパーバイズの体制がしっかりしている事が大切だと思います。ケース対応が大変でも、そこがあれば負担感はいぶ違うと思います。
- メンタル面、体調面、ともにキツイ職場なので、休暇がとれるような人員配置など必要かと思っています。
- 権限強化とは言われるが、児童福祉司に対するメンタル面等の支援もあわせて必要と考える。
- 児福司のための、メンタルケアなどが必要。
- 職員のメンタルヘルスが補償されない。
- 心理的負担が大きい職員へのケアは人間同士の気づかい以外まったくない。
- 人員不足は常に感じている所だが、業務内容の負担が大きく、心身の不調をきたす職員や、辞職してしまう者も多く、職員に

に対するケアの体制も今後検討していく必要があるのではないかとと思うところだ。

- 人間愛とユーモアの精神。
- 多忙であるし、ストレス高いし、高い能力、専門性が求められるので精神衛生上、非常に良くない。ケースワーカーが病気になる、病気になる、病欠になると他の職員の負担を増え、他の職員も病気になる。こんな、負の連鎖をどう止めるかが課題。
- 体力と、適切に緊張をゆるめられる自己コントロール。
- 担当福祉司の心理面のフォローは全く顧みられていないため、一面、戦場の様な職場である。倒れた者は後方に回り、また新しい児童福祉司が前線に出る、といった状態である。

ストレスからの心身症状(11)

- 児相にかかってくる電話の音に恐怖(取りたくない)を感じることもある。
- 業務の中で達成感がないわけではないが、それを大幅に上回り埋めつくすほどの不全感、焦燥感、無力感などネガティブな感情が蓄積されており、いつ精神的不調を起こしても、不思議ではない状態。
- 虐待ケース等の夢を見ることがある。(疲れに繋がってしまう)
- 毎日緊張して職務にあたっている。気になるケースを抱えると、自宅に戻っても頭からケースが離れない。いつもいつも不安を感じ落ちつかない自分がある。辛くて！辛くて！
- ストレス身体的肉体的負担が大きすぎる。
- 電話や面接時の一言一言に責任を感じます。不安感が強まり、深まり、神経の休まらないこともしばしばあります。意識しすぎであると自覚しても、なかなか気分安定につながりません。この部分の後押しや支えを必要です。
- 常に危険にさらされ、休日においても完全に気の休まる時は少なく、常に不安や恐怖から逃れることが出来ず、続けることは自身の心身の健康を害すると日々感じています。若さでエネルギーで懸命にやっても今の体制のままではバーンアウトし、ずっとやれる仕事であるとは思えません。
- 日常的に蓄積されるストレスが十分に発散できないまま、次選をむかえることがある。
- 支援する側である児童福祉司が心身共に疲れきっている。職場内に療休をとっている職員がいる。それ程きつい。
- 職員の健康、安心、安全が確保されず、緊張感が強い。
- 困難ケースを抱えていると、家に帰ってもケースのことを考えてしまいます。かと言って、長期休暇は地区担当だと取りづらい現状です。

不安・焦り・申し訳ない(8)

- ケースや関係機関から、時間外の対応を求められることも多いが、自分自身が子育て中であり、時間外の求めに応じられないことが多く、十分に責任を果たせていないと感じることが多い。
- すべてを細かく、ていねいにケースワークできないこと、それでもとても忙しいことにストレスを感じる。
- ただ、目の前の問題を瞬時に片づける(解決ではない)だけで、とりあえず終わっている様で、不安と焦りがある。子ども達に申し訳ない気持ちである。
- 仕事をしていく中で、一つ一つのケースを機械的にこなしている自分を感じ、本当に自分が、役にたっているのか、仕事をこなしているのかが、不安になることがあります。
- 十分な支援ができず、相談者に申し訳ないです。
- 十分な支援ができていないのか不安に思うことが多い。
- 相談への必要な対応をしているか不安になる。
- 度重なる通告、虐待対応に追われ、本来の支援ができていないことが福祉司の不全感につながっていると感じている。

虐待対応の精神的負担(7)

- 私は相談担当に近いので、虐待対応中心になっている社会、職場の中でのアイデンティティの確立やりがいの発見に困難を感じる時がある。
- 毎日、毎日、虐待相談ばかり目にしていると、危機感がマヒしてしまう。いろいろな犯罪が毎日起っている中で、けいさつだって消防だって完全に防ぐことはできていない。なのになぜ

児童虐待に目くらまをたてるのか、どんな施策や人員を増やしても減少することはないでしょう。児童を育てる大切さはわかるが、やってもやっても疲へいすると、どうにでもなれ！という気持ちになってしまう。そんな気持ちを抱く自分にイヤ気を感じますが。

- 虐待対応について、48時間ルールとか、強制的介入など本来のケースワークとは異なる対応を強いられ、若い福祉司は、疲弊している。
- 虐待通告など突発的なことが日常的に起こるので精神的負担が大きく、疲労感が残ることが多い。
- 特に虐待対応のケースワーカーは、精神的身体的負担が大きい。
- 緊急な虐待対応に精神的な負担が大きい。
- 虐待ケースについては、場合によっては児童の生命に関わることもあり、緊張を強いられる

あきらめ・もどかしさ(4)

- 着任当時は全力投球だったが、今はやれることだけとあきらめ感が自身の中にあることが現状です。
- 支援が本当に必要な家族に充分にかかわれないもどかしさをいつも感じています。
- ケースワークも一日中、外に出ることが多く、対応に苦慮している。今後、改善してほしいことは、たくさんあるが、現状を乗り切るしかないという思いでいっぱい。
- 必要な人に必要な支援がとどかないもどかしさ。

やりがいがない(2)

- やりがいがない。
- やりがいより虚しさを感じる

バーンアウトする同僚(2)

- バーンアウトする人もみている、不安になる。職員を守る体制も必要。
- 年々、もういいと疲れてやめていく人がいて、本当にむなし。

退職したい(2)

- もう辞めたい。
- とにかくつかれるので、すぐにやめたいと思う。

十分な休暇必要(1)

- メンタル面で負担を感じている時に、十分に休暇がほしい。

やりがいを感じる(1)

- しかし、この職の責任の大きさは日々痛感し、やりがいも感じている。

ワークライフバランスが困難(21)

- 業務量が多く、また常に緊急のため、プライベートな予定が立てられない現状がある。
- そのあたりのジレンマが大きい。また家庭(特に子供が小さい)との両立は非常に厳しいと感じる。
- プライベートとの両立が困難。
- また女性福祉司として、結婚、子育てという場に直面した時ますます続けてやれる環境ではないと感じています。
- もう少し人として余裕のある生活がしたいと思うが、難しい。
- ワークライフバランスや超過勤務を減らすように市全体では話があるが、実際には難しい。土日のイベントへの出勤もあり、自分の時間があまり獲得できないと感じている。
- ワークライフバランスをとることが難しく、結婚、出産は難しい業務であるように感じる。
- 家はネグレクト状態。
- 家庭(子育て)との両立の困難性。
- 業務が多忙で、睡眠が十分できない。平日は、家事もままならない。プライベートの時間もとれない。
- 業務遂行上、ケースの家庭と対立することもあり、生活に支障をきたす(自分の子どもにも)こともある。
- 緊急対応が多いので私生活(家庭生活)との両立に困難さがある。仕事に熱意を持ってても家族の支援や理解を得にくい。

- 現在は育休後、勤務時間の短縮や担当ケース数の配慮などしてもらっているためなんとか務まっているが、通常の勤務に戻ると、担当ケース数の増加、それに伴う勤務時間の増加が予測され、育児との両立は難しい仕事だと感じる。
- 個人的には、家庭を持つ一人の母として、残業の常態化、土日の宿日直、緊急対応により、自分の子どもがネグレクトであると感じることもあります。この仕事は大切な仕事であり、やりがいがあると感じますが、責任のある仕事だけに、家庭と仕事の両立には大変悩んでいることも知って欲しいです。
- 仕事に大変やりがいがあるものの、家庭との両立が難しい。特に、小さい子どもを持っていると、仕事も家庭も中途半端にしかできない自分がはがゆく、自分などがこの仕事をしていてよいか、ケースに迷惑をかけていないかと悩むことや、自分の子どもをネグレクトしていないか不安になったりすることがある。
- 子育てをしながら業務遂行することのむずかしさがある(拘束時間やケース数の多さ)が本来子育て経験のある者がたずさわった方がよい面も多い業務だと思えます。
- 子育て中であるが、CWとして地域を担当しきる自信なく、里担をしています。(以前虐待担当したが、子がねてからしか帰宅できない毎日で、家族がギブアップ)。子どもを育てる経験が、CWとして確実に糧となり、ケースの頼の気持ちにより、よりそえる手応えを感じているのに、それを発揮できないのが勿体ないと思う。仕事の継続すらあやしい。
- 私生活を大きく犠牲にしつつやりくりしている。
- 自身の育児との両立
- 自身の家庭や子育てを犠牲にしてまで仕事にうちこむことに対し他業界との格差を感じ、続けていくことに自身を失う。業務の遂行にかかる時間だけではなく、スキルアップにかかる時間も業務内で保障してもらえないと、仕事と家庭の両立は到底今の職場では難しく、特に女性が多い中で、拒否感を感じることに繋がってしまい、いい支援ができない。
- 忙しく、仕事がたてこむとプライベートにかなり影響がある。

記録書類作成の時間がとれない(23)

- ケースが多く、処理しなければならぬケース記録等、毎日が追われている。それが主要ストレス。
- ケース記録の速やかな作成を願うこと。
- ケース記録やケースを読む時間がサービス残業となっている。(人員が不足している)
- ケース数が多く、記録を書く時間が足りない。
- ソーシャルワーク優先で記録は後回し。故に、記録がたまって。(口答報告で処理しています) どうしよう。後任者に引き継げない。
- また、時間としては、記録に時間をとられるため、記録まで手が回らず、処理が追いついていない。
- 記録がなかなか追いつかない状況です。
- 記録が数十ケース分たまっていて常にプレッシャーになっている。
- 記録にさく時間が多い。
- 記録の時間がとれない。
- 記録をまとめる時間がない。
- 記録を書く時間がない程、忙しいです。
- 記録入力力が追いつかない。時間外で行うことになる。
- 持っているケースが多く、記録する時間もない。
- 時間の制限、事務をする時間がないことです。
- 書類や記録等の事務処理については、やる時間が確保できず、のびのびになっている。
- 対応ケースが激増しており、事務量も増えているが人員が増えないため、記録が不十分になってしまう。
- 直接的なケース対応に追われ、記録をする時間がない。
- 直接的なソーシャルワークを行うことに時間をとられ、ケース記録の執筆や事務作業(28条の資料請求など)を行う時間が十分に取れない。事務補助の人がいてくれたら、大変助かると思います。
- 日常業務が家庭訪問、面接、関係機関との連絡調整に追われる中で児童記録の記入が滞り、毎回残業をしている現状がある。(残業月40h近く)。記録記入のために休日出勤することも多く、週末土日の月8日間のうち3、4日間ほどは出勤している。

- 日常業務量が多く記録が追いつかない状態。
- 疲労と記録だけが蓄積されている状態なので、
- 毎日の対応ケース数が多いため、記録を執筆する時間の方がとれない。

記録等事務作業の多さ負担(11)

- ケースに密に関われば関わるほど、ケース記録の執筆に追われる形になることが多い。
- 福祉制度の知識など要求される知識も多く、事務的作業も多い。
- 法的対応も増えそのための協議、事務処理も非常に時間がとられています。専門家の配置(常勤)も必要かと思われま
- ケースワークをより積極的に進めると、その一方で記録が増える。しかたないこととはいえ、厳しさを感じる。
- ケースワーク以外のデスクワーク、その他が多過ぎると思う。
- ケース記録や各種書類、様式が多過ぎる。ケース数は大したことないが、それが原因で業務がまわらない。毎日残業しても終わらない、たまっていく一方である。
- 記録を書く時間がとれず、残業してもおいつかない。結果休日のサービス残業をすることになってしまう。
- 事務処理にかかる時間が過多。
- 特に業務の精選を早急にすすめないと、児相機能がオーバードローする。
- 付随する事務が複雑(容易ではない)で多すぎる。
- 面接訪問等の後、記録入力は時間外になることが当りまえ。28条申立て等が入る場合、資料作成に更に時間がかかる。

事務処理の時間が多くケース対応できない(9)

- ケースワーク以外の雑務が多い。
- 処遇にまつわる事務処理(ケース記録、通知等)に時間がとられ、入所中の担当児童への面会になかなか行けないため、実際の把握が遅れる。
- ケースワーク業務に専念したいが、事務仕事(負担金、自立支援法、身体検査等の支払い等々)に時間を取られることが多いためケースワークが中途半端になっていること。
- ケースワーク本体が事務処理に追われて制約されること。
- 事務作業が多く、円滑な支援に支障がでている。
- 事務処理に追われ、十分な相談業務になっていないと思う。
- 事務処理の多さ。
- 提出書類等も多く、ケースワーク以外に事務処理に時間をさくことも多い。
- 日々の記録、電話対応、事務処理にも追われているため、個々のケースに綿密にかかわり、援助することができていないように思う。

ケース記録の整備必要(4)

- ケース記録の整備
- また、児童記録の作成を円滑にするためのPCシステムの整備が必要だと思えます。
- もっとシンプルにすべきである。
- 記録作成の簡素化が必要

費用徴収(3)

- 強制力を持ち、一時保護後、施設入所となる場合の費用徴収は免除でよいのではないかと。
- 56条の措置費負担を全国でどのように対応しているのかわからない。事務量が増え、また徴収できない場合、庶務から叱られる。
- 税務所の証明も職権でとれるようにしてほしい。負担金徴収交渉が個人の対応にたよりすぎている。

事務担当者必要(3)

- 負担金認定事務等の専門業務を行う職員の配置があると、よりスムーズな支援が可能に思います。
- 事務処理業務の多さに驚きました。56条や受給者証などは事務専門の方にやってもらえばだいぶ負担も減ると思うので、本来のCW業務に重点をおけるようにしてほしいです。
- 負担金認定等の完全事務手続きは特定の担当者によってさ

れるべきだ。

相談員の段階で留めている事例について、ケースに動きが生じた際の対応がむずかしい(虐待事例以外)

調査への意見(25)

- アンケートに答える時間をもったいない
- アンケートの中で、児童相談所の形態が違っているためか、質問が解りにくい点がありました。
- 忙しい中、時折こうしたアンケートがいろいろな機関からくるが、この結果を一体どのような形で活かしてもらえるのか。このアンケートによってその結果から何をしようとしているのか、それを最初に明らかにしてもらえないと答える気になれない。子ども総研は現場の声を、あるべき姿を世に伝えてもらいたい。
- 多すぎるアンケート調査
- NA パートが多くありますが、日常が多忙でかつしめつけもある中、アンケート回答に労力をさかないために工夫しました。
- アンケート調査は、時間もとられ大変です。
- アンケート調査等を含め、事務的な作業が多く、ケースワークの時間を削られる。
- こういった調査すら役に立っているかどうか分からず、疑問である。
- こうした調査でもだからこそストレスやバーンアウトに近い職員の実態は本当はわからないと思います。
- こうした調査研究は頻繁に実施されますが、実際の業務改善に反映しているのでしょうか？調査された結果を検討し、それが改善につながる方法を考えて下さい。児童福祉司は苦悩している現状改善に役立てて下さい。
- このアンケートが今後の運営等に直に反映されること切に願います！
- このアンケートに答えることも負担。
- アンケート結果を待遇改善、制度改善にぜひ生かしてほしい。
- このアンケートに答えるのも結構なストレスを感じました。
- このアンケートの仕事だけでも本当は回答したくもないと感じている。
- このアンケートを記入している間にも、家庭訪問、1件でも行きたい心境です。
- このアンケートを作成するために、かなりの時間を費やしました。ぜひ、児相の組織体制、業務内容等の改善のために役立てていただき、児童相談所職員が意欲や誇りをもって仕事ができるようにしていただきたいと願います。
- このようなアンケートも同様なものが多く、非常に負担を感じる。アンケートに回答してもフィードバックなく、改善された実績もないようでは負担感が増すばかりである。
- このようなアンケート等の事務処理と、家庭訪問や面接等のすり合わせ。
- こんなことを何度記入しても何も変わらない。
- せつかくの調査であれば、現場の人が答えやすいアンケートで実態把握してほしい
- 協力したい気持ちはあるが、このアンケートの目的も漠然としており、量が多すぎるように思う。もう少し、答える側のことを配慮した内容、量にしてほしい。
- 質問が多すぎでしたね。つかれました。
- 調査に対する意見※「担当ケース」を定義してもらえないと、回答のしようがありません。
- 毎日多忙なのにこんな細かいアンケートをすることが信じられません。このアンケートをどう生かしているのか？具体的な数値を示して欲しい。児相の忙しさを分かったうえでアンケートでしょうか？回答しているうちに余計いらだってきてしまいました！

社会福祉行政報告例の負担(1)

- 社会福祉行政報告例が細かすぎる。統計が負担。

緊急性低いケースの負担(1)

- 緊急性(命の心配のいらないケース)の低いケースにともすれば時間と労力を取られていることが多く、ジレンマを感じる。

虐待以外のケースの負担(1)

- 未受理ケース、情報提供だけを受けているケース、関係機関からのアドバイスだけを求められたことのあるケース等、受付

移動にかかる時間の多さ(2)

- 保護所や家庭訪問など移動に時間がさかれる。
- ○○(地域)の特殊性もあり、遠距離の車移動など数字に示せないことが、普段の仕事での疲労感をつよめているような気がします。

子どもの長距離移送の課題(1)

- 子供を車で移送することが常態であるが、片道3~4時間もかかることもあるし、脱走のおそれもある中で、事故も心配。相当ストレスを感じている。

市町村の体制整備必要(30)

- 虐待を取り扱う行政機関の態勢の問題(児相市町村両方取り扱っている問題、プライバシーに踏み込んだり指導する際の関与の司法的手続きの問題、前記を解決するための人員配置、財政支出の問題)。
- 虐待通報でも泣いている等の普通の場合も児相。もっと市町村(特に大きな市の動きが人口に対して、職員数が少ない)が動いて欲しい。
- 子家センと児相地域などで、ケースの見立てが異なり、家庭に対する対応だけでなく、関係者対応にも疲弊する現状がある。各関係キカンにもっとリアリティーあるケースワークの実情を学んでもらう機会があればと思う。
- 市から派遣されているが、他の方と同じケースワークをしている。市町村にも通告が増え、児相とのギャップがある。
- 市が主体的に動かず、手がかかる。
- 市の相談体制が全く変わらないため、児童福祉司の負担が一向に減らない。虐待通告も市よりも当所の方が圧倒的に多く児相に入った通告を市のみで対応するという考えがないため、児相が必ず対応しなければならない状況である。
- 市の相談体制を強化充実させていくための具体的な取り組みが必要である。
- 市町との連携が大切という事は常に感じている。児相が一方向的に指導しようとするのは逆効果を生み、市町の特性を生かす支援が必要である
- 市町の相談体制に対する支援を行いたいとその物理的な時間がない。
- 市町の相談力をUPする必要がある
- 市町の力がまだまだ不十分のため、児童相談所で対応せざるを得ないケースがたくさんあります。在宅支援、施設支援、里親支援等、児童相談所が果たすべき役割な虐待対応以外の部分でも山積しています。児相の体制を強化する必要を感じます。
- 市町村、学校など、地域の充実。
- 市町村が児童福祉の役割を担っていないことが多い。
- 市町村サイドの認識が各市町村によってバラツキ有。本来であれば児童福祉を統括する本課指導が必要と思われるが、各分野において特定の交付金補助金等の対応がないことから認識の少ない市町村の体制は変化が見られず。
- 市町村によって、さらには担当者によって対応が悪いところがあり、その方々への意識や危機感を持ってもらうことは大変。
- 市町村によって、児童相談業務への取組状況に差を感じる。
- 市町村の相談体制の整備はとても重要だと思っている。虐待予防という観点からも育児不安の生じた時点でケースが地域機関で支えていくことが必要だと感じている。
- 市町村の体制が整えられるよう国庫補助の充実、法整備してほしい。
- 市町村の体制にばらつきがあり、体制が遅れている市町村を担当した者の負担は増大する。市町村の役割分担の明確化が図れば、児童相談所の指導もしやすいと思われる。
- 市町村の体制強化(質量の充実)が不可欠！
- 市町村の対応能力強化
- 市町村の予防体制強化にもしっかり予算をつけるべきだと思う。
- 市町村へもう少し仕事を渡せればと思います。
- 市町村や関係機関の連携といっても、児相の対応を迫られる

場面が多々あり、孤立感、負担感が大きい。今後、市町村の相談体制の拡充をお願いしたい。

- 市町村職員のレベルアップ
- 市町村担当課の体制強化、意識改革、相談体制の充実など
- 支援体制が充分にとれていない町村が多い。
- 児相が困難ケースに対応する分、市区町村の力を高め、軽度の虐待非行相談等受けられるようすべき。
- 地区地域の専門性の強化
- 要対協ができたことでもかなり市町村の児相業務に対する理解は深まっている。だが、市町間の温度差は激しく、協議会が充分に機能しないため、ケース対応が児相に丸投げとなっている事例も散見される。

市町村との役割分担必要(7)

- 市町村等関係機関との連携と役割分担は非常に重要である。
- 本所については、虐待対応の専任福祉司とそれ以外で、大まかに分かれている。虐待対応福祉司ではない分、その相談内容については対象者により身近な地域(市町村レベル)が行う方が効果的であると感じる事が多い。緊急、強制高度な対応は児相、それ以外は、子育て支援として、身近な行政サービスとみなし、地域活力の向上なども含め、総合的、横断的な福祉の視点を持つべきと思う。
- 家庭児童相談室との役割区分が明確でない。特に、新規泣き声通告の初期対応などは家児相での対応で良いと感じる。
- 市町村との業務の分担などが不明確である事。
- 市町村との役割分担の不十分さ
- 市町村と児相の役割について、市町村の対応能力にバラツキがあるため、それを見極める必要があり、むずかしい。
- 市町や関係機関との連携を密にして、きめ細かい対応ができるようにすることが今後の課題であると感じている。そのためにも、要保護児童対策地域協議会において、見守り体制の整備、役割分担を明確にする必要があると考える。

周囲からの強権的対応の期待(6)

- 関係機関、市民より、家庭への強力介入や職権保ゴなど求められることが多いが、実際にそれをする程までのケースではない(介入はするが)こともある。その場合、児相、担当ひはんになる為、児相のケースワークへの理解、協力が得られにくい。
- 関係機関からもっと専門機関として指導して欲しい、施設入所させて欲しいと訴える市町や学校と、保護者との間で責められることが多く、かと言って困難でなケース程、周りからの理解や協力が得られずつらい気持ちになります。
- 児相ができる事、できない事について、住民だけでなく、学校、警察も知識が少ない。
- 児相への期待が高いので、助言や介入など求められることは多いが、限界については理解してもらいにくい。
- 児童相談所への期待がふくらむ一方で、周囲は、児童相談所の一時保護を求める訴えが強い。安易に一時保護はできないので、その理解が得られず、児童相談所へのバッシングにつながる。
- 相談所の権限弱いわりに、求められるものは、高いので、無力感を感じる事が多い。

求められる役割の増加(5)

- これまで、面接技法、カウンセリング、心理療法等、対応能力向上の研修や実習は数多く、受けてきましたが、今の児童相談所で仕事をすると、それに加えて法的対応の学習と初期調査や、職権保護時に生ずる修羅場への対応能力向上も重要と考えます。私はその対策として、ボクシングジムや空手道場に通っています。
- どんどん要求水準が高く、仕事の精度も高いものが求められる。2年更新の28条ケースについても、親指導の内容が問われる。叩かない指導だけではなく、それについての個別指導の経過が求められ、入所してもそれで一息つくこともできない。
- 児相は、オールマイティーな相談体制を求められる一方、触法少年の家裁送致への対応、虐待ケースへの対応(立入調

査、臨検、28条申立など)などで、より専門的知識、技術を要する体制も求められている。

- 児童虐待件数増加に伴い、児童福祉司一人ひとりの担当ケースの増加や求められる専門性の高まり。
- 社会の行政の役割として求められていることが広範囲になっている。そして負担も重くなっている。

学校・教育委員会との役割分担必要(2)

- 児相の受けける相談内容が多岐に渡りすぎていて対応できない。非行、不登校は学校、教育委員会で対応してほしい。虐待だけで精一杯。
- 教員として配置され教育機関との連携が必になってきていると感じている。

他機関からの期待負担(2)

- 児相は専門機関といわれるのが負担。即解決してくれると思われる。新採用職員でも校長から専門とか言われ、苦しいです。何か免許もってるわけでもないのに。出来ないと言っはいけないプレッシャーをかんじます。
- 児童福祉司はあくまで、福祉の視点から、支援指導をおこなうのですが、世間では警察などと同等な期待をされている面もあり、世間の期待と実際の支援の間でジレンマがおきていると思います。

関係機関との連携調整困難(22)

- 関係機関の連携強化。
- 児相と関係機関で方針が一致しないことがある。関係機関の理解を得るため研修が必要と思う。
- 他機関の児相に対する理解が充分でないことが多く、連携に苦労する。
- 関係機関の認識(虐待)が欠落している。通告するけど、当方がしたことは、言わないで下さい。児相=虐待=保護のイメージが強く支援相談の話が伝わりにくい。虐待は、〇〇センターという名称にかえた方がいい。
- 一時保護や対応困難な保護者や理解のなかなか得られない学校等他機関とのやりとりで疲れ果ててしまうのが、正直つらくなる。
- 関係機関(市町村地域学校)の理解や知識が足りないためにケースワークに困難を生じることが多々あり、ケースとの直接の関わり以外の場で精神的に負担をかかしている職員が多いように感じる。
- 関係機関から強制的に行政処分を行えると誤解されており、連携が難しい。児童相談所の役割業務内容を十分理解されていない。
- 関係機関との協力体制
- 関係機関との協力連帯の取り方。関係機関の人材不足や共通問題としての認識がとれていない。
- 関係機関との調整。特に学校や保育園等との間で、一時保護または家庭引き取りさせる際に、当所の方針(当所の役割)に理解を得ることが難しい。「児相は強い権限がある」と思われているところがあり、他にケースの対応の場合でも中途半端な権限があるため保護者からの理解も得にくい。
- 関係機関との調整で時間かかる。
- 関係機関との役割分担や調整で困難さを感じることがしばしばあり、スムーズにケースワークができないことが課題であると感じている。
- 関係機関との連携
- 関係機関との連携のとり方について困難を感じる事が多い。当所の考え方を関係機関に理解してもらい、適切に対応してもらうまでに非常に労力を感じる。
- 関係機関のニーズの強さ。相互の職務上の限界が理解できていない。
- 児童の特性(知的、障害、ADHD)が虐待と絡んでいるケース。保護者が児童の障害を認めようとしないケース。などは関係機関が連絡してその世帯に対応しないとイケないのだが、うまくできない(打合せ場面の設定などにも時間がかかるなど、即応体制がとれない)対応ケースが同時多発する場合があります)
- 児童福祉司の業務には、別の存在目的を持つ他の機関との

調整も多い。しかし、児童福祉司はその専門性を担保するという理由から、他機関部門での従事経験が少ないため、他機関の事情への理解が低く、それが他の機関とのあつれきになることがあるが、当の我々児童福祉司がそれに気づいていないことが多い。と感じる。

- 手配、調整など児童保護者、関係機関などに行うには、かなり、時間と気を遣う。そんなことに労力を要して、肝心の支援（中身やそれにかかる準備それについてやす時間等）が十分でなくなってしまう。
- 所内所外との連携を図ることが難しい。
- 相談所の業務に対する関連機関の理解が充分でなく、連携がとりづらい。
- 他機関との連携
- 地域や関係機関の理解を得て協力体制を整えていく困難さを感じている。

他機関からの容易なケース移管(4)

- すべて関係機関よりあたりまえのように児相につないでくることの数の多さをつうかんしている。児相の役割において少し整理が必要と思う。今のままでは救える命が救われないことがくりかえし起こると思っている。
- また、区市等の関係機関との会議が多い割には各機関が縦割り担当を自律的にこなすと云うより、まだまだ児相に丸投げすることが多々ある。
- 他機関が安易に児相へつなげてくる（緊急対応は別）
- 地区関係者がケース対応に消極的となってしまう、児相への対応に任せざる傾向が窺えます。連携対応がしづらくなっている傾向があるような気がします。

会議頻度の増加による弊害(2)

- 同時にネット会議も、数年前は年2、3回が、今では、月2、3回に変わりつつあるのが現状です。
- 実務者会議や学校警察連絡会、自立支援協議会等の会議出席に伴う時間が結構多く、ゆっくりと、個別ケースを検討する時間がなく、後手になったり、その場しのぎの対応にならざるを得ない。

時間外勤務が日常(11)

- 超過勤務の前提も納得できない。
- キンム時間内に対応困難
- ケースワーカーは時間内で仕事を終えて帰ることはできず、どうしても記録も含め時間外勤務が増えている。
- どうしても子どもとの面接親の仕事の都合にあわせざるをえない状況が多く、超過勤務が多くなってしまう。午前中はアポイントがなくても、午後夕方～夜間は毎日アポが入ってしまう。
- ほぼ毎日残業しているが、残業手当もつかない。チーム制と言いつつ、結局個人の責任になる。
- また勤務時間外で対応を要するケースが大半である。
- 虐待対応課においてはケース数、夜間休日対応の負担感はもちろんのこと
- 業務時間が足りないため時間外勤務が日常となっている。
- 所内でも、地区担当の残業率が圧倒的に多く、長時間、又休日夜間等の超過勤務
- 日常相談業務、市町への指導助言に加え虐待の緊急対応があるという日々が時間外を含めて続いており疲弊し消耗し尽しています。

時間外勤務・休日出勤による精神的負担(11)

- ケースが動けば、休日、夜間も関係なく対応をせまられる場合が多い。
- サービス残業も多く、正当な労働と認められていないため、訴えられた際の不安もあるし、認められていないことで意欲も低下しがちである。
- 休日の勤務体制について、負担が大きい。常に緊張感をもっていないといけない。
- 休日、いつ緊急で呼び出されるかわからないので、落ちつけない。有休もとりにづらい。
- 休日出勤しなければ、事務処理ができず、休みがとれず、負

担が大きい。

- 休日夜間の対応体制がないため、いつ呼び出されるかわからないし、実際、用事があったて東京に行っていた時に飛行機のチケットを取りなおして帰ってきたこともあった。年中、気が休まらない。相当ストレスを感じる。
- 緊急時の対応のための、24時間、休日であってもケイタイとのにらみあい。
- 恒常的に時間外勤務や休日出勤をしているような状態で、気が休まることのないことに苦勞している。
- 残業が多く、休日対応もあるため、仕事に拘束される時間が長く、常に緊張を強いられる。
- 時間外や休日に対応せざるを得ず、負担が大きい。
- 夜間、休日の緊急対応で、精神的に疲へいしてしまう。

夜間休日の対応要員(11)

- 夜間、休日対応を含めて、人員の確保と専門職の採用が急務だと思えます。
- 休日、夜間の虐待通告で安全確認が必要な場合は、職員を呼び出して対応しているが、正式な待機態勢でないため、出勤可能な職員がいないことも懸念される。国レベルで、児童相談所に直営又は待機態勢を整えること等の児童相談所の体制整備や、平日のみならず休日、夜間の勤務の軽減を図ることが求められる。
- 現在は、夜間、休日にも適切かつ迅速な権限行使（一時保護）を求められており、職員配置を2倍にするなどの、整備が必要。
- 時間外、休日対応のあて方。
- 相談可能な時間が平日日中が中心となり、相談ニーズのある土日祝日や夕方～夜間の対応が難しい（緊急以外）。勤務形態の柔軟化などを検討。
- 夜間、休日の対応や保護者に対する法的措置等が少ないことに疑問を感じている。
- 休日夜間の体制を整えてくれないと家族（特に子ども）がいる身では安心して働けない。精神的にきつい。
- また夜間休日緊急の対応を強いられ続けるなど、生活破壊と自己犠牲を前提に児相の仕事が成り立っている現状がある。
- 当所では、休日夜間等の緊急対応に係る非常勤職員がなし、電話対応（夜間等）だけでも、雇用していただければ、日頃の職員の負担も軽減されるのですが。
- 土日祝日夜間の勤務体制が不明確なため、ある一部の人の負担が集中している。

休日が休めない(10)

- 休暇が保障されないこと。
- 休日を休日として休めない現状。
- 心の健康を保つべき休日に Tel がかかってきたり、休まる暇がない。
- ストレスから解放されるはずの休日でも電話対応や呼び出しがあり、疲れる。
- 休日でも休んだ気がしない。
- 業務量多く、休暇もほとんどとれない。
- 児童相談所は、土、日、祝日いつでも臨戦態勢、休むひまない。
- 奉仕という形で3ヶ月に4～5回、土日の電話待機の当番がまわってくる。
- 毎日が緊急対応の連続で、夜間休日の出勤が当たり前の現状では、人間らしい生活を送ることができません。
- 夜間休日にも頻りに連絡がはいる精神的に解放される時間がありません。

24時間対応への職員不足(7)

- 24hの対応体制を求められているが職員体制が不十分である。
- 例えば24時間以内の対応を求めるなら、日勤ベースの事務職扱いの環境ではなく、勤務形態から見直してほしい。
- 24時間対応をうたうなら、勤務体制も整備すべき。時間外の対応は負担。
- 24時間365日体制していることになっているが、人の配置予

算はそれに応じたものになっていない。

- 24時間365日体制について、体制(夜間休日対応)について、業務体制が整備されていない事への不満がある。
- 緊急時の対応が出来ていないにも関わらず、24時間ルールがある。
- 虐待通告への対応が中心となり、48時間ルールや安否確認が急務となっています。地区担当CWの負担は当然ですが、現状では安否確認後の相談業務体制に結びついていないため、あるべき対人援助につながっていきません。

労働条件が無視されている(3)

- もうひとつの問題は、いくら素晴らしいことを言っても、それを遂行する労働者の労働条件が無視されていること。知的障害児の生活を支援していくのに、働く人自身がスーパーマンのように、働き競争させられていては、何をか言わんやである。
- 時間外労働もですが24時間の緊急体制も働き方はほんの状況です。児童福祉のプロとしてCWができるよう最低限の生活保障をしてもらいたいです。熱意だけではどうにもできません。バーンアウトしないで済むシステムをつくって下さい。
- ケースの対応にあたっている。朝8:30勤務であるが、8時すぎには課では席について、又、保護所に一時保護をしている子にあいさつをしている。夕方は、家庭訪問や面接。保護している子があばれたりして、また無断外出することもあり、そこにいる職員が捜すことがある。毎日がハプニングが起こっている。夜の対応もあり、課では20時すぎも全員そろっていることが多い。

身の危険を感じる(11)

- 身の安全を守れないと感じることが多々ある。
- ケースワーカーの身の安全を確保する方策が必要と思われる。
- 何よりも、虐待ケースの親と、はじめは対立を必ずするので、その心理的負担や、身の危険性が大きいこと、これが一番の悩みです。
- 休日、自分の子どもをつれて歩くことに危険を感じる。
- 強制分難を行う際のCWに対するリスクを考えた対応が見い出せない。
- 児童相談所の権限が大きくなっているが、その分児童福祉司が危険な場面に会出うことが多くなっている。しかし、児童福祉司を守る体制が充分でないような気がしている。
- 守られなさ、よるべのなさ。
- 常にキケンと隣合わせ
- 身の安全が確保されないなかで介入することに恐怖を感じている。
- 身体的、心理的な暴力から福祉司を守る、制度を整えていく必要があると思う。児童の権利を守ると共に、福祉司の人権も守るべきだと考える。
- 訪問を拒否されたり、保護者や同居人からの暴言、脅迫、恫喝、包丁を振り回したり金属バットを持っていたりする家族など、「丸腰」の身の危険を感じながら対応している状況である。

時間外手当のなさ(4)

- 時間外手当でもほとんど出ないため、自分のやっていることが何なのか、時々不明になる。相談が次々とあり、終わりがなく、予算も確保されておらず、様々な制約があり、負担。
- 記録業務等事務業務が超過勤務として認められていない等、賃金が保障されていない。
- 時間外勤務の補償がない、限られた予算の中でのやりくりなど、児童の最善の利益には程遠い現状がある。
- 残業代もでない状況で、家庭よりも仕事を優先しなければいけないのはおかしい。

賃金の改定(3)

- 賃金を一般事務の体系ではなく、特殊業務として扱ってほしい。
- 児童福祉司の多忙さが所内の多職と比しても際立っているため、給与面等厚い処遇が必要である。ボランティア精神だけ

ではやって行けない。

- せめて、給与をあげて欲しい。

公用車の不足(3)

- 人員、公用車、時間が恒常的に足りません。
- 児童福祉司の専門性云々を言うよりも、まず、人数不足や公用車の配置がないことでの行務困難解消が先決のように感じています。
- ケースワークに出る時に車(公用車)が足りない。少ない上にエアコンが効かない、エンジンが止まってしまう等ひどい車ばかり。

予算面の不足(2)

- 事務用品や時間外勤務の残業代等、予算面で足りない。
- ハードへの投資だけでなく、ソフト面にも予算が必要。

個人の携帯電話使用(1)

- 個人のケータイを利用せざるをえない環境。

人材育成の困難(17)

- 人材の育成が困難(慣れた頃に人事異動)。業務のマニュアル作成を上司に訴えたが、上司自身多忙で、無理との返答だった。新任職員は業務がまるで解体新書の翻訳。
- 専門職員の育成
- 人事の関係で児童福祉司として初めて児童相談所に勤務する人が多いが、十分な研修の時間がとれないままにすぐケース対応しなければならぬ状況になっている。じっくり養成する余裕がない。
- また児童福祉司は児童福祉に対する幅広い知識や経験が必要であると感じておりますが、自身を鑑みると、まだまだ不十分な点も多く、人材育成が難しいという点も課題に挙げられると思います。
- 育成システムもなく、国の基準も改善されず、専門性は維持困難です。
- 経験年数の少ない児童福祉司の教育体制が整っていない。
- 採用の段階から児童福祉司の人材育成を考慮すべき
- 児童福祉司の育成にはOJTも重要だと思うが、十分に時間をとれない。
- 自らすすんで、尻相へ来る(異動してくる)職員がいない、専門性が欠如し、一から指導しなければならない。
- 新人の福祉司を育てる体制ができていないと感じる。
- 新人を教育するための、時間的、人的な余裕がなく、新人でもすぐ主担当になることに戸惑いを感じる。
- 新任の福祉司を育てる研修システムがなく、前任の異動や退職によって引継ぎも十分になく、手探りで対応させられること。
- 人材育成が課題(OJT、研修、採用計画等)
- 人材育成が充分にできない。
- 人材育成の観点から、面接の技法や幅広い知識も身につける機会が少ない。
- 専門性を高めるための育成システムが必要。
- 土日の待機(通告の)等、数字にあがらない業務もあり、なかなかハードな職場なので、職員の入れ替わりもあり、ノウハウの蓄積もむずかしい。

異動の多さ(12)

- 人事異動や地区の変更があり、安定した継続的な支援が行いにくい。
- 専門性機関と言われながらも、県全体な意識は薄く、例年全く違った分野の職員の出入り有。それが長期間育成されれば人材育成にもつながるが、少しでも不適応等ある場合は1~2年で異動有。ケースとの信頼関係が構築できず。
- 中堅が転動してしまうため、教える側に余裕がない。
- 2~3年の異動では業務が深まらない
- 過去に尻相を経験した者、福祉を経験した者を簡単に児童福祉司に任用している傾向があり、数年で解任され、専門性が蓄積されにくい。
- 過去何年もはじめて児童福祉司となった人、はじめてスーパーバイズをする人がくり返し異動で配置され、発見されながら問題点の整理ができず、虐待相談なのに性格行動、不登校

相談に区分され介入的支援が行われていなかったものがあった。

- 行政職だと3~4年で異動してしまい、また児童相談所への異動希望者もいないことから経験の少ない職員が異動されている
- 最近、児童福祉司の経験年数が短くなってきている。
- 資格の有無にかかわらず、専門職として援助、介入できる技術を身につけるのは、短期間ではできない。また、適性もあり、児童福祉司を育成していくことが難しい。
- 児童福祉司として、長く勤めることが少なく、2~3年で転職してしまうのが現状で、市町村の後方支援といったことも難しい。
- 数年おきに異動のある児童福祉司が、十数年以上培われている地域のやり方を理解するのに時間はかかる。
- 大変やりがいのある仕事であり、長期に福祉司でいられるなら年々スキルを積み上げたいと思うが、通常3年で異動することから、積み上げは困難である。希望する者には長期の在籍が可能となって欲しい。

自身の配属適正に対する課題(8)

- 新規採用されすぐに児相に配属になり、「若くみられること、若いこと」が業務に支障をきたす。年齢の配慮は必要か。
- 保健師として長く保健所勤務をしてきたが、いきなり専門外の福祉部門に配置されたことで業務についていけずで手一杯。保健師の配置理由も不明確である。
- 自分の性格が情にもろいため対象者と泣いたり笑ったりして仕事をしてしまっている。ダメだと思っても、自分の感情をコントロールできない→私は司に不向きです!
- 本来この業務に向いていない。希望もしていない。無理やり配置されました。
- 本当に児相で働きたい職員を配置すべきで、たまたま1度異動になっただけで専門性を言われるのが辛い。人事を恨みたくなる。
- 今年度より児童福祉司として児童相談所勤務となったが、20年間以上、高校の体育教員として仕事してきた私にとっては、児童福祉に関する知識や経験もない状態でのケース対応には非常に苦労している。また上司や同僚職員に多大な迷惑を掛けることとなっている。児童虐待が増加するなかで専門性も求められているため、できればこのような人事が行われなようにしていただきたいと思っている。
- つくづく向いていない仕事をしていることが最大の課題かもしれない
- 事務職として採用され、畑がいの職場で意欲がわからない。

人事マネジメントの問題(4)

- 人事マネジメントの問題(人事異動、異動に伴う人材育成の視点、昇任管理)
- 5年程度の人事異動も考えてやらないといけないがかわりの福祉司も即戦力になるとは考えられず苦慮しているところである
- なり手も少なく、数年で異動してしまうなど組織的な課題もあります。
- 児童福祉司として必要な知識、技術を持つことなく、配属される人事の現状に不安不満を感じる。
- 人を増やすことや、育休者の代替に常勤者が対応できるような人事上の手当がないと、人を消耗するだけの仕事になってしまう。人事担当部署に危機感は伝わっていない。
- 専門性といながら専門知識を持っていても、雇用され続けることに支障があるため、業務の遂行上も支障となる場合がある(モチベーションの問題)。
- 人事異動で適切な人員配置がなされていないよう感じる。

技術を引き継げない(4)

- 技術継承する体制がとれていない。
- 経験技術が積み重なっていかなくなる。
- 一般職から転職で初めて児童福祉司としての業務に携わる場合、スキルも経験もない状態で、相談に対応しなければならない。
- 過去に児相を経験した者、福祉を経験した者を簡単に児童福

祉司に任用している傾向があり、数年で解任され、専門性が蓄積されにくい。

経験の少ない職員が多い(15)

- CWが単純に増えても新任者だらけ。
- これまで福祉専門職としてきちんと採用しておらずここ2~3年前あたりからやっとその専門性に配慮されるようになってきたが、人は急には育たず、若い新採職員の割合が高くなっている。
- ベテラン職員が退職し若手職員ばかり増加していく事
- また若い福祉司、経験年数の少ない福祉司が多く、スキルの伝承がほとんどされない状態になっており、みんなが手探りで仕事をしているため、精神的な負担や不安も大きいと思います。
- 経験が浅い状態で困難事例に当たらざるをえないことも多く、充実した人員配置が望ましいのではないかと。
- 経験が浅い福祉司が多い。
- 経験年数が1~5年以内の職員が多く、皆疲弊しており、対応に苦慮している。
- 経験年数が少ない職員の割合が高く、その意味でも所全体の仕事の流れがスムーズにいかない状況。
- 職員の年齢が若くなってきているので、経験不足から十分な対応が出来ているか不安。
- 職場全体が若く(自分も含め)、組織として機能が上手く生かされていない気がする。
- 政令市になったことに伴い、新設された児相(〇年め)であり、経験の少ない職員が多く、業務遂行が難しい状況と感じる。
- 団塊世代の大量退職、新人職員の大量採用によって経験を蓄せざるを得ないのが課題だと思います。
- 団塊の世代の定年退職により、中高年層の児童福祉司が慢性的に少なく、30才未満の20代の女性福祉司の割合が圧倒的に高いことが課題。
- 毎年異動があり、経験の浅いC.W.が多い中、適切なSVが受けられない環境では、C.W.を続けたいという人材が育つ前にC.W.がつぶれてしまうと感じます。
- 毎年少しずつ職員を増やしているが、若い職員が多く、1人前に仕事のできるまでには時間がかかるため、職員増の効果が表れにくい。

職員の構成に配慮必要(5)

- 福祉司の構成(年齢バランス経験年数バランス)
- さまざまな経験年数の職員でチームを組み、複数対応することで、経験の浅いCWもスキルアップを図りやすくなる。しかし現状では虐待以外の種別での複数対応は困難。
- 当所は4名のケースワーカーが配置され、2名は勤務2年目、2名は1年目であり、自分自身1年目で社会福祉領域の現場初めてである。業務を遂行するにあたり、人員配置として勤務経験年数等の配慮が必要であると感じる。
- 職員の配置について、検討してもらいたい。
- 職員構成にも、心理職、事務職、教員が大半を占め、児童福祉専門職はわずか1名であり、業務に当たるメンバーの苦勞はとても大きい。

経験積むことが必要(5)

- 専門知識があることは必須ですが、スーパーバイザーと共にケースや市町村支援にあたり、経験をつむことが最も重要であると考えます。
- あまり仕事を経験という言葉で判断したくないが、児童福祉司の仕事は、経験が不可欠と感じている。今年で児童福祉司4年目となるが、最近になって、やっと適切な支援ができるようになったと感じている。専門機関であることからしても、専門職として採用し、長期に勤務することが望ましいと考える。
- 今年度から児童福祉司として採用され、日々とまどいを感じています。業務を遂行する上で「経験」がものをいうところが大きいと感じています。
- 人に対応する業務であるため経験非常に大切。
- 知識と経験の積み重ねが本来必要ですが、それが不足している場合にどのように業務遂行してゆくべきか。

施設職員の経験が積みにくい(1)

- CWは措置される側(児童施設職員)を経験しておくことも大事だが公共施設が減り措置する側しか経験できておらず、相互理解が深まりにくい。

保護者指導の権限が弱い(13)

- 保護者の指導に強制力が低い。
- 虐待以外のケースでは児童相談所の権限が何もない。保護者の考え方が偏っているが、虐待とまで言えない場合、保護者の考え方を容れさせる事が難しい。虐待対応以外でも、児童相談所の調査指導権限を強化して欲しい。
- 保護者が支援のベースになるまでのある程度の強制力(初期介入時も含め)がない。
- 保護者の対応も難しく、児相の今の権限ではたうちできない。
- 保護者指導の法的枠組が弱い。地域における上記の指導のための社会資源がなく、児相に負担が一点集中している。
- 保護者を指導していく上で、権限が弱い。権限もなく、人的余裕もないのに件数だけが増えていくのは困る。
- 指導に従わない面接拒否に保護者がいるなかで、職員の権限を強化してほしいと思う。
- 児童虐待の加害者である保護者に罰則がないこと。
- 児童相談所との契約に違反しても特に罰則等がなく、指導に従ってもらいづらいこと。
- 保護者指導のための法的権限とそれを実行性のあるものとする法的な後ろだて(罰則規定等)が今一つはつきりせず対応に困難を感じる人が多い。
- 児相の指導に従えない(積極的拒絶)保護者への権限が非常に弱い。
- 虐待親に対する、強制権限に係る法整備※現行犯へのスピーディーな対応のため
- 親は強制的に指導を受けられるようになれば良い。

保護者指導のプログラム必要(7)

- 援助メニューのえしさ。
- 家族再統合の手段方法が不十分
- 児童福祉司の保護者指導には限界がある(原理的に、人にある行為を強要することは難しい)。体制の整備及び、保護者指導プログラムの実施体制(心理系の職員の補充)の強化は急務。
- 親に支援が必要なケースが多く、受けられるサービスも十分ではない。
- 親子支援担当と有効活用してもらいたい。
- 保母指導等、在宅指導に関する内容の薄さ(弱さ)
- 保護者指導の具体的な手立てが少ない。

家族再統合の課題(5)

- 分離後の再統合
- 虐待の被害者が不利益を被る(加害者が家にいて、被害者が一時保護所等の入所となる)。
- 虐待で親子分離したケースの関係修復に向けた支援。特に保護者が精神病により治療中又は中止、あるいは病識がない場合の対処方法が困難。
- ギャクタイケースの家族再統合に向けた支援
- 介入するはいいが、分離後、再統合までのプログラムが少ない。

業務手いっぱい再統合まで手が回らず(5)

- 児童福祉司の業務はやれば切りがないので、どこかで線を引いて、優先順位をつけながら業務を遂行していくしかないと思うが、業務量の多さから在宅ケースだけで手いっぱい、なかなか家族再統合に向けた支援等施設入所児に対する支援まで手が回らない。
- 地区担当CWが忙しすぎ、家族支援まで手が回らない人がいる。
- 緊急度の高いケースを中心に考えると、家族再統合や市町支援にじっくり取り組めないこと(本当は大切なのに…)。

- 同時に複数のケースを担当しているため、緊急対応が必要なケースを優先し、入所措置後長期化しているケースの家庭調整になかなか時間がかからない状態。その結果、分離した状態で互いに安定してしまい、再統合が進まないケースが多い。
- 家族再統合も滞っている状況である。

家族再統合の課題(3)

- 分離後の再統合
- ギャクタイケースの家族再統合に向けた支援
- 介入するはいいが、分離後、再統合までのプログラムが少ない。

治療的環境がない(2)

- 保護者や児童に対する治療的環境がない。
- 治療の機能の充実を図ることはもちろん必要なのですが、

在宅支援の強化(2)

- 在宅支援のための関係機関の強さと支援(要保護児童の受け皿に余裕がなくなってきたことと、保護者としての責任を持たせることの必要性のため)
- 在宅指導ケースについても不安定な家庭も多く勤務時間外のストレスも多い。

サービスを拒否する親への介入課題(1)

- 保護者が意図的ではなく、能力的な原因で結果ネグレクト状態になっている世帯で、さらに行政サービスについて拒否的な場合、どのように介入していったらよいか行き詰まる事が多い。

課題のある保護者への対応困難(26)

- 対応が困難な保護者に対する支援について、職場や人員によっても、対応できる範囲も変わってきってしまうと思う。
- 問題の多い(人格的能力的等)保護者が以前に比べて多くなっているように感じる。
- 職権保護や28条での措置入所の場合、保護者との対応で対立。接点のみい出せない。
- 外国人が多く住む地域の特徴があり、言語面(通訳を準備しなければいけない)や文化宗教的な問題から保護者に対し、指導が難しくなっている。
- 理解不十分な保護者への対応について
- 特に、保護者への対応には、精神的な負担が大きい。
- 保護者対応が多い部署で精神的にも辛い。
- 威圧的だったり、長期間の関わりを要する等対応困難な保護者との接触などで疲弊している現状がある。
- 保護者への指導対応において、大人の心理学精神医学の理解や援助スキルの必要性を感じている。
- 特に、保護者への対応には、精神的な負担が大きい。
- 保護者対応。
- 虐待を認めない保護者、パーソナリティ障害の保護者等の対応に、非常に負担を感じます。
- 普通のコミュニケーションができない親との対立等精神的負担が大きい。
- 保護者からの心理的な圧力を感じる。
- また、保護者からの精神的な圧力が強く、病的な所から、指導にのらぬので非常に苦勞する。
- こうあつ的な保護者の対応
- 保護者に精神的問題、人格的偏りのあるケースがほとんどで対応に日々苦慮している。
- 保護者と対立する場年、精神疾患や人格障害を持つ保護者に対する場面では、精神的な負担が特に大きい。
- 虐待ケースにおける親からの暴言や威圧的態度に精神的に追い込まれ、トラウマとなってしまうこと。
- 暴言を浴びせられたり、指導指示が入らない保護者への対応で、心身が疲れる。心が折れそうになる。
- 暴力的な親への指導が困難。
- 保護者に罵倒されたり、大声でせまられたりと、精神的に負担だ。
- 対応困難な保母者に対してのバックアップ体制が不十分。

- 暴力団関係者や精神障害者と接するため、恐ろしいことがある。
- 様々な課題(精神疾患や薬物問題、偏った考え方など)を持つ保護者との関係づくり。
- 難しい保護者への対応についても同様に感じる。

親権の壁(3)

- 実親の親権の前に、施設や里親が必要な支援ができない場面がある。
- 親権を持つ保護者の権限が強すぎる。
- 子どもの人権より、親権の方が上の状況は変えなければならぬ。

虐待した親への罰則強化(2)

- 児童虐待の児童福祉法違反あるいは障害罪の適用(こどもは自分で窮状を訴えられない)etc.
- 養育放棄の保護者に対する罰則が欲しい。

保護者指導への司法介入必要(2)

- 諸外国のように、虐待である場合、司法の判断で保護者に再統合等のプログラムに参加するよう促すことが必要と感じる。
- 虐待ケースで保護者への働きかけを行う上では、今のまま児相が保ご、その後のケアも全て担うのは限界があり、司法制度が関与してプログラム受講を義務づけるなど変わっていかないと児童福祉司はやり切れな気がします。

保護者からのクレーム(2)

- 通告を受けた保護者から、傷つけられた名誉を訴える先はどこなのかと尋ねられることが数回続いています。通告を啓発する国の動きと共に、このような訴えも増えるのではと思います。訴えるまで言わずとも、クレームを受ける機関の必要性を感じます。
- 特に児童福祉司と職名はついていますが、8、9割方は保護の対応に負われ、虐待ケースでは保護者と対立する構図となり、当然クレーム等も多く対応に苦慮している。

不服申し立てに対する負担(1)

- 一時保ごへの不服申し立て等に弁護士を依頼する保ご者が増加。対応に気をを使う。

スーパーバイズ機能の課題(20)

- SV機能が不十分である
- スーパーバイザーが機能していないために苦勞することも多い。
- スーパーバイザーの力がない人がなってしまうと、若い福祉司さんたちがかわいそうと一緒に勉強している状況ですなさない。
- スーパーバイザーも、専門性が高いというより自己流で固まっている人が多く、上司がかかるたびにふりまわされる。
- スーパーバイザーも足りない。
- スーパーバイザーを増やすことで個々の福祉司の抱え込みをなくすことにより精神的なフォローにつなげる。
- スーパーバイズを受けたり、
- スーパーバイズを受けるために、時間をあわせることが重要なこともあり、多忙感が解消されることは現実的に難しいと思う。
- スーパーバイズ機能が弱い
- スーパーバイズ体制が整っていればCWは安心して業務にあたれる。
- また、ケースとの関わりから、自分自身の未解決の課題から、精神的なバランスを取ることが難しくなることもあり、そこまで踏み込んだスーパーバイズを受ける余裕も必要と感じる。
- また、スーパーバイザーがいないのが不満。
- また、業務について指導を受けたくても、周りの職員も忙しく、不在のときもあるため、十分な自信を持たず、不安やとまどいを感じながら、保護者、児童対応になってしまう。
- 各所にスーパーバイザーが複数しかも専門特化させる必要がある。

- 兼務のため、スーパーバイザーとしての業務に困難をきたしている。
- 攻撃の対象になることが多く、職員のケアを充実すべき。→SV、研修、福利厚生など
- 児童虐待対応チームの職員(係長)として仕事をしていますが、児童福祉分野での経験がなく、立場的にはスーパーバイザーの役割を果たすべきところですが、全くできていません。
- 児童福祉司について現在、OJTで仕事と研修など同時併行にて育成していますが、それではケースを持つトレーナーもSVとして中途半端です。SVが他の仕事やケースをもたず(緊急対応当番、区の後方支援、各種プロジェクト等)にOJTできない状況では、育成がむずかしい面があります。
- 児童福祉司を支援するSVによって児童福祉司の負担感がかわってくるし、ケースの進行もスムーズになる。SVの資質向上が不可欠と考えます。
- 自分の抱えるケースに関して、相談できる環境が整っていない。所内でケースカンファレンス定例化や、スーパーバイザーの確立化をして欲しい。忙しさを理由に、相談したいことを相談できていない。

チームワークの課題(13)

- 所内のチームワークが大切とは思いますが、なかなかうまくいっていない。(業務外の職員間の感情に気がつかっている。)
- 組織としても細分化され、所内の連携も考えながらのケースワークはチーム対応を要するケースに苦慮しています。
- 仕事も時間内にキロクも含め終わらないのは能力的な問題だという管理職の姿勢自体が問題である。
- 比較的小規模な児相のため、情報の共有化は図りやすい。
- また、組織の中では底辺の部分の仕事となり、児童福祉のため…?と、疑問に思う仕事も多いと感じる。(何でも屋という感じ)
- 仕事の大変さもこの仕事のつらさにつながっていますが、今の私は職場での雰囲気悪さにならまいっています。上司は多分自分たちは悪いと思っていないでしょうが安心して働ける管理職の下で働きたいです。近くにいる上司が私達の大変さに理解がない!!!
- 地区担当ワーカーが孤立しないよう、チームプレイが大切である。
- 同僚や上司から、つぶされてしまうようなことがない職場であってほしい。
- 理解のない上司にムダな仕事と言われ、残業代を削られる。上司となる人の育成にも力を入れてほしい。
- 上司から「そんなに首をつっこむな」と言われる。他のケースに影響が出るから(時間がなくなる等)。
- 上司の指示との間で板挟みになることがよくある
- 幸いにして、当所は専門職ばかりであり、上司、同僚ともに現場の考え方や苦勞に理解があるため、前向きに業務にとり組んでいるが、そのような環境でなければ、潰れていたのでは?と感じることもある
- 所内の仕事役割分担がスムーズでなく、そのストレスもあり。

専門性の低いチーム(2)

- 全職員集まる会でも、専門性の低い人間の集まりだと、声の大きい人の意見や表面的な物の見方に流れがち。所長によっては、保身のために、とりあえずできることを全部やっつけ!という人もおり、全体のバランスを考えていない。やたらと「大丈夫か?」というばくぜんとした質問ばかりで、具体的アドバイスがない。
- 児童福祉司、管理職(児童福祉係長、所長)の立場にある人たちの専門性が高くない場合があり、そのことがケースワークに悪影響を与えるときがある。判断が遅かったり、不適切な対応が生じてしまう。

ケースごとの進行管理(1)

- 徹底的なケースごとの進行管理である。

SVで結論出ず判断迷う(1)

- 困ったときに相談しても、これといった結論が出ず、判断に迷うこともある。

周囲からのフォローが重要(7)

- 周囲のフォローが少ない。
- 業務内容が、一定の方法論や枠にはまりにくいものだと思います。その場その場の対応を積み重ねていくしかないことも多い。だからこそ、児相内での組織体制や、職員どうしてフォローしあう工夫が必要で、各児相での具体的な取り組みを開示して、学び合っていけたらいいと思っています。
- 事件性の虐待が増えており、福祉だけでは対応しきれない。子どもを守りたい、親を少しでも変えたいと一人一人の児童福祉司が強い気持ちをもつ中、児童福祉司を支える存在が必要となる。
- 児童福祉司1年目ですが、ケースの多さと職場の支援体制のなさに不安一杯で仕事しています。所によってずいぶん違うのでしょうか。「人材を育てる」という気持ちがある所とない所では司としての仕事にやりがいを感じたりする度合いもかなり異なる気がします。
- 職場が支え合いの場であるかどうかで職員が燃えつきるかどうかに影響すると思う。
- 児童の福祉を考え、責任を持ってケースワークをしている。でもだれにも守られていない。孤独も感じる。
- 地区担当であるが、他のCWとの協働が難しく、自分の業務は周囲には分からず他のCWの業務もどの程度の忙しさか、など分からないし、ヘルプを得にくい、行きにくい。孤独感がある。

所内の役割分担(7)

- 虐待対応課と地域相談課の役割分担に検討が必要。
- 援助指針の作成等、施設入所専属の対応者が必要と考える。
- 業務の分担等
- 役割分担の必要性(介入と支援。ケースワークとカウンセリング。)
- 子対応、親対応は分けるべき。
- 心理職の意識が低く、判定のみしていればよいと考えるようなところがあって、障害児の保ご者が対応に困って手を挙げると「虐待だ」と相談課に丸投げしてしまうところがあるので困っている。
- 従来の来談者中心相談対応とは別に、介入型援助は別組織体制が必要と思われ、現行体制はいずれ近いうちに見直しがせまられると思っています。

複数対応希望(5)

- 児童福祉司心理司の増員がもっと進み、複数対応(チーム対応)が出来ればもっと面接回数を増やしたりして、ケースにとり組む事ができると思う。
- 一の地区を2人体制で担当する。
- 経験がなくても基本的に一人で相談業務にも市町村支援にも対応しなければいけないので、いくらスーパーバイズを受けることができるといっても限界がある。もっと人数を増やし経験をつむまでは複数(ベテランと新人)で対応すべきだと思う。
- 複数で対応できるような体制にしてほしい
- 1人で担当する負担の軽減のため、警察のような複数対応できる体制を望みます。

分業の弊害(2)

- 担当ケース数が増えたことで増員、分業の傾向であるが、班を増やして役割を分けてしまうと、福祉司としてやるべきケースの流れ、役割を人にまかせてしまうことになり、質としては低下するのではないかと思う。色んなケース、色んな対応支援方法を身につけていくためには、一つのケースをなるべく自分でこなすことも必要ではと思う。
- 私は虐待対応係ですが、養護、非行、育成それぞれ係によってわかれています。しかし、最近ではその境界が難しくどの係が担当するかわからなくなることがよくあります。

所全体での対応必要(2)

- ケースの数が増えればそれだけ動きも多くなるのは当然である。ソツなくこなすなどと考えるのはムダであり、福祉司自身

の健康管理、及び職場における危機管理体制を充実させ、所全体でケースに対応していく構えを形成していく必要があると思います。

- 児童相談所の組織力の向上が必要と日々痛感しています。

種別担当制の希望(1)

- 非行、虐待、障害、その他等に相談を分け、それぞれに福祉司、心理司の専門のチームを作り、相談種別ごとに対応する形での組織編成が望ましいと考えている。

ケースワークのマニュアル化必要(3)

- 明確なマニュアルがあるわけでもなく、有効なツールもない中でのケースワークは、不安と緊張の連続で、さらに、成果が見えない業務でもあるため、モチベーションの維持すら困難
- ケースワークのマニュアル化がない。(ケースバイケースだと思うが、事例検討に根拠法も含めた説明が欲しい。担当ワーカーが一人から考えると、精神的にも時間的にも負担がかかる。)
- ケース対応は経験してつみあげていくしかないため、わからないことが多く、仕事の負担が大きい。マニュアルがほしい。

アセスメントの課題(2)

- また、ケースの見立てに関しても、一定の見立てが必要であるが、情報不足等のため、類推していることも少なくなく、見立てにしばられることで、適切な支援をできていないこともあると感じる。
- ケースによって、違いがあれば、スムーズな動きが、できないこともある。第1に子供にリスクがともわないように、ケースを見立てる必要がある。虐待など子供が、スルーしていかないように、していきたいと思う。

対応の良し悪しが分からない(1)

- ケースごとに対応の仕方がそれぞれ異なり、どう対応するのがベストであるのか悩むことが多い。

担当地区による負担の差(2)

- 負担感は大きく、地域によっても様々な差があります。
- 地域差が大きい。

業務の個人差(2)

- 各個人に業務の差があり、担当地区の件数が増えても自己で処理せざる状況も多い。
- 虐待をメインに対応せざるを得ない地区の担当と、来所意志のあるクライアントの対応をする相談担当では、福祉司として求められる力が異なる。

社会的養護の不足(42)

- 16歳~18歳の子の相談に対応できる施設がない
- ハード(一時保ゴ所、情短施設)の不十分さ
- 一時保ゴ所や施設が常に満員で迅速な対応が難しい。
- 一時保護や児童養護などの施設のキャパが(里親を含め)時代に対応できておらず少ない。情短のニーズは特に。
- 一時保護や入院が必要な時の施設職員の不足
- 一時保護所の機能充実が必要。(配置職員数、受入児童数)
- 一時保護所の充実
- 一時保護所の不足(非行専門の対応の必要)
- 一時保護所や施設などの社会資源が乏しく、ケースワークに支障がある。
- 一時保護所や児童養護施設の空きが常になく、保護が困難。限界を感じる。
- 一時保護所及び児童福祉施設の満員のため、ケースワークが思うようにできない。
- 援助方針として一時保護や施設入所を利用したくても、定員の都合で方針を変えざるを得ない(入所定員空きがない)
- 活用できる資源(施設等)が限られている
- 義務教育終了後の児童の支援に困難を感じる。幼少期から、社会的養護でしっかり育てても仕上げの時期に支援等がない状況では、本来の目的達成とは言えず、子ども達も幸せにない

れないと思います。

- 虐待対応が必要と言われるが、保護所、施設が不足している
- 業務上と言えるかどうか分かりませんが、新しい施設設備(心安らぐ保護所、ユニバーサルデザインを児童福祉施設にも！)
- 業務遂行に不可欠の一時保護所の機能強化。
- 子どもの安全、生活を確保する施設(保育所もそうだが、児童養護施設も)の拡充、
- 子どもを保ごすればよいだけでなく、一時保ご所、施設などその後の対応する環境の整備も重要である。
- 施設、一保の受皿の不足。
- 施設が少ない当県は、在宅指導によるところが多く、苦慮している。
- 施設の最低基準を見直し、子供の権利を保障してほしい。
- 施設の充実(小規模化、情短施設の増、自立支援ホームの増)
- 施設の充実(数よりも、ハード面ソフト面含む質の充実)もちろん数でもあるが。
- 施設や一時保護所に入りきらない、受けてくれないときの対応が困難。全体として人も保護する場所も足りない。
- 施設入所希望が多いが、施設が満員で入れない
- 資源が少なく、支援の限界を感じる(特に情短、自立援助ホームの必要性)。
- 児童相談所だけでなく、一時保ご所、施設入所の難しさ等受け入れる問題も大きいと思います。
- 児童福祉施設が少なく、緊急の時に対応しきれないことがしばしばある。特に障害児施設は入所に関し様々な条件を要求される事が多く、現実的に不可能である場合が多い。
- 児童福祉施設職員のスキルアップ
- 児童養護施設職員の処遇改善などは、急務だと感じます。
- 社会資源の乏しさ、特に、発達障害を抱えた児童の入所施設の足りなさに苦勞を強く感じる。
- 社会的資源の不足からくる業務量増。(一時保護所がいっぱいで子どもを預かれない。施設がいっぱいで子どもを預かりたくても預かれない。)
- 社会的養護の受け皿が貧しすぎる。学校教育への手当がさらにあれば、児相の業務内容もかわり、さらに必要性の高い人へ時間をさけると思う。
- 社会的養護資源である福祉施設が厳しい状況であり必要な児童の措置ができない
- 障害児の虐待ケースで、一時保護先や入所先やみつからず苦勞しています。また、施設入所中の知的障害児が母子通園施設で、早期療育ができず(制度的に)、地域の幼稚園にも、入国できないケースがありました。
- 障害児の施設、療育の場の不足により家族が疲れ切っている。ケースワーク以前の問題。発達の保証がされていない。
- 知的障害児(者)施設に希望してもなかなか入所できず、在宅生活を強いている状況にあるケースがあり、行政的対応が必要。
- 中卒後の社会資源がない。支援のノウハウが分からない。
- 中卒又は15才以上の児についての処遇の場がない。
- 非行を主とした事例について、受け入れ施設がないこと
- 分難支援をするのにも受け入れ先も一杯で、支援の方向性が見つからないものもある。施設の充実も課題と考える。

保護後の子どもへの対応(6)

- 児童についても、落ち着かない児童が多く、仮に施設入所となっても、児相の支援を求められることが増えている。
- 密に支援する子どもを1人でも多く又は、全ての子に50~60%の支援をいろいろなことで悩みつづける毎日ではある。
- ケースは生ものであり、例えば施設に?として終わるものではなく、その後の関わりの中で達成していくことが多い。児童福祉司としてケースを充分理解しCWすることが本業かもしれないが、施設や里親に委託しても、地域や保護者への接点など、児童福祉司の役割も大きいと感じている。
- もう少し多くの時間を児童に使いたい。
- 施設入所児童に対する支援について、理想と現実のギャップに苦しむ。施設入所児童の具体的な支援は地区担当CWが行うが、きめ細かい支援を必要としても現在のCWの忙しさではそれを求めることは酷と見える。

- 子どもを支える支援をしていくことがもつとできればと常に思っています。

一時保護の長期化(3)

- また、一時保ご期間が長くなることについて、福祉司の責任を問われることばかりで、(制度や体制の改善はされず)精神的な負担が大きい。
- 一時保護したとしても、在宅の場合、地域との調整、理解が進まなかったり、施設入所の方向であったとしても、施設の定員がいっぱいで話が進められず、一時保護期間の長期化を生み、それが児童の人権を侵害している。
- 一時保ごの長期化

保護後の課題(2)

- また、児童福祉分野にはあまりにもサービスが乏しく、施設入所措置しかできない現状にあるため、恒久的な財源を確保して、多様なサービスを創設することが必要と思う。そうでなければ虐待は解決できない。
- 一時保護所、児童福祉施設、児童精神科医療など、保護した後の体制があまりにも貧弱である。こうした問題を放置したまま虐待対応しろというのは無理である。

里親委託の強化が負担(1)

- 里親委託は、地区担当にとって施設委託と比べて、数段手数をかけることになり、地区担当数が変わらなければ、里親委託数は増え様がなく、それを強化しようとする施策には危険を感じる。

里親の拡充(1)

- 里親の充実

一時保護中の教育保障(1)

- 一時保護中の教育の保障が必要

社会資源のなさ(4)

- 社会資源の少なさ、劣悪さに尽きると思います。社会資源なしに相談体制のみに視点を置くのは、限界があると思います。
- 社会資源の確保
- 社会基盤もしっかりしていないため、児童の福祉を最善に考えられない援助方針になってしまうことがある。
- 援助のための社会資源が乏しく、適切な支援ができない。

養育環境の調整(1)

- 環境調整

隣接領域の充実必要(1)

- 隣接領域(生活福祉、障害福祉等)の体制の充実で、児童福祉司の負担軽減になると思うことが多い。

保育園の不足(1)

- 地域で保育園が不足している

マスコミのバッシング誤解(11)

- 最近重大な虐待事件がマスコミによって報道され虐待事件を扱ったマンガが少年週刊誌に掲載されるなど社会の耳目に触れることが多くなった。しかし、これが同時に児相バッシングになることが多くなったと感じている。一般には児相の権限でドアを壊して突入することができるかと誤解されているように思われる。児童福祉司に現行犯逮捕のような権限もない状況であることを理解してもらいたい。
- 何かおこるとすべて児相の責任にされる。我々も人間であり、完ぺきにできないのに、マスコミにたたかれ、そのことが業務を停滞させ、やる気をなくす。
- 「児童相談所」について、虐待対応のみクローズアップされており、ドラマ等でも役人的で冷淡なイメージがあるように感じる。もっと現場で苦悩しがんばっている児童福祉司が元気になるような、ドラマ作成などでイメージチェンジがはかれぬか。こ

のみまでは疲弊して若い福祉司が育たない。

- 児童相談所の機能役割について、正確に社会に伝えること。
- マスコミ等では、有資格の専門職が不足していることが死亡事例の原因の一つのように語られているが、重要なのは資格ではなく、虐待への専門的な態度知識そのものだと考える。
- 虐待などにより、報道で児童相談所の対応が取り上げられるたびに、精神的に嫌な気持ちになることがあります。結果だけを取り上げたり、マイナスの印象ばかり取り上げられることには違和感があります。
- 死亡事件など、対応の失敗、問題点にどうしても批判されることが多い仕事が、評価や応援をしてくれるマスコミ、世論がもう少しあれば、職員も疲労感も軽減されるのでは…と感じる。
- 児相のイメージが悪い。
- 児相職員の不足はもちろんだが、児相の基本的な認識が世間一般に対しても、正しいことをもっと広く知らせてほしいし、知らせるべきだ。マスコミは、もっとそのことを伝えてほしいし、結果的に死亡事例となったケースも、ただ児相を責めるだけではなく、根本的な問題として、まわりにその危険性をもった人が、いつばいいことを意識した報道を世間に伝えてほしいし、そうであるべきと思う。(成功事例も元気が出るし、参考となる。)
- 先日テレビ番組でニュースで児相について取り上げていたが、結論はとにかく通告すること、となり心的負担を感じた。
- 報道が何でも児相。

社会の問題(8)

- 貧困による生活不安から来ている問題が多い。境界性人格障害とか、発達障害とか、社会の許容範囲が狭くなって生きにくくなっている。根本的に国家の在り様を立て直していく必要があるのではないか。
- 仕事の内容を見ると弱者である子どもだけでなく高齢者、障害者にしわ寄せがいき、現代社会の縮図である、ファミリーサポートの公的機能を要する。
- 子どもを施設に入れるだけでは解決できない問題も多く、社会全体として子育てがしやすい政策が必要だと思う。
- 国も、マスコミも、大学も、全てがそういうレベルに達していない。自己決定感や有能感、交流感など感じながら成長していくのを援助するというのではなく、上から目線の援助。しかも、その手持ちの札は貧しい。
- 無縁社会がひきおこした問題の大きさを日々実感として感じている。(お年寄りだけでなく子どもへのしわ寄せも大きい。)
- 子どもを守る業務だけに、強力な体制づくりが絶対に必要と考える。
- 児童福祉法だけでは解決できないこと(貧困の問題)。
- また、虐待として対応すべき虐待の程度について、社会的コンセンサス(児相は結局は相談者とのニーズの関係で処遇を決めていくので、「やらない」という線引きは相談者との間では設定できるか、夜間放置、暴言などにどの程度指導していくか、は何か目安が欲しい)が欲しい。

誤報嫌がらせ通告(2)

- また通告を受け訪問した際に誤報と判明した時、その家族の心のケアの必要性を感じる。
- (アンケートの主旨に反するかもしれませんが)市民に通告することが周知され、通告が増えたが、匿名OKのため、近隣トラブルのような通告が多く、振り回されている感がある。虐待法の見直しがあるといいと思っている。

「虐待」という言葉の独り歩き(2)

- 虐待という言葉ばかりが先行し、ケースの中身をきちんと見れなくなっているような気がする。(発達障害についても同様)
- 虐待のワードが独り歩きしている傾向があり、

虐待予防が必要(4)

- 虐待対応でなく、虐待予防の施策が必要だと感じる。
- 子育て支援サービスや社会資源の充実を図り、まず、その段階で養育困難を解決していけば、重篤な状況に陥ることをある程度防げると思います。
- 事が起きてから動きださざるを得ないほど、予防的なかかわ

りが充分にできていません。

- 事件は、ことが起きてから対応するのは、大変なことで、予防ができるのであれば予防の対応から行いたい。しかし、現在の児童福祉ではそんな余裕はない。予防はできなくても、事件が起き、早期にしっかりと対応できる人員、体制が取れば今よりはるかに、児童にとっても良い結果がでると思う。

再生産の改善必要(3)

- 繰り返される虐待を改善すること。
- それだけたいへんな家族が増大し、負の再生産をとめられないむなしさをよく感じる。
- 虐待をゼロにするのは交通事故をゼロにするのと同じくらい難しい。というか、実現不可能なことだと思う。そして、それを使命として働かされるのは、辛い。

非行再発防止の課題(1)

- 非行の再発防止

政策動向への疑問(4)

- 国の児童虐待に対する体制について、迷走しているように思えてしかたがない。市町村が一義的窓口としながら、児相の全国共通ダイヤルをつくってみたり、通告先は児相へと広報してみたり…。
- 日本の、人を大切にしない施策には大きな憤りを感じています。一部の人間にすべてを担わせるのではなく、日本はどんな子どもたちを育てたいのか、明確なビジョンを持ち、それに沿った体制の充実を願います。
- 人数が少ないからふやす、ということではなく、他機関がうけおえる仕事もあるはずなので、トータルでみて、上の方の人たち(国とか県とか)がしくみをかえていってほしいと思う。
- より一層の児童福祉分野への重点整備を国に望む。他の福祉領域(老人障がい等)に比して、予算や施策について不十分。よって、例えば児童福祉司の質と量の問題や児童福祉施設の最低基準の考え方に基づく現状になっていると考える。

主管課の無理解(3)

- 市町村や教育機関の理解がすすみ、外部との連携はしやすくなったが、肝心の県主管課の理解が全くなく、時代と逆行するような方針を打ち出したり、負担を増大させたりする。たとえば、負担金認定事務や障害施設受給者証発行事務などの業務は主管課でするなど、人が増やせないというならば、それくらいのサポートはしてほしい。そうすれば、援助業務に集中できる。
- 人員が足りないのに、県は、人件費削減のため、人足削減を進めている。さらには、残業もさせない方向になっている。ただでさえ、厳しい業務なのに、後から足をひっぱられている感じで、意欲を失う感じすらある。
- ケースワークとかスーパービジョンとかの言葉が意味するレベルに達していない。問題なのは、業務遂行の責任者である。知事、主管課、??管理職にその問題意識がないということ。

児相運営について(2)

- 具体的には中核指定都市の原則児相設置(施設の設置も含む)
- 異なる自治体の児童相談所で2箇所働いたが、各自治体によって児童相談所の運営方針や(人員体制を含む)職員の意識がかなり異なることを感じている。」

児童相談所の社会的位置の確立必要(2)

- 業務としての確固たる位置が早急に求められると考える。
- 児童福祉司が誇りを持って生き生きと働ける職場になっていないと、良い方向での相談業務ができないと思います。

児相の業務の課題(1)

- 知的障害者更生相談所を業務しない。

児相自体が少ない(1)

- 児相自体少なすぎる(田舎だと移動するだけで時間がかかっ

でしまう)。

大卒の補助・勤務体制保障(1)

- 勤務体制、保障(賃金含め)などの大卒の補助。

新たな関係機関必要(1)

- 関係機関の新たな設置、

児相の知名度に体制が追い付かず(5)

- 児相の知名度上がる一方で体制が十分でない。
- 虐待がクローズアップされ、業務に対し、市民の関心が高まったことは喜ばしいと思うが、それに見合った専門知識を受けるための研修等を受ける余裕も機会もなく、限界を感じる。
- 虐待通報や虐待そのものに社会的認知度が高まっているので、十分に対応するためにはもっと人数を増やしてゆくしかない。
- 特に今年は報道などマスメディアが報道を大きく取り上げたため、受理ケースが増大し、時間人員の限界が来ていた様に見えます。まずは何よりも、人員の足りなさが、現在の課題であると思っています。
- また、社会全体の児相に対する期待の高さと児相が実際に対応できることに大きな差があるので、そこをどのようにうめていくか、といことが課題です。

不明ケースの調査負担(1)

- 不明(氏名住所)ケース時の世帯特定のための調査

相談窓口のみ拡大(1)

- 相談を受ける窓口を広げる体制ばかりが強化されているように感じる。

現状での対応困難(5)

- 県の配慮で人員は増えておりますが、それでも対応に困難を感じます。このような状況が改善される時が来るのかどうか、いつも不安を感じながら業務にあたっています。
- 児童相談所があくまで相談機関である以上、限界があると思われる。
- どうにもならないことを、どうにかしろと言われることがしんどい。

注

1) 高橋重宏他 (2006)「児童福祉司の職務とストレスに関する研究」日本子ども家庭総合研究所

2) Maslach, C., & Jackson, S.E. 1981 The measurement of experienced burnout. *Journal of Occupational Behaviour*, 2: pp99-113

3) 稲岡文昭 1988年、「BURNOUT現象とBURNOUTスケールについて」『看護研究』、21-2 p30

4) 表1の回答すべてが未記入であったものに加え、表1の回答のすべてが「0」であったものを欠損値として、集計。ケース実務者の状況に近づくと考えられる。(以下、表2、表3も同様)

- すべての業務を見相することは無理。制度として見直して、分業してほしい。
- 出来ることと出来ないこと、やりたいこととやれることの区別をつける必要がある。国も県も

責務重大権限小さく負担大きい(1)

- 社会的には児童の命を預かる様な重要な専門職としての位置づけであり、責務は重大であるが、権限は少なく、負担も大きいと感じる。

業務量の多いケースの増加(7)

- ケースの困難性、問題の複雑性、関係機関との連携調整の必要性が高いケース数が増えている
- かつ解決困難件数が多くなっている中、
- 業務量増大
- 親についても子についても難しさはあります。
- 相談件数の増加だけでなく困難度は更にあがっていると思います。
- 対応がむずかしいケースが多くなっている。
- 特に今年度は、例年の倍ペースで虐待通告があり、しかも深刻なケースも多く、対応に非常に困難を感じている。

対応困難事例多い(1)

- 対応の難しい事例が多いので、実力がついていかず、上司の協力を得ながら行っています。

虐待通告の増加(2)

- 虐待通告が倍増している。
- 虐待件数が増加傾向

DV目撃ケース増加(1)

- また警察から、DVをみたことによる心理的虐待の通告件数が非常に勢いで増加してきているので、対応しきれない。

障害ケースの虐待増加(1)

- 障害のなかでも虐待ケースがふえていること

「児童福祉司の業務と専門性に関する調査」

＜本調査について＞

当研究所の子ども家庭福祉行政にかかわる調査研究につきまして、日頃よりご理解とご協力を賜り心より感謝いたしております。

本調査は、児童福祉司の業務と専門性を把握することを目的として、全国の児童福祉司の皆さま全員（所長を除く）を対象として実施させていただくものです（児童相談所単位ではありません）。何卒、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

なお、本調査は量的調査による統計的な傾向を把握する方法で、質問を設定しております。児童福祉司の業務は個別性の高いものであり、質問によっては回答に迷われるものもあるかと存じますが、量的調査の性格をご理解いただき、ご自身の考えにより近い選択肢および数値をお選びいただきたく存じます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、何卒、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

＜ご返送について＞

お忙しい中大変恐縮ですが、**平成22年11月30日（火）までに同封の返信用封筒にて児童相談所ごとにおとりまとめいただき、ご返送いただければ幸いです。**

○返送用封筒には200円切手が貼ってあります。不足分は到着時に清算いたしますので、そのままご投函ください。

○調査票が足りない場合はコピー等にて増刷いただけると幸いです。

調査主体：

日本子ども家庭総合研究所
平成22年度チーム研究
「児童福祉司の専門性に関する研究」研究班
(主任研究者 高橋重宏)

調査票ご記入に関するお問い合わせ先：

日本子ども家庭総合研究所 有村/永野
電子メール：arimu@mac.com
TEL：03-3473-8347
(月曜日～金曜日)
FAX：03-3473-8408

Q1. 主担当ケース数の内訳について、下表1～3、それぞれにご回答ください。

表1 (11月1日現在)

	虐待	養護 虐待を除く	非行	障害	育成	左記以外
未処理						
在宅指導						
施設入所措置・ 里親委託						

※ 複数対応等、主担当ケース以外でのかわり方は計上しないでください。自立支援法に基づく対応を含む。

表2 (10月中実績)

	虐待	養護 虐待を除く	非行	障害	育成	左記以外
助言指導で 終了したケース						

※ 10月31日で終了しなかった助言指導ケースは、表1に計上してください。

表3 (11月1日現在)

	ケース数
毎日のように対応を要するケース (たとえば、他の用件をキャンセルしても優先せざるを得ない状況が生じる可能性が高いケースなど)	
毎日ではないが、おおむね週1回以上、日常的な対応を要するケース (たとえば、状況によっては他の用件をキャンセルしても優先せざるを得ない状況が生じる可能性があるケースなど)	
毎週ではないが、おおむね月に1回以上の割合で対応しているケース (たとえば、イレギュラーなことが頻回には起こらず、予定を組んで対応することが可能である場合が多いケースなど)	
毎月ではないが、3～6ヶ月に1回ないし数回の割合で対応しているケース (たとえば、対応頻度は高くないが、児童相談所が主たる援助機関として状況把握を要するケースなど)	
1年に1回程度あるいはそれ以下の割合で対応しているケース (たとえば、状況の変化、ケース側からの接触、連携をとっている関係機関からの連絡などがあるまで対応を要さないケースなど)	

※ 「対応」には、訪問・面接、調整、電話、記録・資料の準備、会議・カンファレンス・打ち合わせ等を含みます。

Q2. 平成22年4月1日～平成22年9月30の間に、児童福祉法28条の申立及び更新を行った担当ケース数をご回答ください。

Q2-1 主担当で法28条 申立 : () ケース

Q2-2 主担当で法28条 更新 : () ケース

Q3. 平成22年4月1日～平成22年9月30の間に、主担当として立入調査を行った担当ケース数をご回答ください。 : () ケース

Q4. 主担当ケースのうちご自身の感覚として以下に該当するケース数は、主担当ケース数全体を10とすると、おおむねどの程度ですか。

Q4-1. あらかじめ立てたスケジュール通りに対応できているケース数 : () / 10 ※ 0～10の数字(小数点なし)を記入

Q4-2. 現状として必要最低限な対応はできていると思えるケース数 : () / 10 ※ 0～10の数字(小数点なし)を記入

Q4-3. 十分に対応できていると思えるケース数 : () / 10 ※ 0～10の数字(小数点なし)を記入

Q5. 一人の地区担当児童福祉司が常時担当するケース数(未処理、在宅指導、施設入所措置・里親委託すべてを含む)はおおむねどのくらいが適切であると思われますか。選択肢からあてはまる番号を選び、回答欄へご記入ください。

<選択肢(※Q5のみ)>

1 5 ケース未満	2 5～10 ケース未満	3 10～15 ケース未満
4 15～20 ケース未満	5 20～25 ケース未満	6 25～30 ケース未満
7 30～35 ケース未満	8 35～40 ケース未満	9 40～45 ケース未満
10 45～50 ケース未満	11 50～55 ケース未満	12 55～60 ケース未満
13 60～80 ケース未満	14 80～100 ケース未満	15 100～120 ケース未満
16 120～140 ケース未満	17 140 ケース以上	18 わからない

Q5-1. すべての相談種別を含む、適当な担当ケース数 : () ※上記選択肢から番号で記入

Q5-2. 虐待ケースのみを担当したと仮定したときの、適当な担当ケース数 : () ※上記選択肢から番号で記入

Q5-3. 通常1ヵ月の中で面接・訪問・調査・調整など具体的な活動を伴って担当できるケース数(助言指導ケース等、月末のケース処理件数には計上されないようなものも含め、1ヵ月のうちで何らかのかかわりを持つケース数) : () ※上記選択肢から番号で記入

Q6. 平成22年4月1日～平成22年9月30の間に、あなたが主担当の虐待ケースについて、保護者に対応の改善を指導中に転居されたケース数(実数)をお教えください。(ない場合は0を記入)

Q6-1. 転居先が不明 : () ケース ※実数を記入

Q6-2. 転居先が判明したが、管轄の児童相談所に情報を引き継ぐことまではしなかった : () ケース ※実数を記入

Q6-3. 転居先が判明し、管轄の児童相談所に情報を引き継いだ : () ケース ※実数を記入

Q7. 平成22年4月1日～平成22年9月30の間に、あなたが主担当の虐待ケースについて、虐待情報の通告後、48時間以内に子ども本人の安全確認を実施することについてあてはまる状況ごとのケース数(実数)をお教えください。(ない場合は0を記入)

Q7-1. 児童相談所職員が直接、48時間以内に本人確認できなかったケース : () ケース ※実数を記入

Q7-2. 児童相談所職員が関係機関に依頼したものを含めれば48時間以内に本人確認できたケース : () ケース ※実数を記入

Q7-3. 児童相談所職員が直接、48時間以内に本人確認ができたケース : () ケース ※実数を記入

Q8. 10月中に所定の勤務時間を越えて働いた実際の時間数をお教えください。 : () 時間 ※代休をとった分については除外してください

Q9. 年末年始、休日など勤務日以外で、携帯電話等に連絡が入り、対応を求められる可能性がありますか。※ひとつに○；実際に対応したことがあるかはここでは問いません

1 ある(→Q9-1へ) 2 ない

Q9-1. 前設問で「1」にご回答された方で、なおかつ、平成21年度も、1年間児童福祉司として勤務されていた方のみにおうかがいします。平成21年度中に実際に勤務日以外で対応した回数をお教えください。 : () 回

Q10. 平成21年度も、1年間、児童福祉司として勤務されていた方のみにおうかがいします。平成21年度中の有給休暇消化率をお教えください。 : () 割

Q11. 所内のスーパーバイザーとの関係についてお教えてください。(ひとつに○)

- 1 いつでも必要などきにスーパーバイザーからの確かな助言をしてもらえていると感じることが多い
- 2 スーパーバイズを受ける時間は十分確保されていないが、スーパーバイザーからの確かな助言をもらえたと感じるが多い
- 3 スーパーバイズはしてもらえらるが、スーパーバイザーからの確かな助言をもらえたと感じられないことが多い
- 4 スーパーバイザーと話し合う時間がとれず、スーパーバイズをあてにできない
- 5 非該当 (自分がスーパーバイザーのためスーパーバイズを受ける機会がない)
- 6 非該当 (所内にスーパーバイザーがいない)
- 7 その他 (具体的に:)

Q12. 以下の 22 の質問項目の 1 つ 1 つについて、あなたは最近どの頻度で体験しましたか。該当する箇所○印をつけて下さい。

	1度もない	1年に数回かそれ以下	1か月に1回かそれ以下	1か月に数回	1週間に1回	1週間に数回	毎日
1. 仕事で精神的に疲れ果てた感じがする	0	1	2	3	4	5	6
2. 一日の仕事が終わると疲れ果てた気持ちになる	0	1	2	3	4	5	6
3. 朝起きた時疲れを感じ、また同じ仕事に出かけなければと思う	0	1	2	3	4	5	6
4. 援助対象者が抱えている問題にその人がどのように感じているが容易に理解できる	0	1	2	3	4	5	6
5. あたかも援助対象者を人でないような扱い方をしている自分に気づく	0	1	2	3	4	5	6
6. 終日人と一緒に働くことは非常に気をつかう	0	1	2	3	4	5	6
7. 援助対象者の問題に対し非常に効果的にかかわっている	0	1	2	3	4	5	6
8. 仕事に燃えつきってしまった気持ちである	0	1	2	3	4	5	6
9. 仕事をとおし人の役に立っている	0	1	2	3	4	5	6
10. この仕事についてから人に対し冷淡になってきている	0	1	2	3	4	5	6
11. この仕事は自分の気持ちを無感覚にしてしまう気がする	0	1	2	3	4	5	6
12. 元気がつらつとして働いている	0	1	2	3	4	5	6
13. 仕事に欲求不満を感じている	0	1	2	3	4	5	6
14. 働きすぎだと思ふ	0	1	2	3	4	5	6
15. 援助対象者に何が起ころうと全く気にしない	0	1	2	3	4	5	6
16. 人と一緒に働くことは非常にストレスである	0	1	2	3	4	5	6
17. 援助対象者と容易にくつろいだ雰囲気を作る事ができる	0	1	2	3	4	5	6
18. 援助対象者に働きかけたあと気分が高揚する	0	1	2	3	4	5	6
19. 多くの価値ある仕事をやりとげている	0	1	2	3	4	5	6
20. 自分の限界にきた感じがする	0	1	2	3	4	5	6
21. 仕事上での精神的な問題に冷静に対応することができる	0	1	2	3	4	5	6
22. 援助対象者が抱えている問題の解決について私を責めているような気がする	0	1	2	3	4	5	6

Q13. 日常の業務の中で子どもや保護者と関わる際に、下記のような点であなたはどのように対応されていますか。下記の選択肢からあてはまる番号に○印をおつけください。(各項目1つずつ○)

	必ずしている	だいたいしている	ほとんどしていない	全くしていない	
1. 子どもを施設・里親に入所・委託する際には、保障されている権利について書かれたパンフレットや資料(権利ノートなど)を子どもに渡して説明している	1	2	3	4	5
2. 子どもの移送の際には、年齢に応じて子どもと同性の職員を同行させるようにしている	1	2	3	4	5
3. 子どもの教育を受ける権利を保障する視点をもって対応している	1	2	3	4	5
4. 子どもの文化的・宗教的背景を考慮した上で対応している	1	2	3	4	5
5. 子どもが意向や気持ちを率直に話せるように、年齢や発達に応じた配慮をしている	1	2	3	4	5
6. 子どもの話す内容がどのような内容であっても、十分に受け止めるようにしている	1	2	3	4	5
7. 子どもの意向や気持ちを聴取するだけでなくそれを援助内容に反映している	1	2	3	4	5
8. 子どもは社会全体に支えられながら、親により養育される権利を有しているという視点をもって対応している	1	2	3	4	5
9. 親子分離が避けられない場合は、できるだけ家庭での安定した環境での養育を保障する視点をもって対応している	1	2	3	4	5
10. 子どもが知られたいことを保護者や職員・里親に伝える場合には、承諾を得るなどプライバシーを十分に尊重した対応をしている	1	2	3	4	5
11. 一時的な介入・保護だけでなく、長期的な子どもの自立を意図した対応をしている	1	2	3	4	5
12. 児童相談所が子どもの意向と一致しない措置を探らざるを得ない場合、子どもが理解できるように十分に時間をかけて説明している	1	2	3	4	5
13. 一時保護、施設・里親に入所・委託する際に、なぜそれが必要なのか子どもが理解できるように十分に時間をかけて説明している	1	2	3	4	5
14. 一時保護、施設・里親に入所・委託される際に、今後のサービスの見通しについて、子どもが理解できるように、きちんと説明している	1	2	3	4	5
15. 子どもを施設・里親への入所・委託に関する話をする際には、パンフレットや映像資料などを活用し、これからの生活の場に関し具体的な説明をするようにしている	1	2	3	4	5
16. 子どもを施設・里親に入所・委託する際に、子どもとともに入所および委託前の見学をしている	1	2	3	4	5
17. 子どもを施設・里親に入所・委託する際に、子どもと施設職員・里親との面談を設定している	1	2	3	4	5
18. 子どもを施設・里親に入所・委託する際に、その必要性を保護者が理解できるように十分な説明の機会をもつようにしている	1	2	3	4	6
19. 子どもを施設・里親に入所・委託する場合には、家庭からの分離期間をできるだけ短くできるように保護者に対する家庭復帰支援をしている	1	2	3	4	5
20. 子どもおよびその家族に関わる情報に関して、守秘義務や個人情報保護の観点をもって取り扱っている	1	2	3	4	5
21. 子どもの権利条約を読み直すなどその趣旨を意識しながら、日々の業務に携わっている	1	2	3	4	5
22. 外国籍の子どもの場合は、宗教・文化の違いに特に留意するなど子どもの権利条約の趣旨を意識しながら対応している	1	2	3	4	5
23. 子どもの最善の利益の保障を念頭において、子どもや保護者に対応している	1	2	3	4	5
24. 子どもを施設・里親に入所・委託する場合には、施設職員・里親に、子ども及びその家族に関わる情報を適切に伝え、説明している	1	2	3	4	5
25. 子どもを支援する関係機関に、子ども及びその家族に関わる情報を適切に伝え、説明している	1	2	3	4	5
26. リスクだけでなく、子どもや家族・親族・地域のストレス(強み)に焦点をあてる視点をもって対応している	1	2	3	4	5
27. 自分自身の偏見や文化的な背景が、サービスに影響を与える可能性について、意識しながら対応している	1	2	3	4	5
28. 当事者の参画を重視した「ファミリーグループ・カンファレンス」の援助方法を活用している	1	2	3	4	5

Q14. あなたが仕事をする中で、ふだんお感じになっていることについてあてはまる番号に○印をおつけ下さい。(それぞれの項目ごと1つだけ○)

	大いに思う	思う	どちらともいえない	あまり思わない	全く思わない
1. ケース記録の執筆に時間がとられ、直接的なソーシャルワークを行う時間が十分にとれない	1	2	3	4	5
2. 職員の給与額は妥当である	1	2	3	4	5
3. 職場の建物の構造や机・キャビネット・OA機器などの内部備品が使いやすい配置になっている	1	2	3	4	5
4. 自分は私生活よりも仕事の達成が重要であると思う	1	2	3	4	5
5. 自分は虐待事例の対応をしていて解決できそうにもない問題に直面することが多い	1	2	3	4	5
6. 自分は暴言や脅迫で心理的な圧力を感じる事が多い	1	2	3	4	5
7. 自分は28条による措置に関する保護者との関係に困難を感じる事が多い	1	2	3	4	5
8. 自分は保護者が一時保護所や施設からの強い引き取りを要求すると対応に困難を感じる事が多い	1	2	3	4	5
9. 自分は市民や世論から支持されている	1	2	3	4	5
10. 直属の上司は自分の仕事を支援してくれる	1	2	3	4	5
11. 同僚たちは自分の仕事を支援してくれる	1	2	3	4	5
12. 自分は児童福祉司の仕事に誇りをもっている	1	2	3	4	5
13. 自分は「ソーシャルワーク」の概念がよくわからない	1	2	3	4	5
14. 自分は「ソーシャルワーカー」である	1	2	3	4	5
15. 自分は今後も児童福祉司をつづけたい	1	2	3	4	5
16. 自分は夜間や休日でも業務のために呼び出されるかわからないことが負担である	1	2	3	4	5
17. 自分の担当するケース数は多すぎる	1	2	3	4	5
18. 主担当ケース以外に時間をとられることが負担である	1	2	3	4	5
19. 休日・祝日の体制整備が必要である	1	2	3	4	5
20. 自分のペースを確保するスケジュールを組めていない	1	2	3	4	5
21. 自分は児童福祉法第56条の負担金認定徴収事務を負担に感じる	1	2	3	4	5
22. 自分の身の安全を図る体制が充実していない	1	2	3	4	5
23. 自分是对応困難な保護者に対する負担感が大きい	1	2	3	4	5
24. 保護者への指導の権限が弱い	1	2	3	4	5
25. 区市町村の相談体制が整えば業務負担が軽減される	1	2	3	4	5
26. 自分は援助技法のスキルアップを図りたい	1	2	3	4	5

基本属性（個人が特定されないことがないよう統計処理いたします）

F1. 採用方式（ひとつに○）

- | | | |
|-----------|-------------------|---------|
| 1 福祉専門職採用 | 2 心理職採用 | 3 保育士採用 |
| 4 保健師採用 | 5 看護師採用 | 6 教員採用 |
| 7 一般行政職採用 | 8 その他（具体的に：_____） | |

F2. 取得資格等（あてはまるものに○）

- | | | |
|---------|--------------|-----------|
| 1 社会福祉士 | 2 社会福祉主事任用資格 | 3 精神保健福祉士 |
| 4 保育士 | 5 保健師 | 6 看護師 |
| 7 教員免許 | 8 医師・歯科医師 | |

F3. 大学での専攻（ひとつに○）

- | | | |
|-------------------|-------------------|-------|
| 1 社会福祉学 | 2 心理学 | 3 教育学 |
| 4 社会学 | 5 保育学 | 6 児童学 |
| 7 非該当（大学には行っていない） | 8 その他（具体的に：_____） | |

F4. 職歴

教員経験年数（社会福祉領域で教職として配置された場合も含む）

（ ）年（ ）か月

保健師経験年数（社会福祉領域で保健師として配置された場合も含む）

（ ）年（ ）か月

社会福祉領域での勤務経験年数（事務は除く）

（ ）年（ ）か月

うち児童相談所通算勤務経験年数

（ ）年（ ）か月

うち児童福祉領域（児相を除く）での通算勤務経験年数

（ ）年（ ）か月

うち福祉事務所での通算勤務経験年数

（ ）年（ ）か月

F5. あなたは着任するにあたって児童福祉司の任用を希望されていましたか。（ひとつに○）

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1 児童福祉司を希望していた | 2 児童福祉司を特に希望してはいなかった |
| 3 児童福祉司は望んでいなかった | |

F6. 年齢

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 20-24 歳 | 2 25-29 歳 | 3 30-34 歳 |
| 4 35-39 歳 | 5 40-44 歳 | 6 45-49 歳 |
| 7 50-54 歳 | 8 55-59 歳 | 9 60歳以上 |

F7. 性別

- 1 男性 2 女性

F8. 任用方式（ひとつに○）

- 1 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会を修了した者
2 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3 医師
4 社会福祉士
5 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
6 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの
7 該当なし

F9. あなたの活動形態

F9-1 地区の担当（ひとつに○）

- 1 地区担当である
2 地区担当でない

F9-2 相談種別の担当（最もあてはまるものひとつに○）

- 1 特定の相談種別を専門的にあるいは主として担当していない
2 虐待相談を専門的にあるいは主として担当している
3 非行相談を専門的にあるいは主として担当している
4 虐待相談と非行相談の両方を専門的にあるいは主として担当している
5 障害相談を専門的にあるいは主として担当している
6 管理職であるためケースを持っていない
7 その他（具体的に：）

F9-3 特定の援助段階の担当（ひとつに○）

- 1 特定の段階を専門的にあるいは主として担当することはない
2 インテークを専門的にあるいは主として担当している
3 調査以降の段階（インテーク以外）を専門的にあるいは主として担当している
4 援助方針会議で在宅指導となったケースを専門的にあるいは主として担当している
5 援助方針会議で施設入所となったケースを専門的にあるいは主として担当している
6 援助方針会議で家族再統合の対象となったケースを専門的にあるいは主として担当している
7 その他（具体的に：）

F9-4 特定業務への専従（あてはまるものに○）

- 1 市町村の後方支援を専門的にあるいは主として担当している
2 担当ケースを持たないワーカーとして、臨機応変な対応を求められている
3 里親対応を専門的にあるいは主として担当している
4 スーパーバイザーとしての業務を担当している
5 相談所全体にかかわる管理運営業務を担当している
6 その他（具体的に：）

F9-4-1. 前設問で「4」とご回答された方におかがいします。スーパーバイザーに最初に兼任されたときの職歴についてお教えてください。

社会福祉領域での勤務経験年数（事務は除く） ()年()か月
うち児童相談所での通算勤務経験年数 ()年()か月
うち児童福祉領域（児相を除く）での通算勤務経験年数 ()年()か月
うち福祉事務所での通算勤務経験年数 ()年()か月

F9-4-2. あなたの教育・訓練（スーパービジョン）を受ける児童福祉司（スーパーバイザー）数をお教えてください。 ()人

F9-4-3. スーパーバイザーとして日頃感じていることをお教えてください。（あてはまるものに○）

- 1 自分が忙しくて十分なスーパービジョンができない
2 児童福祉司が忙しくて十分なスーパービジョンができない
3 ケースを抱え込んでしまう児童福祉司へのスーパービジョンが難しい
4 精神的なバランスを崩しかけている児童福祉司へのスーパービジョンが難しい
5 困難ケースが多いために限界を感じる事が多い
6 とくにない
7 その他（具体的に：）

F10. 雇用形態

- 1 常勤（児童福祉司専任） 2 常勤（児童福祉司以外の業務を兼任） 3 非常勤

F11. 児童福祉司の業務遂行上の課題として感じておられることについてご意見をおきかせください。

Blank box for writing responses to F11.

★お忙しい中、ご回答いただきましたこと心より感謝申し上げます。ありがとうございました。★

